

水上村議会定例会会議録

令和7年3月5日（水）開会

水上村議会

令和7年第1回水上村議会定例会会議録（第1日）

令和7年3月5日

午前10時 開 会

於 議 場

1. 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告及び施政方針説明 |
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 水上村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 公益的法人等への水上村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 水上村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 7号 | 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 8号 | 水上村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 9号 | 水上村一般住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第10号 | 水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第11号 | 水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第12号 | 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を |

- 定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 財産の取得について
- 日程第18 議案第15号 財産の処分について
- 日程第19 議案第16号 水上村生涯スポーツ施設の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（林道上米良大平線災害復旧工事）
- 日程第21 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（林道幸野線災害復旧工事）
- 日程第22 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（美尾谷川河川災害復旧工事）
- 日程第23 議案第20号 工事請負変更契約の締結について（大内川河川災害復旧工事）
- 日程第24 議案第21号 県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定について
- 日程第25 議案第22号 水上村総合計画の策定について
- 日程第26 議案第23号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第27 議案第24号 水上村商工会員の借入資金に関する預託について
- 日程第28 議案第25号 令和6年度水上村一般会計補正予算（第9号）
- 日程第29 議案第26号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第27号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第28号 令和6年度水上村介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第29号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第30号 令和6年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第31号 令和6年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第32号 令和7年度水上村一般会計予算
- 日程第36 議案第33号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第37 議案第34号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予

算

- 日程第38 議案第35号 令和7年度水上村介護保険特別会計予算
日程第39 議案第36号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計予算
日程第40 議案第37号 令和7年度水上村簡易水道事業会計予算
日程第41 議案第38号 令和7年度水上村下水道事業会計予算
日程第42 議員派遣の件について
日程第43 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 成尾和英君 | 2番 杉野貴文君 |
| 3番 小川恵君 | 4番 杉野久志君 |
| 5番 山崎隆浩君 | 6番 荒嶽晋君 |
| 7番 米本宗徳君 | 8番 那須良策君 |

3. 欠席議員（0人）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

- 議会事務局長 加藤康君 総務課課長補佐 信國俊輔君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（9名）

- | | |
|--------------|-----------------|
| 村長 中嶽弘継君 | 教育長 原崇君 |
| 総務課長 田代浩章君 | 会計管理者 西本克幸君 |
| 保健福祉課長 幸野一樹君 | 税務住民課長 西本克幸君 |
| 産業振興課長 田代浩幸君 | 建設課長 甲斐敦君 |
| 教育課長 堤田江美子君 | 地方創生推進課主幹 那須裕平君 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） おはようございます。全員おそろいでございます。令和7年第1回水上村議会定例会を開会します。

これより会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（那須良策君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、小川 恵君、4番、杉野久志君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（那須良策君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期につきましては、去る2月25日、議会運営委員会が開かれました。委員会の意向としましては、5日から14日までの10日間としたいという意向でございました。したがって、本日より10日間と決定したいと思いますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

会期は、本日より10日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告及び施政方針説明

○議長（那須良策君） 日程第3 諸般の報告及び施政方針説明を行います。

まず、私から報告を申し上げます。

去る2月21日、熊本テルサにおいて第75回熊本県町村議会議長会定期総会が開催されました。本総会では、令和6年度の歳入歳出決算認定、令和7年度の予算審議が主なものであり、いずれも全会一致で承認可決されました。議案では、本年度の要望書も議決されております。県議長会からは、平成28年熊本地震からの復旧・復興に関する要望、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興に関する要望に加え、議員のなり手不足対策及び議会への多様な人材の参画に関する要望の3点、球磨郡からは、球磨地域公共交通網の整備促進について、球磨川における抜本的な治水対策の促進について、雇用対策について、豪雨災害等から国道を守る治山事業及び森林整備の強化についての4点が盛り込まれております。

私たち議会としては、これらの要望に対し、早期着手、早期回復を図っていただ

くよう、繰り返し要望していくことが重要でございます。議員各位におかれましては、共通認識を持つためにも、後ほど事務局で資料等を確認いただきたいと思っております。

次に、2月14日に開催しました全員協議会において、本会議における議会の会議録をホームページへ公開することが決定しました。このことは、全ての議会の審議内容の詳細が村民に広く公開されるだけでなく、村民以外の不特定多数の人からも閲覧されるわけですから、議員各位の発言にはこれまで以上に責任が伴うことを認識いただいて、質疑については、簡潔かつ簡便に、また、明らかに議題外にわたる質疑については制止する場面も出てまいりますので、その旨御理解いただきたいと思っております。

さて、本日は、第1回定例会の告示がされましたが、公私ともに御多忙の中、全員御出席いただき誠にありがとうございます。

本定例会では、令和7年度当初予算案を主体とする議案をはじめ、38の議案ございます。また、最終日には全員協議会で議会基本条例についても引き続き協議いただくこととしております。

資料につきましては、来年度の県議長会及び全国議長会研修等の予定表を配付しておりますが、該当する研修等につきましては、議員各位、スケジュールの調整をお願いいたします。なお、各一部事務組合からの報告については、資料を配付しております。

最後に、先の議会運営委員会において予算審議は、本会議にて各課ごとに行うことが決定しましたが、本年度の一般会計予算案は過去最大の60億円を超えており、その内容も多種多様でございます。後もって予算編成に対する具体的な説明を受けながら審議いただくこととしておりますが、議員各位慎重に御審議いただきますようお願いしまして、私からの報告を終わります。

次に、水上村長より諸般の報告及び施政方針説明の申出があります。これを許します。

中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第1回水上村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方におかれましては、大変お忙しい中にも関わりませず全員の御出席を賜りまして、議案の御審議をいただきますことに、まずもって、心より感謝を申し上げます。

それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、諸般の報告を2件申し上げます。引き続き、令和7年度の施政方針及び当初予算の編成方針について御

説明を申し上げたいと思います。

まずは、諸般の報告でございますが、お三方の長寿者へのお祝い金贈呈について御報告申し上げたいと思います。

お一人目は、岩野宮田地区の細田チマさん、大正13年12月15日生まれでございますが、満100歳の誕生日を迎えられましたので、昨年12月18日に入院先の病院をお尋ねしまして、お祝い金の贈呈を行ってまいりました。水上村出身の細田さんは、元国鉄の職員でありました夫の英雄さんと結婚をされ、福岡県の田川市で暮らしていらっしゃいましたが、昭和49年に生まれ故郷の水上村に帰ってこられたとお伺いをいたしました。近年まで村の生涯学習講座の習字教室、そういったところで長年にわたり活動をされており、入院する前までは自宅でも習字やそろばんをされておられたそうでございます。骨折の治療のため入院中でしたが、まだまだ自分は90歳だという気持ちを持ちながら毎日を過ごし、早く元気になって家でまた好きなことや好きな物を食べて過ごしたいと元気に語っていらっしゃいました。

お二方目は、岩野上楠地区の打越みよさん、大正14年1月20日生まれが100歳の誕生日を迎えられましたので、去る1月25日に入所中の施設をお尋ねしまして、お祝い金の贈呈を行ってまいりました。打越さんは、現在の静岡県伊豆市の御出身で、昭和22年に夫の仲雄さんと御結婚をされ、その後、昭和52年に水上村に転入されたとお伺いをいたしました。そして夫の仲雄さんは、昭和58年から水上村議会議員として4期16年間の務めがございまして、それを支えてこられた苦労話でありますとか、当時の村の様子についてなども懐かしく語っていただきました。施設の中での生活については、食事もおいしい、楽しく過ごせている。また、家族も近くにいるので安心ですということで話をさせていただきました。

お三方目は、湯山神揚地区の濱川薫さん、大正14年1月20日生まれでございますが、打越みよさんと同じ日の100歳の誕生日を迎えられましたので、去る1月26日に入所中の施設をお伺いをし、施設職員が立ち会いのもとでお祝い金の贈呈を行ってまいりました。濱川さんは、多良木町の久米の御出身で、夫、吉雄さんと昭和24年に御結婚、そして昭和39年に水上村に転入されておられます。長年看護師をされておられましたが、近年は体調を崩されておられまして施設入所となっておりますのでございます。こちらから施設での生活は楽しいですかということを問いかけますと、笑顔で頷かれておられましたのを今思い浮かべております。なお、濱川様におかれましては、去る令和7年の2月1日に御永眠されたことで、ここにまた謹んで御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

なお、平成7年4月1日にこの水上村の長寿者祝い金支給条例を施行しておりま

すが、細田さんが25人目、打越さんが26人目、故濱川さんが27人目のお祝い金の贈呈者でございました。お三方の戦前、戦中、戦後にわたる激動の人生の御慰労を申し上げます。そして、また併せまして、細田さんと打越さんには、今後の御健康・御長寿をお祈り申し上げて帰ってきたところでございます。

次に、2件目でございますが、球磨郡町村会によります令和7年度管内主軸事業の要望活動について御報告を申し上げます。

去る2月4日から2月5日にかけて上京し、国土交通省及び地元選出の国会議員へ要望を行ってまいりました。要旨は、道路事業の整備促進と球磨川における抜本的な治水対策の促進でございます。本村に係ります事業といたしましては、一般県道五木湯前線、並びに一般県道上椎葉湯前線の社会資本整備総合交付金、それから、村道石舟五本松線の社会資本整備総合交付金、そして、村道橋梁の長寿命化修繕を図る道路メンテナンス事業補助金について御要望を申し上げてまいりましたことを御報告を申し上げたいと思います。

続きまして、令和7年度の施政方針及び当初予算編成について申し上げたいと思います。

施政方針は、別紙③でお配りしておりますので見ていただければと思います。

本日、令和7年第1回水上村議会定例会の開会に際し、令和7年度一般会計予算案をはじめとする各議案の御審議をお願いするにあたり、新年度に臨む私の所信と主要政策の概要について申し上げます。

本年2月の内閣府の月例経済報告では、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、通商政策などアメリカの政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」とされております。

国の地方財政対策では、物価高が引き続き、人口減少が深刻化する中、社会保障関係費の増加はもとより、人件費の大幅増、地方創生の再起動、子ども・子育て政策の強化やデジタル化、脱炭素化、防災・減災対策等に係る歳出増を踏まえ、地方の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年比を1.1兆円上回る63.8兆円を確保されております。

また、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る19.0兆円を確保し、臨時財政対策債は、制度創設以来、初めて新規発行額が計上されないことに加え、交付税特別会計借入金の償還繰延分2.2兆円の償還が計上され、地方財政の

健全化が大きく図られております。

本村の財政状況につきましては、健全性を維持しているものの、社会保障関連経費の増加傾向が続くことに加えて、物価高騰による物件費の増加が見込まれる中で、村民生活に直結する重要な事業については、積極的かつ効果的に進めていかなければなりません。

今年は、11月に節目となる村制施行130周年を迎えます。4月からは「第6次水上村総合計画」が「人と自然が輝く夢のあるみずかみ」をキャッチフレーズとしてスタートし、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略と合わせ、最優先課題である令和7年7月豪雨災害、台風14号災害からの復旧・復興、そして地方創生、少子化対策、農林水産業・商工業の振興対策等今後ともしっかりと取り組んでまいります。

令和7年の当初予算は、一般会計で60億8,000万円、特別会計の内訳といたしまして、国民健康保険特別会計（事業勘定）2億7,770万円、国民健康保険特別会計（直診勘定）990万円、介護保険特別会計4億3,220万円、後期高齢者医療特別会計4,670万円、合わせまして特別会計が総額で7億6,650万円、それから、公営企業会計の内訳といたしまして、簡易水道事業会計が1億6,710万円、下水道事業会計が2億5,773万円、公営企業会計予算規模総額といたしまして4億2,483万円、全ての会計の総額といたしましては72億7,133万円といたしました。

一般会計予算の総額は、対前年より11億9,300万円、比率にして24.41%の増額となりました。これは、スポーツ環境整備事業において6年度から7年度への予算組替えに合わせ、事業費3億5,320万円の増、災害復旧事業費での3億1,390万円の増、さらに、ふるさと寄附金において2億円増の5億円を見込むことによる積立金と関係経費の増が主な要因でございます。

特別会計4会計につきましては、総額で7億6,650万円、前年度に比して2,040万円、2.73%増で予算計上いたしております。

公営企業会計では、簡易水道事業会計において対前年より6,568万円、比率にして64.77%の増額となっておりますが、湯山地区の簡易水道施設測量設計委託料7,000万円の皆増によるものでございます。

一般会計の歳入予算の構成比率につきましては、国庫支出金27.55%、地方交付税25.08%、村債13.49%、村税などの自主財源は27.35%となっております。

一方、歳出予算の構成比率でございますが、総務費43.92%、災害復旧費12.39%、農林水産業費が8.55%の順となっております。

次に、各課の主な予算について申し上げます。

まず、総務課関係でございますが、本年1月に村制施行130周年を迎えます。村民の皆さんと一体となって、記憶に残る1年になるよう各種事業に取り組むとともに、水上村の姿をしっかりと記録に残し、未来につなげていくため、記念式典に係る経費を計上いたしました。また、今年は5年に一度に実施される国勢調査の年です。全ての世帯に漏れなく正確な回答をいただけるよう事前の広報等に取り組んでまいります。

デジタル化の推進では、国が示す自治体DX推進計画に基づき、令和7年度を目標とする自治体情報システムの標準化を円滑に進めるため、所管課と連携をしながら取り組んでまいります。

次に、保健福祉課関係について申し上げます。

民生費では、地域共生社会の実現を目指すための地域福祉計画及び子ども・子育て支援に関する個別的な計画となる子ども・子育て支援事業計画を令和6年度において策定し、令和7年度からの5か年間の事業に取り組むことといたしております。

令和7年度は、これらの計画に加え、高齢者福祉計画や介護保険事業計画、障がい者計画等に基づき、社会福祉協議会や民間事業所、医療機関などと連携を図りながら住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるよう、引き続き、「元気で輝くみずかみ」「元気で笑顔あふれるみずかみ」を目指してまいります。

高齢者関係では、高齢化の進展に伴い、介護認定者もわずかながら増加傾向にあります。高齢になっても健康で自立した生活を続けてもらうため、「住民主体による通いの場」への支援の継続と、社会福祉協議会による「ふれあい会」などと連携した活動を推進するとともに、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「元気くらぶ」「元気が出る学校」など、引き続き、介護予防を推進するための予算を計上し、多様なサービスを充実させていくことで、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を行ってまいります。

また、令和7年度から年金収入のみで生活をされておられる非課税の高齢者に対し、物価高騰による家計負担を少しでも軽減するための高齢者生活支援給付事業を実施してまいります。

高齢者等の緊急時対策としては、看護師による定期的な安否確認などを行う「高齢者安心ネットワークシステム」の予算を引き続き計上し、また、認知症対策としての「おかえりシール」、緊急時に迅速な救命活動が行える「命のバトン」等の活用も進めながら、見守り体制の充実を図ってまいります。

さらに、熊本保健科学大学との包括連携協定に伴う事業として、認知症の当事者やその家族、地域住民が気軽に集う場としての「認知症カフェ」の運営、令和5年

度に設立したコミュニティシェッド「寄郎屋」を通じた男性の社会的孤立・孤独を防ぐ活動の支援にも継続して取り組んでまいります。

今後も、要介護状態となっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいります。

児童福祉関係では、令和7年度の保育所入所予定者は、岩野保育所34名、湯山保育所16名、広域入所6名で、合計56名となっております。保育所運営に加え、球磨郡公立多良木病院企業団に委託しております病児病後児保育事業「ほっと館」や保健センターで行っております「子育て支援センターさくらっ子」につきましても、保護者の幼児教育の場として、引き続き質の高い保育の提供に努め、併せて、母子手帳アプリ「みずかみさくらっこ」を利用しながら、乳幼児の予防接種等の管理を行っていただき、村からのタイムリーな情報の発信にも努めてまいります。

子育て支援として、水上村に住む若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、若い世代のニーズを実現するため、保育料の完全無償化及び出産祝金を継続して、安心して結婚・出産・子育てのしやすい社会環境の充実に努めてまいります。また、ひとり親家庭医療費の全額助成や、妊婦のための支援給付金事業などにより、引き続き経済的支援を実施してまいります。

次に、衛生費でございますが、保健衛生関係では、令和6年度から実施しております集団検診等における基本健診や各種がん検診の個人負担の無償化を継続するとともに、人間ドック補助金のうち、後期高齢者にかかる分の補助率を見直し、健診受診率の向上のための保健師による保健指導のほか、各種予防接種により、感染防止と重症化防止に努めてまいります。

このほか、健康長寿の最大の阻害要因となる生活習慣病については、子どもの頃からの予防が大切なことから、引き続き水上学園後期課程を対象とした思春期健康診査を実施し、子ども自ら生活習慣病予防の大切さを理解させ、正しい生活習慣を身に付けさせる取組も行ってまいります。

また、多胎妊娠など高度医療が必要な妊産婦の受診に伴う交通費を助成することにより、周産期の経済的負担を軽減し、併せまして、不妊治療を希望される夫婦に対して引き続き治療費の補助と交通費を助成し、妊娠・出産を希望される方の支援に努めてまいります。

人吉球磨広域行政組合関係では、人吉球磨クリーンプラザ及び免田リサイクルステーションについて、老朽化のため令和14年度に現行施設でのごみ処理業務を終了し、令和15年度以降は新たなごみ処理体制に移行することが計画されており、それに伴い、令和7年度から新ごみ処理施設整備事業負担金を新たに支出し、事業

にあたることとなります。

国民健康保険特別会計では、令和8年度から新たに子ども・子育て支援納付金分を賦課することとなります。また、先に示されました熊本県国民健康保険運営方針では、令和8年度までに国民健康保険税の算定方式を熊本県下で統一し、令和12年度を目途に保険料の完全統一を目指すこととなっております。本村におきましても、保険料率の統一に向けた動きを注視しつつ、令和9年度からの算定方式の統一に向け、令和7年度中に条例改正を行ってまいります。

介護保険特別会計では、令和9年度からの第10期事業計画策定に向けた介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に取り組むことといたしており、今後も高齢者の自立支援と重度化防止、介護給付費の適正化に努めてまいります。

また、熊本保健科学大学との包括連携協定による取組として、専門講師の指導のもと介護予防活動に継続して取り組んでまいります。

次に、税務住民課関係について申し上げます。

令和7年度当初予算については、全般的には総務省から示されております地方税及び地方譲与税収入見込額及び令和6年度までの調定実績を反映させ、予算化したしております。

令和7年度の村税につきましては、前年度に比して371万円、率にして1.52%の微減として予算計上しております。

主な減収の要因につきましては、固定資産税の国有資産等所在市町村交付金における市房ダム施設の資産評価額減によるものでございます。

村税等の徴収につきましては、住民個々の経済状況により一括納付が難しい滞納者の方もおられますが、納税の公平性を保つためにも、納付誓約による滞納整理や滞納処分の実施など、引き続き滞納額の圧縮に努めてまいります。

また、国から配分されます地方譲与税や利子割交付金等の各交付金についても、総務省が示しております地方税及び地方譲与税収入見込額、市町村交付金交付基準に基づきそれぞれ見込んでおります。また、森林環境譲与税については、前年度より当初予算ベースで528万6,000円の増収を見込んでおります。なお、国民の負担する森林環境税は令和6年度より国税といたしまして1人当たり1,000円が徴収されております。

なお、令和7年度の税制改正に伴う地方税制に関する法令案につきましては、現下の経済情勢等を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律案を含めて、現在、通常国会で3月末の成立に向けて審議をされておりますので、税条例の一部改正につきましては、その審議状況、可決時期及び法律の公布日を見定めながら、必要に応じて専決処分をさせていただきます。

次に、産業振興課関係について申し上げます。

まず、村有林管理でございますが、植栽から50年以上経過した伐期を迎えている山林が多く、伐採、植栽、育林という適正かつ効果的な村有林の管理に努め、計画的な施業による森林管理を進めてまいります。

農業全般においては、米価が令和6年産は過去最高水準まで取り引きされる中、物価高騰も続いており、市場情勢や国の対策等を含めて、情報を得ながら本村の現状に沿った支援に取り組んでまいります。

農業委員会では、農業委員と農地利用最適化推進員の連携のもと、担い手への農地集積を進め、農用地の適正管理に努めてまいります。なお、本年度から農業経営基盤法が廃止され、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地の賃貸借を進めることとなります。

また、農業振興においては、本年度から産業振興施設等整備事業補助金を実施するとともに、国及び地域での農産物に関する動向に注視しながら本村農業の特色に沿った施策に取り組んでまいります。

経営所得安定対策事業では、熊本県から提示される目標数量を参考に、生産者へ作付け目標を提示し、適正な生産と食味の向上を引き続き推進し、選ばれる産地を目指してまいります。

農業後継者対策事業では、新規就農者への支援・育成に取り組み、国の交付金や村単独の担い手支援を活用した支援とあわせ、農地保全においても第6期目の中山間地域等直接支払制度や多面的機能直接支援対策、環境保全型農業直接支援対策への取組を継続しながら、農地維持活動を推進してまいります。

旧岩野小学校校利活用事業につきましては、昨年8月に包括連携協定を締結しました株式会社ハンモによる水耕栽培が計画されており、連携を取りながら進めてまいります。

畜産振興対策では、子牛価格が下落し、飼料価格は上昇するといった苦しい状況の中、現在実施しております家畜導入事業による優良繁殖牛の導入促進や自家保留による更新及び増頭を行うなど、畜産農家の経営支援を継続し、令和6年度から合併した熊本県畜産農業協同組合の球磨市場の統合についても進められており、セリ市の対応など情報を共有しながら対応してまいります。

農業農村整備事業では、県営で実施中の岩野地区農業用排水路整備と圃場整備事業について一部着手しておりますが、依然として入札不調が多く、施工方法等の協議を行いながら工事が進みますよう県に働きかけてまいります。

また、湯山地区においては、区画整理等計画策定に取り組んでまいります。

林業振興では、林業従事者の育成や狩猟免許取得の支援とともに、全国的な課題

である鳥獣被害防止緊急捕獲対策を継続し、山林、農地の保全と国・県の補助を活用した間伐事業を推進し、林業、木材産業の活性化を図ってまいります。

森林環境推進事業につきましては、森林環境税を財源とします森林環境譲与税を活用し、村内の木材業者認定事業体において実施される私有林の間伐事業への支援を実施し、森林適正管理事業において、森林管理の村への委託希望により、村で管理することとなる個人所有の森林の手続きも進めてまいります。また、森林監視員による村有林も含めた監視を行い、適正な管理と今後の施業について検討してまいります。

商工振興対策では、本年度から産業振興施設等整備事業を実施し、商工会への助成と商品券プレミアム分の助成を継続し、燃油高騰対策を含め、関係機関と連携した経営への意欲維持と安定を図ってまいります。

観光推進事業では、ふるさと通信などの情報発信に努め、観光物産展での農産物販売、知名度の向上を図ります。水上ツーリズム事業とともに関係人口創出に努めてまいります。

桜の里事業費では、村内公園施設の適正な維持管理と桜の植栽から60年以上経過し更新時期を迎えているため、伐採・植栽を行い、桜の管理に努めてまいります。

続きまして、建設課関係について御説明申し上げます。

これまで、「令和2年7月豪雨」及び「令和4年台風14号」災害からの復旧復興を中心に取り組んでまいりましたが、災害復旧事業も、こちらのほうにつきましては、ようやく終盤に差し掛かってきておりますことから、令和7年度におきましては、通常の林道事業費の橋梁長寿命化改築事業及び道路橋梁費の道路改良、橋梁維持、舗装等、昨年度より予算規模を拡大いたしております。

環境衛生費につきましては、下水道処理区域外を対象とします合併処理浄化槽設置に対する整備補助金、施設の適正な維持管理を推進するための維持管理補助金を計上し、さらなる地域環境の保全を推進してまいります。

林道維持管理費につきましては、村の基幹産業であります林業の振興を図るため、インフラの基盤であります村内27路線の林道を維持管理するための維持修繕費及び4路線5橋の林道橋補修工事費を計上しております。

土木費関係につきましては、令和7年度におきましても、住民生活に直結する路線の整備を基本に事業を推進することとし、村道187路線の維持管理のための道路修繕費の予算を計上しております。

道路橋梁費につきましては、村で管理いたします橋梁の定期点検業務委託料を計上し、車両及び歩行者の安全な交通環境の確保を図ることとしております。また、道路改良工事1路線、村道橋1橋の上部工架設工事、村道橋1橋の補修工事及び道

路舗装工事1路線の予算を計上し、生活の基盤となる道路整備を図ることといたしております。

住宅費につきましては、建築から相当な年数が経過し、老朽化した住宅が多く、修繕費用が増大しているところではございますが、現に住まわれている方々の住環境の整備を図りつつ、村営住宅の維持に努めてまいりたいと考えております。また、老朽化した住宅につきましては、公営住宅長寿命化改定計画を基本として、今後の村営住宅の建て替え、修繕、改善を図り、併せて用途廃止や払下げ等を検討しながら施設の維持管理に努めてまいります。

災害復旧費につきましては、令和2年7月豪雨、令和4年台風14号、令和5年の梅雨前線豪雨や台風6号及び令和6年台風10号や9月豪雨により被害を受けた林道施設、公共土木施設の復旧を令和6年度からの繰越予算と合わせ事業進捗を図ることとしております。

林道施設災害につきましては、令和2年7月豪雨により被害を受けた2路線3か所、令和4年台風14号により被害を受けた1路線4か所の実績に伴う測量設計業務委託料、3路線6か所の復旧、令和5年6月の梅雨前線豪雨により被害を受けた1路線1か所の復旧及び令和6年台風10号9月豪雨により被害を受けた1路線2か所の復旧に取り組むこととしております。

公共土木施設災害につきましては、令和6年度に千が平橋の補修工事が完了し、令和2年7月豪雨により被災を受けた1路線1か所へのアクセスが見込まれることから復旧工事に着手することとしております。

次に、公営企業会計でございます。

公営企業会計全般におきましては、地方公営企業が必要なサービスを将来にわたり安定的に継続していくために、中長期的な基本計画、経営基盤の強化等を推進し、今後10年間の投資、財政計画、収支バランスや投資事業、財源、経営健全化の取組を行うための経営戦略の策定が義務づけられておりますので、簡易水道事業及び下水道事業におきまして経営戦略策定業務委託料を計上いたしております。

簡易水道事業につきましては、村で管理します簡易水道施設7か所の維持管理に努め、住民生活に欠かせない安心・安全な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、令和4年度より岩野、湯山地区の地下水源を調査し、試掘調査を行ってまいりました。岩野地区におきましては2か所の地下水源を確保いたしましたが、岩野地区全体を賄える水量が確保できておりませんので、地下水源の試掘調査業務委託料を計上いたしております。湯山地区におきましては、濁りがなく安定した水量、水質の水源が確認でき、令和6年度におきまして水道水源の変更に伴います変更認可申請を行いましたので、湯山地区の簡易水道施設全面改修に向けた、湯山地区簡

易水道施設測量設計業務委託料を計上いたしております。

下水道事業につきましては、住民生活に支障を来さないように施設の維持管理を行い、施設の突発的な故障に対応するための修繕費を計上し、維持管理に努め、施設の健全な維持管理体制を図ってまいります。

また、湯山地区の汚水処理につきましては、令和6年度より引き続き汚水環境を湯山橋から桜大橋への代替ルート工事を実施し、本野地区におきましては、湯山地区への汚水処理統合に伴います工事請負費を計上いたしております。

下水道・集落排水の接続状況は、直接的に公営企業会計に影響を及ぼすことから、今後も未接続の世帯に対しましては、加入促進の啓発に努めてまいりたいと思っております。

次に、地方創生推進課関係について御説明申し上げます。

本村の最上位の計画となる「第6次水上村総合計画」（令和7年度から16年度までの10年間）でございますが、「人と自然が輝く夢のあるみずかみ」をキャッチフレーズとして4月からスタートします。今定例会に議案としてお願いしておりますが、第1期（前期）基本計画は令和7年度から11年度までの5か年間となりますので、個別の実施計画に基づき、取組を着実に進めてまいります。

また、「第3期水上村まち・ひと・しごと創生総合戦略」も並行してスタートします。柱である「雇用の創出」、「交流人口の拡大や定住促進」、「子育てや働きやすい環境整備」、「時代にあった地域の創造」など、さらなる充実・強化に向けて、これまでの地方創生を止めることなく進め、さらには、地方創生推進アドバイザーの原晋氏と連携を図りながら、情報の提供、支援、提言等をいただき、村を全国的に広く発信し、切れ目ない取組を進め、加速をさせてまいります。

ふるさと寄附金事業では、返礼品提供事業者との連携のもと、引き続き、返礼品の取扱いを充実させることで寄附の窓口を広げ、これまで展開してきたポータルサイトを最大限に活用して本村の魅力発信に取り組み、認知度向上、地場製品の消費拡大に繋げつつ、さらなる財源の確保に努めてまいります。

地域振興支援事業では、祭りなどを通じて、地域内の活性化を図る行政区や団体に支援を継続し、村内におけるコミュニティを醸成してまいります。

移住定住関係では、移住、定住に向けての「お試し住宅」を整備し、活用を図ります。空き家については、空き家バンクをホームページ上で充実させ、移住を促します。また、村内2か所にありますサテライトオフィスについては、施設の様々な用途を検討し、進出を促します。さらに、熊本県と共同した人材不足の解消を図るための移住支援金のほうを継続してまいります。

クロスカントリー事業では、スカイヴィレッジを利用した、高校、大学、実業団

の陸上競技合宿誘致について継続し、利用者、宿泊者数のさらなる増加に努めてまいります。生涯スポーツ推進事業では、生涯スポーツ施設「サクラヴィレッジ」を村民や合宿客に利用していただき、特に村民の健康増進、健康寿命の延伸に努めてまいります。さらには、各種大会での奥球磨駅伝大会、球磨川復興トレイルラン、マウンテンスポーツの開催など、隣接町村と連携しつつ、楽しめるスポーツを提供し、交流人口、関係人口創出と経済への波及に努めてまいります。

陸上競技場整備につきましては、地権者から土地承諾を全員からいただき、用地取得（売買契約）は完了しました。令和7年度より造成工事に着手してまいります。

また、湯山小学校につきましても、健康をテーマとした3つの柱、「スポーツサイエンス事業」、「食育事業」、「健康睡眠事業」を実施できる施設として改築工事に着手いたします。

産業推進機構事業では、継続した生産現場の強化や各種講習会、新たな特産品開発のための資源の発掘、開発、クロスカントリー事業等の事業間連携などを通じて、地域外からの所得を獲得し、さらに地域内で循環させる仕組みを構築の上、生産者への所得、意欲向上による村内産業の活性化を引き続き図ってまいります。

水上ツーリズム推進事業では、各種イベントにより、村内関係団体が一体となった事業の展開を図るとともに、株式会社みずかみが行う観光業務に対する支援を目的とした観光振興助成金の交付、また、合宿客向けの宿泊補助を継続し、交流人口、関係人口創出と経済への波及に努めてまいります。

結婚対策推進事業では、婚活の取組としまして、実績のあるコーディネーターの監修によるイベントの開催などを通じ、村への移住促進、高齢化率の抑制、村のPRに努めてまいります。

観光施設管理業務では、市房山キャンプ場が昨年度にグランドオープンをいたしました。今後さらなる観光客の獲得や関係人口の創出を図り、水上村の地方創生に資する施設となるよう指定管理者と連携を取り努めてまいります。

教育関係につきましては、原教育長よりこのあと説明することといたします。

本定例会には、条例の一部改正13件、財産の取得及び処分各1件、指定管理者の指定、工事請負変更契約が4件、県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定、水上村総合計画の策定、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部変更、商工会員の借入資金の預託、令和6年度一般会計及び特別会計、企業会計補正予算7件、令和7年度一般会計及び特別会計、企業会計当初予算7件の計38議案を御提案しておりますので、慎重御審議を賜り御可決いただきますよう、よろしく願い申し上げます。令和7年度の施政方針及び当初予算編成方針の説明とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 中嶽村長の諸般の報告及び施政方針説明を終わります。

続いて、水上村教育長より教育方針説明の申出があります。これを許します。

原教育長。

○教育長（原 崇君） それでは、令和7年度教育委員会方針及び当初予算編成方針について、水上村定例3月議会にあたり、令和7年度の教育行政方針並びに予算編成につきまして述べさせていただきたいと思います。

議員の皆様におかれましては、かねてより本村児童生徒の教育環境づくり、社会教育及び社会体育の振興に深い理解と支援を頂戴しておりますことに心から感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

令和7年度教育委員会の方針につきましては、策定予定である第6次水上村総合計画第1期基本計画第5章「ふるさとに親しみ、よりよい未来を切り拓く人づくり（教育・文化）」及び第4期熊本県教育振興基本計画に沿い、社会教育・社会体育の振興及び本村の子どもたちの夢の実現に向けて取り組んでまいります。

基本的な方針を学校教育、社会教育、地域文化の振興、人権教育の4点について述べます。

学校教育につきましては、生きる力を育む学校教育の推進を進めます。情報機器の急速な発達や少子高齢化、多様な価値観の広がりなど社会が大きく変化する時代ですが、そのような先行きが不透明な状況だからこそ子どもたちが主体となり、自ら考え、友達と話し合い、よりよい解を得ると同時に、その解に至る過程を大事にした授業をさらに追及し、夢や希望を持ち、主体的に判断・行動しながら生き生きと活動する子どもたちを育てることに力を注ぎます。知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成を中心に据え、「ICTを活用した授業の工夫」、「英語教育」、「ふるさと水上学」を3本柱として義務教育学校の強みを生かした教育を推進します。

社会教育につきましては、生き生きと活躍できる社会教育の充実を進めます。人生100年時代、高度情報化社会、AIの発達など、私たちの暮らしにとって大きな転換点を迎える中で、時代の変化に柔軟に対応し、豊かな人生を送ることができるよう生涯学習の充実が求められています。住民の皆様が生涯に渡って学習し、スポーツに親しみ、その成果を日々の喜びや生きがいのもとより、地域社会の問題解決につなげていけるように、村民が「生き生きと活躍できる社会教育の充実」に取り組めます。

地域文化の振興と継承では、本村をはじめ人吉・球磨地域は伝統や文化が数多く残されています。故郷への理解と誇りや愛情を育む文化財を保存継承し、学校教育

や社会教育に有効活用されるよう環境を整えるとともに、これまで継承されてきた伝統芸能など貴重な文化遺産を生かし、「地域文化の振興と継承」を進めます。

人権教育では、「人権尊重の精神に満ちた人づくり」を進めます。21世紀は人権の世紀と言われ、全ての人々が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身につけ、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められています。しかし、今なお、数多くの人権問題が社会には存在しています。私たちは、学校はもとより地域社会の中で人権尊重の精神に満ちた人づくりを進め、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共の精神に満ちた自立した人を育てる教育を推進します。

それでは、令和7年度教育委員会の方針及び予算編成について申し述べます。

先に申し上げました4点、学校教育、社会教育、地域文化の振興、人権教育に分けて述べたいと存じます。

まず、学校教育についてです。

学校教育の状況です。学校教育について、初めに学校の状況を御説明申し上げます。水上学園は、昨年4月に施設一体型義務教育学校として動き出すことができました。令和6年度は145名の子どもたちが在籍しておりました。令和7年度は139名の子どもたちが義務教育学校のメリットを最大限に生かし学びます。施設一体型となり、職員室も同じ部屋にありますので、文字通り9か年の育ちを全職員で見守りながら、新しい環境で試行錯誤しながら先生方には取り組んでいただいております。

県南初の義務教育学校ということで、視察も数多く受け入れました。今後、さらに学園の取組を充実させ、本村の子どもたちの健やかな成長はもとより、今後続く義務教育学校のお役に立てればと考えています。

令和7年度の学校の状況につきましては、通常学級は1年生10人、2年生14人、3年生15人、4年生16人、5年生13人、6年生13人、7年生15人、8年生22人、9年生14人の合計9学級132人です。

知的障がい学級は、前期課程1年生1人、後期課程8年生1人、9年生1人の3人で2学級です。

情緒障がい学級は、前期課程2年生1人、5年生2人の1学級で3人、後期課程は9年生1人の1学級1人で、合計4人で2学級です。

通常及び特別支援学級合わせて13学級、全校児童生徒数139人となります。

教職員については、まず県費職員ですが、校長1人、副校長1人、教頭2人、教諭15人、特別支援学級担任4人、養護教諭2人、栄養教諭1人、事務職員2人の

合計28人、村費職員は、特別支援教育支援員6人、学校用務員1人の合計35人となります。このほかにスクールバス運転手、正職員2人、会計年度任用職員3人の計5人で児童生徒の登下校、給食運搬等の業務に従事していただく予定です。

教科の学習については、「誰一人取り残さない学びの保障」と「子どもを学びの主体とする授業」の実践を進めるとともに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。「令和の日本型学校教育」答申において指摘されているように、「正解（知識）の暗記」「正解主義」への偏りから脱却し、学びの動機づけや幅広い資質能力の育成に向けて「主体的・対話的な深い学び」の視点から授業改善を進めます。

各学年の教科指導の内容は、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領に沿って実施いたしますが、水上学園では開校以来、特色のある教育活動として3つのことに取り組んでいます。1つ目は、9か年を通じて水上村の人・事・物の良さを理解する「水上学」、2つ目は、これからの国際化社会を生き抜くための英語教育、3つ目は、情報化社会に対応するためのICTを活用した授業の工夫や情報活用能力の育成です。

加えて、義務教育学校では、9年間の切れ目のない教育ができることが特徴の一つですので、教科担任制の拡大をはじめ、少人数ならではのきめ細かい指導を継続していきます。

また、家庭学習の支援として、SAKURA未来塾を開講しております。この塾は子どもたちが家庭で学習する際にオンラインで家庭教師のように支援してもらうシステムです。本年度4月から1月までの間、月平均46コマの利用が 있습니다。この塾は、塾で学びたくても経済的理由や地理的理由から学べない子に対する支援です。1コマに対する支払い発生ですので、使った分しか料金が発生しないようになっております。学びたいと思った子が学べる環境をつくることは、地域における教育格差をなくす上でも大事な取組だと考えています。どうぞよろしくお願ひします。

また、この活動やタブレットを持ち帰って自宅で活動する際欠かせない、家庭のネット環境を補完するモバイルルーターの貸し出しや通信料の補助等継続した支援も合わせてお願いいたします。

そのような教育活動を進めるにあたって、情報教育に関しましては、GIGAスクール構想が5年目を迎え、タブレット端末の入替え時期がきております。そのため備品購入として計上しておりますのでよろしくお願いいたします。

また、英語・漢字の語学検定には、検定受検料の補助をお願いしております。英語検定は、現在8人が3級を取得しており、漢字検定は学年で受検を計画している

ところもあります。学年末の力試しとして、また、漢字学習の意欲付けとしても役立つしております。語学検定の受検料補助についても継続をお願いします。

3つの特色ある教育課程の1つである英語教育に特化したALTは、本村在住の英語圏出身である方に引き続き御指導いただく予定です。本村在住で児童生徒の状況に詳しく、子どもたちからも信頼の厚い現職ALTの採用をお願いいたします。

加えて、学園では、オンラインを通じて海外の講師の方と直接話すオンライン英会話も実施しております。実施の回数は1年間に前期課程が8回、後期課程が6回ですが、事前学習に毎回2時間ほど費やし、子どもたちも講師との1対1の緊張の中で英会話を行う貴重な機会となっております。

日本の英語教育は長年、文法や単語は知っているが、いざとなると話せないという課題が指摘されてまいりました。その課題を克服するためにも重要な取組と考えております。ぜひ継続をお願いいたします。

同じく、英語教育に関しまして、海外ホームステイ事業について申し上げます。

この事業につきましては、これまで海外への語学研修を設定してまいりましたが、昨今の円安や物価高騰によって予算内では海外での有意義な体験計画がしにくい環境となってきています。そこで、来年度は国内ではありますが、英語学習に特化したプログラムへの参加費の補助を計画しております。希望参加ではありますが、3日から5日程度の研修を通して、語学力の向上に資することができると考えています。

6年生、8年生の修学旅行につきましては、令和7年度もそれぞれ鹿児島と関西方面の計画を立てております。しかしながら、物価高騰を鑑みまして、6年生、8年生ともに負担割合の見直しの必要性も出ておりますので、今後検討していく予定です。

次に、教育環境の人的整備について申し上げます。

特別支援教育支援員は、会計年度任用職員として通常学級に在籍する学習に集中する時間が短い子や、周囲の子が気になってしまう子、一斉指導が苦手な子、一つのことにこだわって作業が遅れる子など、困り感を持つ児童生徒の学習支援、生活支援のほか、特別支援学級においても特段の配慮を要する児童生徒が在籍する場合は、その子の支援にも携わってもらっております。その配置については、学級や子どもの特性に応じて学園に行っていただいています。現在のところは、前期課程に3人、後期課程に3人配置してありますが、授業内容によって様々な場面で支援にあたってもらっています。また、日本語教育補助及び学校図書館司書補兼務で支援をお願いしています。これは継続の事業となります。

同じく、会計年度任用職員として、学校用務員の配置をお願いしています。学校

用務員は文書の受け渡しをはじめ、校内外の管理清掃、花壇樹木の世話まで多岐に業務を担ってもらっており、学校の環境整備にも大きく役立っております。

スクールバス運転手につきましては、正職員2人、会計年度任用職員として3人の配置をお願いします。令和6年度から施設一体型となり全児童生徒の約95%がスクールバスでの通学となっております。水上学園の教育活動にとってスクールバスは欠かせない存在であります。スクールバス運転手は安全運行と同時に、子どもたちへの声掛けや積雪や大雨の際の事前の道路点検など、必要不可欠な職であり、日々の運行をスムーズに行うため突然の体調不良や特別な事情などにも対応できるよう配置を引き続きよろしく願いいたします。

次に、ICT支援員について申し上げます。

GIGAスクール構想により、学校には1人1台のタブレットが準備され、授業では電子黒板が活用されるように授業風景も様変わりしています。また、教科書にはQRコードも記載され、それをもとに参考資料を開くことも多くなってきました。しかしながら、いずれもICT機器ですので、使い方を学ぶ必要があり、機器の不具合への対応も生じます。職員の中には、ICT技能にも差が見られ、それぞれの機種の設定にも時間がかかります。そこで、本年度もそれらをサポートしていただくためにICT支援員の配置が必要だと考えています。現在も月2から3回の割合でサポートを行っていただいています。昨年同様の配置をどうぞよろしくお願いいたします。

部活動の地域展開につきましては、現在、保護者や5年生以上の児童生徒及び指導者の方々にアンケートを実施し、去る2月27日に部活動移行に係る検討委員会を開催したところです。熊本県は令和7年度末までに休日の部活動を社会体育へ移行するよう進めております。本村としましても、中体連終了後の8月頃から少しずつ移行できるよう準備を進めているところでございます。

学校運営協議会につきましては、令和6年度は4回実施され、行事の見学や学校の経営方針や学校経営案について承認をいただいたり、学校の抱える諸課題について協議をしていただいております。地域の方々と意見を交えるよい機会となっております。

また、地域学校協働活動については、読み聞かせや生活科や社会科での講師、地域との交流活動をはじめ、職場体験など地域の方々に多くの御協力をいただいております。この交流の要は、地域協働活動推進員です。学校からの地域人材派遣の相談や願いを受け、受け入れ先の確保等の御支援をいただいております。推進員は、地域と学校の懸け橋として重要なポジションですので配置継続をよろしくお願いいたします。

次に、社会教育に移ります。

子どもの成長にとって家庭教育は最も重要な部分になると言えます。家庭の教育力は豊かな感性、思いやりの心、強い意志や意欲、協調性と自立心を持った子どもたちを育成する土台となります。まずは保護者が子どもの教育や子育てについて、自らの責任と役割を再認識してもらえよう取組や情報の発信を行う必要があると考えます。また、地域住民には、「地域の子どもは地域で育てる」という思いで地域の方々に子どもたちの教育に関心を持ってもらうことが肝要です。家庭や学校及び地域社会が連携し、それぞれが効果的に役割を分担しながら子どもの教育に参画することで、子どもたちがふるさとを愛する心や豊かな人間性を育むことができる環境を整備するよう努めます。特に、子育てを学ぶ機会としての「親の学びプログラム」の実施や、「わんぱくキッズ塾」による安心して子どもが過ごせる場の提供などともに、経済的な支援も含めて切れ目ない子育て支援を継続していきます。

この点につきまして、本村では、これまで子育てに様々な支援が行われています。しかしながら、昨今の物価高騰は賃上げの上昇分を帳消しにして余りある状況です。このことは子育て世代にはさらに負担が増している状況にあると考えられます。そこで、教育課では新たに小学校、中学校（学園では7年生でございますが）、高校に入学する子どもを養育する御家庭に「水上っ子みらい応援助成金」として家庭の家計を支援する予算を計上しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、子ども対象の事業「ふるさと塾」につきましては、本年度4回実施し、自然観察会や無形民俗文化財川内平家太鼓踊りの見学などを実施しています。学校ではなかなか学べない貴重な機会であると考えています。併せて、球磨郡町村公民館連絡協議会が行う行事、「くまっこリーダー体験塾」も町村持ち回りで開催され、本村からも参加し、交流を深めています。今後も多くの子どもたちの交流が進むよう期待しております。

生涯学習については、一人一人の学ぶ意欲を支えるとともに、その成果を生かす環境の整備も重要です。個人の要望や社会の要請とのバランスに留意しながら、誰もが、いつでも、どこでも学習できるような機会の提供に努めます。また、各個人の学習の成果がいろいろな場面において実際に活用され、学習の意義を実感できるような環境を整備するとともに、学習成果を社会全体の教育力の向上に生かすなど、「知の循環型社会」の構築を推進します。地域の教育力の向上を図り、地域学校協働活動推進員を活用した住民が参加する教育活動の推進や住民が学ぶことのできる講座の開設を通して、生涯学習活動の支援を図ります。

社会体育については、する・観る・支えるスポーツをとおして、全ての村民がス

スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う村民の姿を目指します。地域ごとに行われる各種スポーツ行事の開催や分館対抗駅伝などを支援することを通して、笑顔あふれる地域の活性化を図ります。

総合型クラブ水上元気クラブは、現在25種目が開設され、子どもたちを含め、延べ205人で活動中です。種目によっては村外の参加もあり、人的交流が行われています。少子化が進み、スポーツ環境は厳しくなっていますが、元気クラブを通して世代を超えたスポーツや文化活動の輪が広がればと考えています。御存じのとおり、元気クラブの中のいくつかの教室は10月に行われた「福祉と文化の集い」でその成果を披露していただきました。このような発表の場が日々の活動の意欲向上に繋がればと考えています。また、小学生を対象としている「総合運動教室」は今後も同様に指導者を招聘し、実施したいと思っています。近年、子どもたちが運動に親しむ時間も機会も減ってきています。子どもたちが体を動かす機会を提供する活動ですので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

このほか令和7年度につきましても体育協会を中心に分館対抗駅伝、各支部のスポーツ行事など予定されると思いますので、その際は御支援をよろしくお願いいたします。

次に、地域文化の振興と継承について申し上げます。

伝統文化は社会生活と密接に結びついているものであり、生活の中で一体的な保存及び活用を図っていく必要があります。そこで、地域との連携による生活文化、生産文化、伝統文化などの総合的な伝統芸能伝承活動の促進や芸術体験を通して心豊かな人材育成を図ると共に、新たな文化創造の担い手育成に努めます。

文化財の保護では、村の無形文化財保存活動として白水神楽、上楠臼太鼓踊り、川内平家踊りは、その保存活動が継続されているようです。昨年度の水上学園の文化祭でも子どもたちが保存会の方々から指導を受け、神楽を披露しておりました。今後も保存会の活動が維持できますよう御支援をよろしくお願いいたします。

加えて、国指定重要文化財生善院観音堂の耐震補強及び屋根葺き替え等の改修に向け、国、県との協議を進めているところです。

また、天然記念物でもあるゴイシツバメシジミの保護観察活動につきましては、令和6年度も観察会を催し、九州大学教授の御指導のもと、多くの子どもたちが観察することができました。

文化財保護員の皆様には、担当していただいている地域の有形・無形の村文化財の現状について常時確認いただいております。また、新たな文化財の発見にも御協力いただいておりますことから、委員の資質向上のため、文化財に関する研修会に

も積極的に参加いただき、理解を深めていただいております。古くから伝わる有形・無形の文化財は住民の宝であり、私たちが守り次世代に引き継ぐものです。これらの活動に御理解と御協力をよろしくお願いします。

最後に、人権尊重の精神に満ちた人づくりについて申し上げます。

人は、一人一人がかけがえのない存在であり、人間として尊重されるとともに、人が人として生きていく上で必要不可欠な権利として幸福を追求する権利を持っています。しかしながら、人権問題の現状に目を向けると部落差別問題をはじめ、女性差別、子どもに対するいじめや虐待、高齢者や障がい者、外国人などに対する偏見や差別、多様性、昨今ではインターネット上での人格侵害など人権に関する様々な問題が存在しています。中でも部落差別問題は、近代社会の原理として何人にも保障されている権利と自由を完全に保障されていないという、最も深刻にして重大な社会問題となっています。

本村においては、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす熊本県人権教育研究大会」や「熊本県人権子ども集会」などに積極的に参加し、人権意識の高揚に努めてきました。「人権の世紀」と言われる21世紀も四半世紀を過ぎ、行政、学校、民間団体及び村民一人一人が人権を尊重するという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取組を進める必要があります。

そのため、学校では特にいじめの未然防止と早期対応に取り組みます。いじめはどの学校、どの学級でも起こりうるものです。日頃から自分がされて嫌なことは人にしないことなどを指導しながら子どもの小さな変化を見逃さず、悲しい思いをしている子に気づき対応することが一番だと考えています。また、自然体験活動や地域の方々との関わりを通して豊かな人間を育むことも人権意識を高めることにつながると考え、推進していきたいと思えます。

また、社会教育の観点からは人権問題に関する学習機会を提供したり、水上村人権教育推進協議会の活動を通したりして、人権教育研究協議会への参画を図り、人権問題や偏見に気づき、それらをなくす実践力を高めることができるよう働きかけます。

なお、人吉球磨人権教育連絡協議会は管内の人権教育を推進しており、その事務局は上球磨、中球磨、下球磨ブロックで持ち回りとなっております。上球磨ブロックの担当は令和6年度までで、令和7年度から2年間は中球磨ブロックに事務局が移動する予定です。

以上、学校教育、社会教育、文化財保護、人権教育の順に説明させていただきました。令和7年度の教育委員会といたしましては、施設一体型となった義務教育学校「水上村立水上学園」のさらなる発展を目指し、日々の授業の充実はもとより、

義務教育学校のよさを十分に生かした教育を進めていきたいと考えています。

また、社会教育の活動を通して地域の皆様が生き生きと学び、活動できる場づくりに努めていきたいと存じます。どうぞ、議会議員の皆様の御理解と御支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（那須良策君） 原教育長の教育方針の説明を終わります。

以上で、諸般の報告及び施政方針説明を終わります。

-----○-----

日程第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第4 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①の2ページをお願いいたします。議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。

今回、条建てにより5つの条例を改正するものでございます。

説明につきましては、資料②の2ページからの条例案の概要について、こちらで御説明いたします。

まず、改正の理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律が施行されることに伴いまして、これまでの懲役及び禁錮を廃止しまして、拘禁刑が創設されるためでございます。

改正の概要でございますが、現在は改正前、懲役、禁錮2つございまして、懲役につきましては、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。禁錮につきましては、刑事施設に拘置するというものでございます。拘置につきましては、一定の場所に留め置くものでございます。こちらが改正後は、拘禁刑に変わります。中身といたしましては、刑事施設に拘置する。そして、改善更生を図るため必要な作業を行

わせ、または必要な指導を行うことができる。こちらに改正されるものでございます。

下の米印にございますとおり、現行法上、懲役は一律に作業を行わせることとされておりますが、拘禁刑は、作業と指導の組み合わせにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が可能となるものでございます。

施行期日につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和7年6月1日からとし、この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例によるものでございます。

次からが条建てによりまして5つの条例を改正するものでございます。

まず、第1条関係、水上村職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらは失職の特例（第8条）で規定されてございます「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。失職の特例（第8条）でございますが、こちらは職員が禁錮刑以上の刑に処され、その刑の全部の執行を猶予された者で、その罪が職務遂行中の過失による事故または通勤途上の過失による交通事故である場合は、村長が別に定める審議会に諮り、その情状を考慮して特に必要と認めるときに限り、その職を失わないものとするという規定でございます。その中に引用されてございます「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

次に、第2条関係、水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、第19条の2、第19条の3、こちらで規定されてございます「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。こちらは拘禁刑以上の刑に処された場合の期末手当支給制限に係る規定でございます。

次の第3条関係、水上村消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部改正においても同様に欠格条項、第4条で規定されてございます「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。こちらは消防団になることができない欠格条項に関する規定でございます。

次に、第4条関係、水上村個人情報保護審査会条例の一部改正では、罰則第16条で規定されてございます「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。こちらは職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則規定でございます。

次のページをお願いいたします。最後になります。第5条関係、水上村議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につきましても第52条、第53条、第54条で規定されてございます「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。こちらは議会の職員や委託業者が個人情報を漏洩した場合の罰則規定でございます。

4ページからが新旧対照表となりますので、こちらは後もって御覧ください。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第2号 水上村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第5 議案第2号 水上村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①、5ページをお願いいたします。議案第2号 水上村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。

今回、条立てによりまして2つの条例を改正するものでございます。

説明につきましては、資料②の10ページからの条例案の概要について、こちら

を用いて説明をいたします。

こちらは先日の全員協議会にて御説明申し上げたところでございますけれども、改正の理由といたしましては、人事院勧告、それから熊本県人事委員会勧告に伴う令和7年4月1日実施分である給料表改定、こちらは令和6年の4月1日先行実施分、12月定例会で改正をいただいておりますけれども、こちらで初任給、若年層の水準が大幅に引き上げられたことから、今回、参事、係長以上、給料表3級以上でございますが、こちらの初号近辺の号俸をカットして初号の引き上げを行うものでございます。また、同様に扶養手当、通勤手当等の改正も行われるものでございます。

施行期日につきましては、令和7年の4月1日からでございます。

まず、第1条関係、水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、①の扶養手当（第9条）第2項では、配偶者に係る手当の廃止、それから、子に係る手当を増額ということで、こちらは2年間で段階的に実施していくものでございます。

下の表を見ていただきますと、配偶者2通りでございますけれども、本村においては、行（一）の7級以下というところの欄を御覧いただきたいと思っております。現行6,500円でございますものを令和7年度では3,000円、令和8年度で廃止するものでございます。子1人当たりにつきましては、現行1万円、こちらを令和7年度で1万1,500円、令和8年度で1万3,000円となるものでございます。

次の②地域手当（第10条の2）、こちらにつきましては、地域手当につきましては、勤務地による物価や生活費の格差を是正するために支給されるものでございまして、本村には該当しませんけれども、国に準拠して改正を行うものでございます。

第2項では、国の規定に準じて改正を行いまして、地域手当、本村においては該当がないため、規則については未制定ということでございます。

次のページをお願いいたします。こちら国が運用してございます級地区分ごとの支給割合、支給地域の例でございます。

次の③通勤手当（第11条）関係でございますが、今回、民間の状況や長距離通勤する職員の経済的負担を軽減するため、現行1か月当たり最大5万5,000円、こちらは在来線運賃の相当額になりますけれども、こちらと新幹線等の特別料金の2分の1相当額、最大2万円、こちらから1か月当たり最大上限15万円、ただいまの両方を足した金額になります。こちらに大幅に引き上げられるものでございます。本村においては、自家用車使用ということでございまして、直接的には影響がないものでございます。

まず、第1項第1号におきまして、略称規定の適用条項の修正を行うものでございます。

第2項の第1号では、ただし書きのところ、支給限度額5万5,000円を削除するものでございます。第3号では、同じく支給限度額5万5,000円を削除するものでございます。

第3項では、文言の追加と略称規定の適用先の修正でございます。第1号では、新幹線等の特別料金の通勤手当、ただし書きの支給限度額2万円を削除するものでございます。

第4項につきましては、新設でございます。新規採用職員にも第3項の新幹線等の特別料金の通勤手当、こちらの規定を適用しまして、利用に係る特別料金を支給するという規定を新設するものでございます。現行につきましては、異動のみの支給となっております。今回、新規採用職員にも適用になるものでございます。

次の第5項、こちらにも新設でございます。交通機関等が2以上の場合、支給限度額を上限15万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらが現行と見直し後の通勤手当のイメージ図でございます。現行、在来線運賃相当額、上限5万5,000円、こちらに新幹線特急料金2分の1相当額、上限2万円、最大7万5,000円でございます。見直し後は両方を足して上限15万円となるものでございます。

第6項につきましては、第4項から第6項への変更で、引用法令条項の整備を行うものでございます。

第7項から第10項につきましては、2項ずつ繰り下げるものでございます。

次の④単身赴任手当（第11条の3）、こちらにつきましては、本村には該当ございませんけれども、第3項におきまして引用法令条項の整備を行うものでございます。

次の⑤管理職員特別勤務手当（第17条の2）でございますが、第1項におきまして文言の整備を行いまして、第2項におきまして、平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大するものでございます。現行、午前0時から午前5時、こちらになっておりますものを、見直し後は午後10時から午前5時、こちらに改定するものでございます。

次に、⑥の別表第1（第3条関係）でございますが、行政職給料表を改定するものでございます。冒頭申し上げましたとおり、令和6年の4月1日先行分、12月条例改正済みでございますが、初任給若年層の水準が大幅に引き上げられたことから、参事、係長以上、3級以上の初号近辺の号俸をカットして初号を引き上げるものでございます。

次に、第2条関係、水上村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

こちらは改正附則の改正となります。①として、附則（第3条）でございますが、こちらの第1項引用法令条項の整備を行うものでございます。

資料の13ページからが新旧対照表となりますので、こちらは後もって御覧ください。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第2号 水上村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議案第3号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第6 議案第3号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①、16ページをお願いいたします。議案第3号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。

説明につきましては、資料②、24ページの改正案の概要について、こちらを用いて御説明を申し上げます。

改正の理由でございますけれども、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に向け、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備をさらに進めるために、地方公務員の「育児休業等に関する法律」及び「介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和7年の4月1日からでございます。

育児休業等の概要でございますが、まず、育児休業の対象となる非常勤職員の要件でございます。今回、育児条例の第2条関係でございます。改正の内容でございますが、①として、子が1歳6か月に達する日まで、その任期、任期が更新された場合は更新後のものとなります、その任期が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでないこと。それから②1週間の勤務日が規則で定める日以上であることということでございます。1週間の勤務日が規則で定める日ということでございますが、週の勤務日が3日以上ある非常勤職員、または週以外の期間によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上ある職員でございます。これ以上あれば育児休業の対象になるものでございます。

次に、育児休業の対象となるこの範囲拡大でございますが、第2条の2関係でございます。養育する子に次の①から③を加えるものでございます。①が特別養子縁組の監護期間中の子、②が養子縁組里親に委託されている子、③が養子縁組里親として委託される見込みだったが実親の反対のために養育里親として委託された子、以上の3つが追加されるものでございます。

次に、非常勤職員の子が1歳到達日以降（1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳）における育児休業でございます。

まず、第2条の3、子が1歳から1歳6か月の場合でございますが、開始時点は子の1歳の到達日の翌日になるものでございます。またはがございまして、配偶者の子が1歳到達日の翌日から育児休業している場合、配偶者の育児休業に接続する日。第2条の4では、子が1歳6か月から2歳というところでございますが、開始時点は子の1歳6か月に到達日の翌日、または配偶者の子が1歳6か月に到達日の翌日から育児休業している場合、配偶者の育児休業に接続する日という形でございます。

次のページ見ていただきますと、第2条の3と第2条の4のイメージ図でございます。1歳到達、ちょうど中ほどを見ていただきますと、1歳到達から母親が育児休業を取得してございまして、その後、村の非常勤職員である父親が育児休業を取得した場合、その接続の日が開始時点になるというところでございます。

次に、育児休業の対象となる職員の追加、第3条関係でございますが、こちらは任期の更新後に引き続いて育児休業を取得できる職員の対象に任期付き職員が追加されるものでございます。

そして、短時間勤務についてでございますが、第9条から第16条関係でございます。小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が対象となりまして、こちらは会計年度任用職員、非常勤職員、臨時的任用職員は対象外となるものでございます。いくつかある勤務の形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度でございまして、以下の①から④、こちらの勤務形態から選択するものでございます。

次のページをお願いいたします。次に部分休業についてでございます。こちら条例の第17条から第20条関係でございます。小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が対象でございます。会計年度任用職員、非常勤職員は3歳に達するまでの子が対象でございます。正規の勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間を上限、30分単位でございますが、取得できる制度でございます。ただし、保育時間と合わせて2時間までということになります。保育時間につきましては、子どもが1歳になるまで1日2回、それぞれ30分以内取得することが可能でございますので、こちらを含んだ形で1日2時間を上限ということでございます。

27ページからが新旧対照表でございます。こちらは後もって御覧いただきたいと思っております。

施行期日は、令和7年の4月1日でございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第3号 水上村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで昼食のため暫時休憩します。再開を午後1時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時37分

再開 午後 1時20分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開いたします。

-----○-----

日程第7 議案第4号 公益的法人等への水上村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第7 議案第4号 公益的法人等への水上村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①、24ページをお願いいたします。議案第4号 公益的法人等への水上村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

公益的法人等への水上村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、公益的法人等への水上村職員の派遣等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改め文でございます。

資料②は36ページお願いいたします。

この条例につきましては、村が出資している団体や村からの委託や共同して行う業務を実施する団体へ職員を派遣するための条例でございます。

今回、附則、経過措置第2項中の附則第9条第2項を附則第9条第6項、こちらに改めまして、引用法令条項の整備を行うものでございます。こちらは国家公務員

給与法の改正に伴う改正でございます。

施行期日は、令和7年の4月1日からといたしてございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第4号 公益的法人等への水上村職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第5号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第8 議案第5号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①、26ページをお願いいたします。議案第5号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページからが改め文でございます。

説明につきましては、資料②、37ページ、新旧対照表にて御説明を申し上げます。

午前中の議案第3号と同様に、育児休業、育児介護休業法が令和7年の4月1日から施行されることに伴いまして、本条例においても所要の改正を行うものでございます。

今回、条建てによりまして2つの条例を改正するものでございます。

まず、37ページ、第1条関係、水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例でございますが、第8条の3第2項、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限におきまして、3歳に満たない子のある職員が規則の定めるところにより当該子を養育するために請求した場合となっておりますものを、小学校就学の始期に達するまでの子に改めるもので、残業の免除となる範囲が拡大されるものでございます。

次の第15条介護休暇では、略称規定を追加するものでございます。

次の第17条の2、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、こちらにつきましては新設でございますが、第1項では、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、仕事と介護との両立に資する制度や措置等を周知するとともに、介護休暇の取得や介護両立支援制度の利用等の意向を確認するための面談、その他の措置を講じなければならない旨、義務化されたものでございます。

次の第2項では、次のページにかけまして、40歳に達した職員にただいまの第1項の規定につきまして周知するように義務化されたものでございます。

次の17条の3、勤務環境の整備に関する措置も新設でございますが、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるように3つの措置を講じなければならない旨義務化するものでございます。

1つ目が職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施、2つ目が介護両立支援制度等に関する相談体制の整備、3つ目がその他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置、以上3つを義務化するものでございます。

次のページをお願いいたします。第2条関係、水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、こちらは改正附則でございますが、引用法令条項の整備を行うものでございます。

施行期日につきましては、令和7年の4月1日からといたしてございます。

御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

質疑というあれではないのですが、所見したときにですね、介護休暇、配偶者だけに限られたのかなと思って勘違いして条文を読ませていただいたら、配偶者の父母、その他規則で定める者を、これを結局配偶者等でまとめるということで理解してよろしいのですね。

○総務課長（田代浩章君） はい。

○6番（荒嶽 晋君） はい、了解しました。ありがとうございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第5号 水上村職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第6号 水上村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第9 議案第6号 水上村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） それでは、議案書29ページ、議案第6号 水上村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

水上村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

30ページが改め文です。

議案説明資料40ページに新旧対照表がございますので御覧ください。

先の全員協議会で御説明申し上げましたけれども、第4条第1項に第3号として廃校等により利用目的を失った施設及びその敷地を村及び地域の活性化に寄与すると認める事業の用に供するときを加えるものでございます。

施行日は、令和7年4月1日です。

現行では、廃校等の活用にあたり無償貸付の規定がないため、今回、その規定を追加するものでございます。

御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第6号 水上村財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第10 議案第7号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第10 議案第7号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、議案書①、31ページをお願いいたします。議案第7号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページが改め文でございます。

説明につきましては、資料②、41ページの説明資料を御準備ください。

消防団員におきましては、5年以上勤務して退職した場合、階級及び勤務年数に応じて退職報償金が支払われてございます。村から熊本県総合事務組合を通じて消防団員等公務災害補償等共済基金へ請求する形でございます。

資料②の41ページ、左側上段、改正前の表を御覧ください。

こちらにございますとおり、5年以上勤務して退職した場合、5年刻みで階級及び勤務年数に応じて退職報償金額が決まっております。例えば、改正前の表の青囲みを見ていただきますと、分団長で25年以上30年未満で退職した場合、65万9,000円の退職報償金が支払われるものでございます。しかしながら、5年刻みの場合は、25年で退職した人も29年で退職した人も退職報償金は同額となり、不合理となるため、25年以上30年未満で退職した場合の65万9,000円と、その上の30年以上で退職した場合の84万9,000円の間差、この場合19万円でございますが、こちらを1年分、3万8,000円に引き伸ばしまして、それに29年であれば29年から25年を差し引いた4年を乗じまして、さらに係数0.9、9割相当額になりますが、こちらを乗じまして村から永年勤続報償金として別途支給しているものでございます。

例えば、分団長で29年で退職した場合、65万9,000円に30年以上との1年分の間差、3万8,000円に4を乗じて、さらに0.9を乗じた13万6,000円が別途村から永年勤続報償金として支給されるものでございます。また、最大で30年以上までしか区分がございませんので、30年以上で退職された場合は、上位ではなく、下位の25年以上30年未満の間差、分団長のところで見えていただきますと、先ほどと同様の間差1年分3万8,000円に34年であれば34年から30年を差し引いた4を乗じた額、この場合、下位を見る形になりますので、係数の0.9は掛けずにそのまま10割分、15万2,000円を支給しているものでございます。

今回、左側の下段、改正後の表にございますとおり、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正によりまして、35年以上の区分が追加となるものでございまして、これによりまして本村からの永年勤続報償金が改正前は34年分団長の場合、下位の青囲みの25年以上30年未満と30年以上の間差19万円を使用してございましたが、今回、35年以上の区分が追加されることによりまして、改正後は下位ではなく、上位となる赤囲みの30年以上35年未満と35年以上の間差を使用することとなるため、その場合、間差が10万円となり、そのまま計算いたしますと9万円少なくなり不合理な改正となることから、今回、新たな方法による改正をお願いするものでございます。

右側で御説明申し上げます。

右側、上の表を見ていただきますと、例えば、現在は分団長で34年で退職した場合、共済基金から84万9,000円が支給されまして、村から15万2,000円、合わせて100万1,000円が支給されますけれども、これまでの方法により改正した場合、基金からの退職報償金は変わりませんが、村からの永年勤続報償金が7万2,000円となりまして、総額で92万1,000円となり、8万円少ない形となります。この方法で改正しますと不合理な改正となってしまいますので、右側の下の表の赤囲みにありますとおり、30年以上を35年未満と35年以上の間差が10万円となりますので、それを1年分、2万円に引き直しまして、係数の2を乗じ、さらに年数を乗ずる形に改正したいと考えてございます。そうしますと分団長で34年で退職した場合、共済基金から84万9,000円の支給がございまして、村から16万円、合わせて100万9,000円が支給される形となりまして、改正前より8,000円増える形となるものでございます。

右側の下段の表の真ん中の欄、中心の欄ですけれども、永年勤続報償金を見ていただきますと31年で分団長を退職した場合、これまでより2,000円増、32年の場合、4,000円増、33年の場合、6,000円、34年の場合に8,000円という形で増えるものでございます。35年になりますと、35年以上の欄が今回増えたことによりまして、基金からの退職報償金が10万円増え、さらに本村からの永年勤続報償金が1万円増の合わせて11万円が増える形になるものでございます。

今回、昨今の団員減少に歯止めをかけるとともに、より長く在籍し、活動してもらうことを目的として、より長く御尽力いただいた団員の皆様の処遇改善を図ってまいりたいと考えてございますので、御理解のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

改正の概要でございまして、資料の42ページをお願いいたします。新旧対照表

でございます。

第14条の2永年勤続報償金、第1項におきまして、ただし、読点の後に、「31年未満の在職で」の文言を追加するものでございます。

次に、第3項で「25年以上30年未満の額と30年以上」、こちらを「30年以上35年未満」の額と「35年以上」に、1年分に計算した額のあとに「の2倍の額」、こちらを追加するものでございます。

施行期日につきましては、令和7年度4月1日といたしてございます。

御審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第7号 水上村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第8号 水上村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第11 議案第8号 水上村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 議案書33ページをお願いいたします。議案第8号 水上村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

水上村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、水上村営住宅管理条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

34ページが水上村営住宅管理条例の一部を改正する条例でございます。水上村営住宅管理条例の一部を次のように改正するもので、別表を次のように改めるものでございます。

別添議案説明資料の43、44ページ、新旧対照表におきまして御説明させていただきます。

別表の改正でございますが、左側が新、右側が旧でございます。右側旧の太い黒線で囲んである団地名欄の戸屋野から下里坊までの24区を別表から削り、同表合計の項中、戸数欄の63を39に改めるものでございまして、施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。

今回の改正につきましては、先般の全員協議会におきまして御説明いたしました公営住宅24戸の一般住宅への用途変更に伴います条例改正でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第8号 水上村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第12 議案第9号 水上村一般住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第12 議案第9号 水上村一般住宅管理条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 議案書35ページをお願いいたします。議案第9号 水上村一般住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

水上村一般住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、水上村一般住宅管理条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

36ページが水上村一般住宅管理条例の一部を改正する条例でございまして、水上村一般住宅管理条例の一部を次のように改正するものでございます。

別添議案説明資料の45ページ、新旧対照表も併せて御覧いただきたいと思っております。

別表北目3の項の次に、戸屋野から下里坊までの24戸を加え、別表合計の項中、64を88に改めるものでございまして、施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。

加える24戸につきましては、先ほどの議案第8号で御説明いたしました村営住宅の管理から削った24戸でございます。

以上、説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第9号 水上村一般住宅管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決

定いたしました。

-----○-----

日程第 13 議案第 10号 水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第 13 議案第 10号 水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 議案書 37 ページをお願いします。議案第 10号 水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

38 ページからが水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例でございます。水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正は、生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が制定されたことで、本条例の上位法でございます水道法には水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化、耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応が求められていること。また、水道事業に携わる職員の減少等に伴い、技術上の監督業務を行う者及び水道技術管理者の確保が難しくなったため、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が緩和されたことによる改正でございます。

別添議案説明資料 46 から 48 ページ、新旧対照表で御説明させていただきます。

まず、布設工事監督者の資格でございますが、第 3 条第 1 項第 4 号に短期大学等において機械科もしくは電気科、またはこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。第 6 号に高等学校等において機械科もしくは電気科、またはこれらに相当する課程を修めて卒業し

た後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。第11号に建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加され、水道技術管理者の資格においては、第4条第1項第6号に国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者。第7号に技術士法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者であって、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。第8号に建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者が追加されたこと。

また、布設工事監督者、水道技術管理者の資格要件である技術上の実務に従事した経験の期間も併せて緩和されたことによる改正でございまして、施行期日を令和7年4月1日とするものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第10号 水上村簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 議案第11号 水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第14 議案第11号 水上村特定教育・保育施設及び特

定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） それでは、議案書①の41ページをお願いいたします。

議案第11号 水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますけれども、水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次の42ページから43ページが改め文となっております。

また、右肩番号②、議案説明資料の49ページから51ページにかけまして新旧対照表を添付させていただいております。説明につきましては、こちらの新旧対照表をもとに御説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、国で定められております施設の運営基準が改正されましたので、その基準に合わせる改正と上位法であります子ども・子育て支援法が平成27年に施行されたときに経過措置が設けられておりまして、国の基準の改正によりその期限が延長されましたので、条例においても同じく期限を延長するための改正を行っているものでございます。

議案説明資料の49ページをお願いいたします。まず、第37条第1項の改正につきましては、今回の改正によりまして第42条に新たに追加する第3項においても同様に取り扱うこととする読替えの略称規定を定めまして、附則第4条を第3条に改める改正となっております。

次の第42条第1項第1号については、次の項、新設する第2項において「保育内容支援」と読み替える略称規定を整備しまして、次のページをお願いします。

同項第3号では、改正後の条例第6号第1号においても準用できるようにするための規定を整備しております。

次の第2項及び第3項を新設する改正では、保育の内容に関する支援をしてもらう連携施設の確保が著しく困難で、かつ第1号及び第2号の要件を全て満たしたと

きには、保育内容支援のための連携施設を確保しないことができるという規定を設けておるものがございます。

新条例第4項及び次のページの第5項の改正では、当該施設に変わって保育をしてもらう代替保育に伴う連携施設の確保が著しく困難で、かつ第4項第1号または第2号のいずれかの要件を満たした場合には、代替保育のための連携施設を確保しないこととすることができるという規定となっております。

附則第4条の改正では、国が定めております基準の一部改正に伴いまして連携施設に関する経過措置が延長されましたので、村の条例につきましても国が定める基準と同じ15年に延長する改正となっております。

施行日は、令和7年4月1日といたしております。

なお、本村におきまして現在のところこの条例に該当する事業を行っている施設はございません。

以上で議案第11号の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第11号 水上村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第12号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第15 議案第12号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） それでは、議案第12号について御説明を申し上げます。

議案書は①の44ページをお願いいたします。

水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますけれども、水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次の45ページからが改め文となっております。

議案説明資料の52ページをお願いいたします。議案説明資料の52ページから54ページに新旧対照表を添付させていただいております。説明につきましてはこちらをもとに御説明をさせていただきます。

まず、52ページの第6条第1項第1号の改正から一番下の第2項を新設する改正。

それから、次のページをお願いいたします。第3項を新設する改正、それから、第4項及び第5項の改正、以上の改正では、先ほど議案第11号で御可決いただきました特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等と同様に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する国の基準についても同じように改正されましたので、先ほどと同じように、連携施設を確保しないことができるようにするという規定を設ける改正を行っておりまして、項を新たに新設することに伴いまして、第4項を第6項に、また、次のページをお願いいたします。第5項を第7項にする改正を行っております。

また、第16条第1項第2号の改正では、栄養士法が改正されたことに伴いまして、これまでは栄養士の免許を受けた者しか管理栄養士の国家試験を受けることができなかったというものでございましたけれども、管理栄養士の養成施設卒業者については、栄養士免許を取得せずに管理栄養士となることが可能となりますことから、本条例の基準となっております内閣府令の改正と同様に、栄養士免許を持たない管理栄養士を配置することができるようにする改正となっております。

また、附則第3条の改正では、家庭的保育事業者等についても連携施設に関する経過措置が延長されたことに伴いまして、村の条例につきましても国が定める基準と同じ15年に延長する改正となっております。

施行日は、令和7年4月1日といたしております。

なお、本村におきまして、現在のところ、この条例に該当する事業を行っている施設はございません。

以上で議案第12号の説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第12号 水上村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 議案第13号 水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（那須良策君） 日程第16 議案第13号 水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 議案書47ページをお願いいたします。議案第13号 水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するにあたり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

48ページが水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例でございまして、水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

別添議案説明資料55ページの新旧対照表で御説明させていただきます。

第3条第2項簡易水道事業の経営の規模でございますが、第2号の給水人口2,030人を1,783人に改め、第3号の1日最大給水量773立方メートルを746立方メートルに改めるものでございまして、施行期日を公布の日からとするものでございます。

今回の改正につきましては、水上村簡易水道事業の変更認可により給水人口及び1日最大給水量に変更が生じたことによる条例改正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第13号 水上村簡易水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 議案第14号 財産の取得について

○議長（那須良策君） 日程第17 議案第14号 財産の取得についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、6番、荒嶽晋君に退場を求めます。

(6番 荒嶽 晋君 退場)

○議長（那須良策君） 提案理由の説明を求めます。

地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 議案書につきまして49ページをお願いいたします。議案第14号 財産の取得について御説明をさせていただきます。

次のとおり財産を取得することにつきましては、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、スポーツ環境整備事業として取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、予定価格700万円以上の不動産または動産の買入れに該当することから議会の議決を経る必要があるためでございます。

1の財産表示から御説明させていただきます。

土地、大字湯山字下覚井、地目、田の12筆、字南覚井、地目、田の2筆、合計14筆になります。

2、取得面積につきましては1万7,681平方メートル。

3、取得金額につきましては、土地代金合計3,005万7,700円となります。

4、取得の相手方につきましては、湯山徳雄外7名でございます。整備予定地の土地財産購入が全て契約の運びとなったことから、地方創生・スポーツ環境整備事業として取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるために議決をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第14号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、6番、荒嶽晋君の入場を求めます。

(6番 荒嶽 晋君 入場)

-----○-----

日程第18 議案第15号 財産の処分について

○議長(那須良策君) 日程第18 議案第15号 財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代産業振興課長。

○産業振興課長(田代浩幸君) それでは、議案書50ページ、議案第15号 財産の処分について説明いたします。

次のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、財産の処分について、地方自治法第96条第1項第8号及び水上村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

処分財産につきましては、次のページ、51ページをお願いいたします。この財産処分につきましては、村有林の間伐によります売上げが条例で定めます700万円以上の売払いとなるためでございます。

1番目の処分財産(1) 処分する財産の所在地、種別及び数量でございますが、所在地は球磨郡水上村大字江代字尾迎2145番地、水上村大字岩野字宮田3059番地1、水上村大字岩野字大谷1346番地1、種別は村有林でございます。材積はヒノキ他1,056.369立方メートル。処分の方法でございますが、間伐等森林整備促進対策事業委託業者との契約ということでございます。

(3)の処分の目的でございます。間伐等森林整備促進対策事業に伴います間伐でございます。処分額ですけれども、1,637万5,135円。処分の相手方ですが、熊本県球磨郡水上村大字岩野160番地、上球磨森林組合代表理事組合長、廣瀬親吾。処分年月日は、令和7年2月7日でございます。

次のページ、52ページをお願いいたします。この財産処分につきましては、熊本県との分収林において主伐を行い、条例で定めます700万円以上の分収金となるため上程するものでございます。

処分財産の(1) 処分する財産の所在地、種別及び数量でございますが、所在地は球磨郡水上村大字江代字上古川2310番地3、種別は県行造林でございます。材積はヒノキ他4,796.44立方メートル、2番目の処分方法でございますが、熊本県によります公売でございます。処分の目的は、分収林設定契約書に伴う計画的処分のため、処分額は1,193万5,000円、処分年月日は、令和6年12月

23日です。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願ひます。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第15号 財産の処分については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第19 議案第16号 水上村生涯スポーツ施設の指定管理者の指定について

○議長（那須良策君） 日程第19 議案第16号 水上村生涯スポーツ施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 議案書53ページをお願いいたします。議案第16号 水上村生涯スポーツ施設のサクラヴィレッジの指定管理者の指定について御説明いたします。

水上村生涯スポーツ施設サクラヴィレッジの指定管理者として次の者を指定したいので、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、水上村生涯スポーツ施設条例第14条の規定に基づき、水上村生涯スポーツ施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

指定管理につきましては、所在地、熊本県球磨郡水上村大字岩野2621番地1、名称及び代表者、一般社団法人トラックセッション、代表理事今富裕介、指定管理につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい、米本です。

以前、トラックセッションという会社で村上氏という方がされたと思いますが、そこの関係を教えてください。

○議長（那須良策君） 地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） お答えいたします。

もともとトラックセッションの村上さんが代表をされておりましたが、昨年6月をもって会社のほうを退職されまして、理事のほうも降りられております。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、3番です。

公募がございましたが、ここではトラックセッションだけの入札だったのでしょうか。ほかに何件かなかったのでしょうか。

○議長（那須良策君） 地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 今回、公募いたしましてトラックセッション1件のみの応募ございました。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） すみません、もう1件。

指定管理になるということでメリット・デメリットがあると思いますが、メリットに関してはいろいろ調べたところコスト削減や費用対効果の向上など、いろいろ載っておりましたが、これデメリットのほうは自治体では何か把握されてて、それに対して何かこう考えをされているのでしょうか。例えば、自治体の運営意識がちょっと下がったりとか、サービスの質の低下があつたりするのかなということで、ちょっと気になったものでお尋ねいたします。

○議長（那須良策君） 地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 今回ですね、指定管理を行うことでプロ的な専門的な方がプログラミングなど、指導などを行いますので、デメリットとしてはないのかなと思います。今回、指定管理を行うに当たってサクラヴィレッジとスカイヴィレッジのほうも指定管理をされますので、一体となった村外の誘致、PR等も

できると思います。

それと、今までできていなかった住民向けのプログラム誘致や運動教室、健康の増進、そういったところにも寄与されるということですので、今のところデメリットというものは感じてはおりませんが、村として協力していくところは、やはり道具の耐久化の問題もありますので、そういった最新器具だったり、そういったところにも目を掛けながら、住民の健康増進に寄与できればなというふうに思っております。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

何回もすみません。このトラックセッションの代表理事の今富氏について、ここでお話できるか、経歴とかそういうのが話せることがあるならばちょっと御紹介いただきたいと思いますが。

○議長（那須良策君） 地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 今回、代表理事の今富氏ですけれども、もともと長崎県出身で、陸上、長崎の鎮西学院から帝京大学、そこで陸上をされておられて、そこから海外留学の経験もございます。パソコン等にもかなり詳しい方で、計測等もやられている方でございます。今後、そういった計測関係もそうですけれども、SNSを使ったですね、水上村スポーツ関係だったり、そういった啓発活動にもしっかり尽力いただきましたなというふうに思っております。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第16号 水上村生涯スポーツ施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いた

しました。

お諮りします。日程第20 議案第17号から日程第23 議案第20号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第20 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（林道上米良大平線災害復旧工事）

日程第21 議案第18号 工事請負変更契約の締結について（林道幸野線災害復旧工事）

日程第22 議案第19号 工事請負変更契約の締結について（美尾谷川河川災害復旧工事）

日程第23 議案第20号 工事請負変更契約の締結について（大内川河川災害復旧工事）

○議長（那須良策君） 議案第17号 工事請負変更契約の締結について（林道上米良大平線災害復旧工事）、議案第18号 工事請負変更契約の締結について（林道幸野線災害復旧工事）、議案第19号 工事請負変更契約の締結について（美尾谷川河川災害復旧工事）、議案第20号 工事請負変更契約の締結について（大内川河川災害復旧工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 議案書54ページをお願いいたします。議案第17号 工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

2年災林道施設災害復旧事業（繰越）に伴う林道上米良大平線災害復旧工事契約について、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和6年6月12日の定例議会におきまして第1回目の変更契約を議決いただきました林道上米良大平線災害復旧工事でございますが、今回が第2回目の変更契約でございます。

変更前請負金額が2億7,848万4,408円、変更後請負金額が1億5,083万5,052円となりまして、1億2,764万9,356円の減額変更をお願いするものでございます。

今回、変更契約の議決をお願いします工事は、令和2年7月豪雨により被災いたしました林道施設災害復旧工事でございます。株式会社武田建設が受注し、施工している工事でございます。

本工事は、令和4年度に工事発注を行い、工事施工しておりましたが、施工中の詳細設計に伴います林野庁との変更協議及び法頭からの拡大崩壊による林野庁との変更協議に不測の時間を要しましたことから、令和6年度中の工事竣工ができなくなったものでございまして、令和6年度が事故繰越の最終年度となり、工事費自体を打ち切り精算しなければならず、残事業につきましては、令和7年度に再度入札の手続きを踏むことになります。

今回の変更につきましてはの主な変更内容につきましては、法頭の不安定土塊を65本のグラウンドアンカーにて抑えることとしておりましたが、工事施工中の降雨により不安定土塊の大部分が崩落したことから、65本のグラウンドアンカー設置、合わせて65基の受圧板設置が必要でなくなったことに伴います減額、崩落した土砂1万1,524立米の残土処理費用の増額、打ち切り精算に伴いまして、法面保護工の植生マット工1,007.1平米、簡易吹付法枠工3,005.6平米、モルタル吹付工797平米の未施工に伴います減額。増減合わせまして1億2,764万9,356円の減額変更となるものでございます。

まだ工事につきましては竣工しておりませんので、残事業につきましては、令和7年度において工事施工することとなり、事業費も約2億円程度の工事となりますことから、議会の議決案件となり、入札後の契約につきましては、請負契約の締結議案を後日上程することになりますので、よろしく願いいたします。

以上、議案第17号の説明を終わります。

続きまして、55ページをお願いします。議案第18号 工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

5年災林道施設災害復旧事業（繰越）に伴う林道幸野線災害復旧工事契約について、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和6年3月6日の定例議会におきまして、当初請負契約を議決いただきました林道幸野線災害復旧工事でございますが、変更前、請負金額が5,137万円、変更後、請負金額が1億1,891万6,223円となりまして、6,754万6,223円の増額変更をお願いするものでございます。

今回、変更契約の議決をお願いします工事は、令和5年6月30日から7月4日にかけての梅雨前線豪雨により被災いたしました林道施設災害復旧工事でございます。

して、株式会社川口建設が受注し、施工している工事でございます。

今回の変更につきましての主な変更内容につきましては、法面崩壊箇所の崩土除去及び法面整形後に法頭上部に新たなクラックが発生いたしまして、不安定土塊を除去する必要が生じたので、法頭の土塊除去に伴います掘削工 9 6 6 立米が 1, 8 7 5 立米増の 2, 8 4 1 立米、法面保護工の簡易吹付法枠工 1, 5 6 3. 2 平米が 1, 4 5 4. 4 平米増の 3, 0 1 7. 6 平米に伴います 6, 7 5 4 万 6, 2 2 3 円の増額変更となるものでございます。

なお、本工事につきましては、令和 7 年度に事故繰越いたしまして工事施工することといたしております。

以上、議案第 1 8 号につきまして説明を終わります。

続きまして、5 6 ページをお願いします。議案第 1 9 号 工事請負変更契約の締結につきまして御説明申し上げます。

2 年災公共土木施設災害復旧事業（繰越）に伴う美尾谷川河川災害復旧工事契約について、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負金額を変更するにつき、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和 4 年 8 月 1 7 日の臨時議会におきまして、当初請負契約を議決いただきました美尾谷川河川災害復旧工事でございますが、変更前請負金額が 7, 1 6 9 万 8, 0 0 0 円、変更後請負金額が 6, 6 3 4 万 6, 4 7 5 円となりまして、5 3 5 万 1, 5 2 5 円の減額変更をお願いするものでございます。

今回の変更契約の議決をお願いします工事は、令和 2 年 7 月豪雨により被災いたしました公共土木施設災害復旧工事でございます。成松建設株式会社が受注し、施工している工事でございます。

今回の変更につきましての主な変更内容につきましては、本工事は、美尾谷橋上流 1 4 か所の護岸決壊の復旧工事でございます。1 4 か所全てブロック積施工に伴います水替え工を掛樋工で行うこととしておりましたが、瀬替えによる水替えで 1 2 か所施工できたため、1 2 か所分の掛樋工の減額、ブロック積工につきましては、8 3 1 平米から 1 5 平米増の 8 4 6 平米、また、本工事の工事用道路としまして林道美尾谷線を利用するための整備につきまして、地権者の林業事業体が所有地に行くため、自力で整備されたことにより、工事用道路の整備が必要なくなったことにより、仮設道路工の減額、増減合わせまして 5 3 5 万 1, 5 2 5 円の減額変更となるものでございます。

以上で議案第 1 9 号の説明を終わります。

議案書 5 7 ページをお願いします。議案第 2 0 号 工事請負変更契約の締結につ

きまして御説明申し上げます。

4年災公共土木施設災害復旧事業（繰越）に伴う大内川河川災害復旧工事契約について、下記のとおり変更するにあたり議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、請負契約を変更するにつき、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

令和6年3月6日の定例議会におきまして当初請負契約を議決いただきました大内川河川災害復旧工事でございますが、変更前請負金額が7,075万2,000円、変更後請負金額が7,617万1,674円となりまして、541万9,674円の増額変更をお願いするものでございます。

今回、変更契約の議決をお願いします工事は、令和4年台風14号により被災いたしました公共土木施設災害復旧工事でございます。河内産業株式会社が受注し、施工している工事でございます。

今回の変更につきましての主な変更内容につきましては、1工区大型ブロック積工におきまして起点から30メートル区間の河道法線、いわゆる水の流れの再検討を行った結果、ブロックの割り付けを含めまして375平米から35平米増の410平米、また、既設ブロック積取り壊しにつきまして、無筋構造物として設計しておりましたが、既設構造物が鉄筋構造物であったことによる取り壊し及び処分費の増額、併せまして541万9,674円の増額変更となるものでございます。

以上で議案第20号の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論・採決を行います。

議案第17号 工事請負変更契約の締結（林道上米良大平線災害復旧工事）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第17号は、原案のとおり

り可決することに決定しました。

議案第18号 工事請負変更契約の締結（林道幸野線災害復旧工事）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第19号 工事請負変更契約の締結（美尾谷川河川災害復旧工事）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第20号 工事請負変更契約の締結（大内川河川災害復旧工事）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開を2時50分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時35分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

-----○-----

日程第24 議案第21号 県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定
について

○議長（那須良策君） 日程第24 議案第21号 県営農業競争力強化農地整備事業
に係る分担金額の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 議案書58ページ、議案第21号 県営農業競争力強
化農地整備に係る分担金額の決定について説明いたします。

県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額を別途のとおり定めるにつき、
議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、分担金の額、徴収時期、方法の決定をするにあたり、
地方自治法第96条第1項第4号及び県営土地改良事業分担金徴収条例第3条第2
項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

59ページを御覧ください。令和6年度県営農業競争力強化農地整備事業に係る
分担金額明細書でございます。

1の事業主体は、熊本県、2、実施地区につきましては、岩野地区（諏訪溝、小
屋谷溝）、3、事業内容につきましては、圃場整備と小屋谷溝の改修工事、4、事
業費は、令和6年度の全体事業費としまして1,011万3,799円でございます。
5、町村毎対象事業費につきましては、小屋谷溝の施工区域内には多良木町も含ま
れますことから、施工区域内の面積に応じて多良木町と取り交わしております覚書
により当該年度の事業費を水上村97.5%、多良木町2.5%にてそれぞれ負担す
ることとなっております。よって、水上村が負担します金額が986万954円、
多良木町が25万2,845円となります。6の国県補助金等につきましては、国
と県合わせまして補助率82.5%の813万5,287円と九州電力負担金2万5,
154円となります。この九州電力負担金につきましては、県営の基盤整備事業を
行う際には、熊本県と九州電力の間の取り決めで電柱移転が発生した場合、その費
用の受益者負担分は九州電力が負担することとなっております。

60ページをお願いいたします。受益者分担金の算定基礎でございますが、県営土地改良事業分担金徴収条例の規定により、分担金の額は毎年度当該事業に要する経費のうち、国または県費補助金を差し引いて得た額とし、受益者の分担金割合は、受益に応じて村長が定めるとなっております。

国が定めます土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針によりまして、国が55%、県が27.5%、市町村が10%、合計92.5%となります。受益者の分担率は対象事業費の7.5%とするものでございます。そこから熊本県と九州電力との取り決め事項で電柱移転の受益者負担分は九州電力が負担することになっており、2万5,154円を差し引いた71万4,418円が受益者負担金となります。

なお、溝別の分担金額につきましては、諏訪溝組合、代表者幸野敏朗、分担金額36万8,732円、小屋谷溝、代表者西彰次郎、分担金34万5,686円でございます。

59ページに戻っていただきまして、7の本村分担金につきましては、受益者分担金として71万4,418円と村の分担金98万6,095円を合わせまして170万513円が県に納める金額となります。8の受益面積につきましては34.1ヘクタール、9の受益戸数につきましては99戸、10の納付期限につきましては、令和7年3月31日とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第21号 県営農業競争力強化農地整備事業に係る分担金額の決定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 2 5 議案第 2 2 号 水上村総合計画の策定について

○議長（那須良策君） 日程第 2 5 議案第 2 2 号 水上村総合計画（基本構想及び基本計画）の策定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 議案書につきまして 6 1 ページ目をお願いいたします。議案第 2 2 号 水上村総合計画の策定について御説明させていただきます。

提案理由につきまして、水上村総合計画（基本構想・基本計画）を策定するにあたり、地方自治法第 9 6 条の 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

別添資料⑧を御覧いただきたいと思っております。

第 6 次水上村総合計画をつけております。今回は、水上村総合計画の基本構想、令和 7 年から 1 6 年までの 1 0 年間と基本計画前期、令和 7 年から 1 1 年までの 5 年の総合計画でございます。策定にあたっては、昨年の 6 月に庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、計 7 回のプロジェクト委員会議を行ってまいりました。その中で、8 月には水上学園 8 年生、9 年生 3 0 名と高校生以上の住民の方を対象に 2 6 4 名からのアンケート回答をいただき、計画に反映しております。

また、並行して 1 1 月と 2 月に 1 5 名の委員による総合計画策定審議会を開催し、まとめたところです。

目次のところを御覧いただきたいと思っております。

全体を 4 部構成にしております。1 部を総論、2 部を基本構想、3 部を基本計画、4 部を実施計画としております。1 部から 4 部までの概要について説明を申し上げます。

1 ページ目から総論として計画の前段となる策定の概要と、3 ページ目のおり、水上村総合計画の基本構想は、令和 7 年から 1 6 年までの 1 0 年であること。基本計画については、前期を令和 7 年から 1 1 年までの、後期を残り 5 年とすることとしております。

4 ページ目から 6 ページ目までは計画策定の背景を、7 ページ目から 1 2 ページにつきましては、今回新たに、住民から見た水上村を追加し、アンケート結果、座談会での意見について言及しております。

1 3 ページ目から 1 5 ページについても新たに各課がこれまでの 1 0 年を振り返り、今後に向けた方針についてまとめております。

さらに、1 6 ページ目から 2 1 ページ目で村の現状をグラフ等で示し、水上村の

課題と目標を導き出しております。

それらを踏まえ、23ページ目からこれから先10年間の基本構想をあげております。

24ページ目を御覧いただきたいと思います。

全体計画である第5次計画に明記されている将来人口推計値は、令和7年度は1,831人となっている一方で、令和6年11月末現在の本村の人口は1,929名であり、この人口から推計すると令和7年度は10年前の推計に比べ少なくとも50人以上は減少を抑制できていると考えることができます。この人口減少の抑制結果については、第5次総合計画に基づき、これまでの10年間に推進してきた各施策の総合的な効果であり、大きな成果であります。しかしながら、将来人口指数のとおり、このままでは人口減少の一途をたどります。全国的に人口が減ると言われている中で水上村は住民一人一人の主体的な参画と協働と人と地域資源の可能性を十分に活かしながら、人口減少を打開し、将来像として2,000人を目指すということを目指とする「夢」に向かって攻めの姿勢を持ち、実現を目指します。

25ページ目から施策の大綱として1から7節の柱をあげております。第1節、豊かな自然と共生する村づくり、第2節、健康でいきいきと暮らせる村づくり、第3節、交流の維持と地域活性化の促進、第4節、活力ある産業の振興、第5節、ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくり、第6節、高度情報化社会に応じた環境整備、第7節、村民と行政の協働による村づくり、その施策大綱を27ページ目からの基本計画の中で第1章から第7章にリンクさせ、前期の基本計画としております。さらに、その項目を細分化し、現状と課題、基本方針及び具体的施策にまとめております。全ては説明できませんが、主なものを申し上げます。

27ページ目を御覧いただきたいと思います。第1章、豊かな自然と共生する村づくりは、第1節、自然との共生と環境の保護の中で、市房山をはじめ、多くの希少な自然資源を守り、観光の魅力でもある山村の美しい景観の保全に取り組みます。

30ページ目を御覧いただきたいと思います。第3節、安全で快適な居住環境づくりでは、1、消防・防災として、水上村地域防災計画や水上村国土強靱化地域計画のもとに、住民の生命や財産を守るために、地域における防災態勢の強化を図り、災害に強い村づくりを目指します。

43ページ目を御覧いただきたいと思います。第2章、健康でいきいきと暮らせる村づくり、第1節、いきいきとした健康生活の創造と、45ページを御覧ください。第2節、思いやりの福祉の充実に大別し、今年度策定いたします地域福祉、障がい者福祉、高齢者福祉及び介護保険事業、子ども・子育て支援事業の4つの計画書との整合性も図った計画としているところです。

続きまして、56ページ目をお願いいたします。第3章、交流の持続と地域活性化の促進につきましては、第1節、都市と農山村交流の持続と取組、58ページ、第2節、交流基盤づくりに大別し、継続な計画としております。

続きまして、59ページ目からの第4章、活力ある産業の振興、第1節、地域特性を活かした産業づくりの1、農業については、優良農地の維持、確保、その有効活用、担い手の確保、育成等地域の実態に応じた農業政策に取り組んでまいります。

62ページ目をお願いいたします。2、林業については、Uターン及びIターン者を含めた農業就業者の支援、技術、能力の向上、労働安全対策充実など推進しながら担い手の確保に努めます。

続きまして、71ページ目をお願いいたします。

産業間連携について、水上村産業推進機構を軸に第1次産業、第2次産業及び第3次産業を一体化に推進し、販路拡大や所得向上へつなげ、スポーツ合宿の郷づくりや豊かな自然が生み出す経済効果の最大化を図ります。

続きまして、73ページ目をお願いいたします。第5章、ふるさとに親しみ、よりよい未来を拓く人づくりについては、第1節、ふるさとに誇りをもつ心豊かな人材の育成の学校教育の中で、令和5年4月に開校した義務教育学校水上学園の運営方針に基づき、基礎学力の向上や社会情勢の変化に対応できる心身ともにたくましい児童生徒の育成に努めます。

77ページ目をお願いいたします。社会教育の中では、生涯学習、一人一人の学ぶ意欲を支え、生涯スポーツでは、スポーツに親しみ健康で活力ある生活へつなげます。そのほか、地域文化の振興や継承、人権教育についてもうたっております。

86ページ目をお願いいたします。第6章、高度情報化社会に応じた環境整備につきましては、第1節、道路交通体系の整備として、生活道路網の整備をはじめ、住民生活に密着したバス路線の確保やくま川鉄道の維持・存続を図るため、多方面からの利用促進に努めます。

88ページ目をお願いいたします。第2節、高度情報通信ネットワークの充実については、行政と住民間の情報交換の機能を充実させるとともに、マイナンバーカードを活用したオンライン手続きの促進を図ります。

89ページ目をお願いいたします。第7章、住民と行政の協働による村づくりは、第1節から第6節に大別し、第1節、村民参加による村づくりや、93ページの第5節、広域行政の推進においては、具体的施策として、人吉球磨定住自立圏協働ビジョンの整合性に努め、広域事業への取組を推進してまいります。

94ページ目をお願いいたします。第6節、地方創生の加速化では、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示する地方人口ビジョンと、住民が安心し

て生活を営み、子どもを産み・育てる社会環境づくりのため、まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、PDCAサイクルを行いながら進めます。

95ページ以降につきましては、主要事業の実施計画、前期の令和7年から令和11年度を掲載しております。

水上村総合計画を策定するにあたり、地方自治法第96条の2項の規定により議会の議決を経る必要があるためにお願ひするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） この第6次総合計画策定につきましては、総合計画策定プロジェクト委員を中心に職員の皆さん、大変御苦労されたと思います。7回にわたる総合計画策定プロジェクト会議、3回にわたる総合計画策定審議会、その間、住民アンケートの調査、それから村づくり地区座談会、パブリックコメントの募集なども行われております。キャッチフレーズにもありますとおり、人と自然が輝く夢のあるみずかみへ向かって精一杯頑張っていたきたいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 杉野議員とちょっとかぶる部分はあるのですが、実際こうやって計画を立てていただきまして、本当お疲れ様でございました。ただ作って終わりではなくて、これを一つでも多くですね、実現していくための力がものすごく必要になることだと思います。役場職員の皆様をはじめ、やっぱり村民の方々も一人一人がそういう意識を持って同じ気持ちで、水上を前に進めていけたらと思っておりますので、住民に対するそういう周知、また、協力等もですね、いい塩梅でいこうに期待しております。頑張ってください。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第22号 水上村総合計画の策定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第26 議案第23号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（那須良策君） 日程第26 議案第23号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、62ページをお願いいたします。議案第23号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について御説明申し上げます。

次のとおり、人吉市との間において人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を締結することにつきまして、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由いたしまして、人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結につきましては、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

こちらは、先の全員協議会で概要につきましては御説明申し上げたところでございますが、人吉球磨地域では、平成27年1月に人吉市と球磨郡9町村がそれぞれ1対1の協定の締結を行いまして、人吉球磨定住自立圏を形成し、平成27年5月、第1次となる人吉球磨定住自立圏共生ビジョンを策定いたしまして、平成31年度、令和元年度でございますが、こちらまでの5年間で取り組みまして、その後、第2次となる共生ビジョンを令和2年度から今年度、令和6年度までの5年間、事業を進めてきたところでございます。

今回、第3次共生ビジョンとして令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間として8分野の20事業を21事業に整理し、まとめたものでございます。

資料⑨の1ページには、共生ビジョン（案）の体系図の新旧対照表、2ページからは第3次共生ビジョン（案）を添付してございますので、こちらは後もって御覧いただきたいと思っております。

議案書①、63ページをお願いいたします。こちら次のページにかけまして協定の一部を変更する協定書でございますが、先ほど申し上げましたとおり、8分野の20事業を21事業に整理し、まとめたことによりまして、赤書きにございますとおり、別表第1の6では、甲の役割に「及び消費者教育業務」を追加するものでございます。

別表第2の1では、取組内容の中段に「とともに、さらなる路線の活用のための利便性向上に向けた取組を支援する。」の文言を追加するものでございます。そして、甲の役割と乙の役割にそれぞれ「利便性向上」と「乙と共同して、鉄道事業者が行う主要駅から2次交通（路線バス、乗合タクシー、シェアサイクル等）への乗継利便性（接続ダイヤ、運行ダイヤの調整、運賃体系の整備等）等の利用者利便性向上のための取り組みに対し、必要な支援を行う。」、こちらの文言を追加するものでございます。

資料②の56ページからが新旧対照表を掲載してございますので、こちら後もって御覧いただきたいと思っております。

議決をいただきました後は、今月の25日、人吉市におきまして合同調印式を行い、令和7年4月1日からビジョンに沿った事業を展開していくことといたしてございます。

以上で説明を終わります。御審議方どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第23号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第27 議案第24号 水上村商工会員の借入資金に関する預託について

○議長（那須良策君） 日程第27 議案第24号 水上村商工会員の借入資金に関する預託についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、5番、山崎隆浩君に退場を求めます。

（5番 山崎隆浩君 退場）

○議長（那須良策君） 提案理由の説明を求めます。

田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 議案書65ページでございます。議案第24号 水上村商工会員の借入資金に関する預託について説明いたします。

提案理由でございますが、商工業の振興を目的として、本村商工会員の借入資金として預託を行うためでございます。

1の預託する資金の額につきましては2,000万円、預託する期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間、3の預託する利子につきましては、年0.002%、4の預託する金融機関につきましては、熊本県信用組合多良木支店でございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第24号 水上村商工会員の借入資金に関する預託については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、5番、山崎隆浩君の入場を求めます。

（5番 山崎隆浩君 入場）

○議長（那須良策君） お諮りします。日程第28 議案第25号から日程第34 議案第31号まで関連がありますので、一括して上程したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

-----○-----

日程第28 議案第25号 令和6年度水上村一般会計補正予算（第9号）

日程第29 議案第26号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）

日程第30 議案第27号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）

日程第31 議案第28号 令和6年度水上村介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第32 議案第29号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第33 議案第30号 令和6年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第3号）

日程第34 議案第31号 令和6年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（那須良策君） 議案第25号 令和6年度水上村一般会計補正予算（第9号）、議案第26号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、議案第27号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）、議案第28号 令和6年度水上村介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第29号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第30号 令和6年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第3号）、議案第31号 令和6年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 補正予算につきましては、この場から御説明をさせていただきます。

それでは、補正予算書④、3ページをお願いいたします。議案第25号 令和6年度水上村一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

令和6年度水上村一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正で、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億5,850万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億2,

740万円とするものでございます。

また、第2条におきまして、既定の地方債補正を第2表、地方債補正のとおり行い、第3条におきまして、翌年度に繰り越して使用する経費を第3表、繰越明許費のとおり定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。第1表でございます。歳入歳出予算補正の歳入におきましては、各種事業の精算によります補正が主なものでございますが、今回、減額の要因としては、4ページの下段の13款分担金及び負担金の県営土地改良事業受益者分担金の減額、次のページ、5ページの上段、15款国庫支出金の国庫補助金では、デジタル田園都市国家構想交付金と2年災林道施設災害復旧事業費補助金の減額、19款の繰入金の基金繰入金としてふるさと応援基金繰入金の減、それから、20款の繰越金の増と22款村債の減が主な要因でございます。

次のページをお願いいたします。歳出におきましても全般的に各種事業の精算によります補正を行ってございますが、事業的な補正につきましては、2款総務費の総務管理費での減債基金積立金の増、8項地方創生推進費でのスポーツ環境整備事業の令和7年度への組替えによる減、6款農林水産業費の農業費での県営岩野地区農業農村整備事業負担金の減、8款土木費の道路橋梁費の増、次のページ、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費と公共土木施設災害復旧費において事業の精算、令和7年度への組替え等による減が主なものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。第2表地方債の補正でございます。今回、事業の精算や令和7年度への組替え等に伴いまして地方債につきましても補正をお願いするものでございます。今回、トータルで限度額を3億8,470万3,000円減の1億9,609万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、歳入事項別明細書にて御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。第3表繰越明許費でございます。今回、13件の繰越しをお願いするものでございます。最初の地域公共交通対策費につきましては、くま川鉄道安定化補助金災害復旧費分でございます。69万8,000円の繰越しをお願いするものでございます。

次の移住定住推進事業費につきましては、岩野地区村有住宅、旧坂本邸整備工事に伴うもので、耐震補強計画内容を協議、また、アスベスト含有材を含む建材が複数箇所想定され、その特定に不測の日数を要し、設計完了が遅れ、入札が2月となったことから1,754万8,000円の繰越しをお願いするものでございます。

次のスポーツ環境整備事業につきましては、陸上競技場400メートルトラック造成工事、第1期工事駐車場整備工事に係るもので、先の全協で御説明申し上げましたとおり、用地取得を進めていく中で、相続登記に不測の時間を要したため、今

回、繰越しをお願いするものでございます。

次の道路新設改良費につきましては、村道石舟五本松線道路改良事業に係るもので、令和6年度当初分と国の令和6年度補正分がございまして、当初分につきましては、現在、施工中で、人吉球磨管内の復興事業の急増により慢性的な労働不足が発生し、工事完了に遅れを生じたこと等によりまして2,740万円の繰越しをお願いするものでございます。また、国の補正分につきましては、今回、3,200万円の補正をお願いしまして繰越しをお願いするものでございます。総額で5,940万円の繰越しをお願いするものでございます。

次の橋梁長寿命化改築事業につきましては、国の令和6年度補正による無名橋北目平谷線の補修工事設計業務に係るもので、今回、補正をお願いし、全額繰り越しをお願いするものでございます。

次の6年災農地等災害復旧費につきましては、神揚高澄地区農地災害復旧工事に係るもので、人吉球磨管内の復興事業の急増によりまして慢性的な労働不足が発生し、工事完了に遅れを生じたことと等によりまして繰越しをお願いするものでございます。

次の6年災林道施設災害復旧費につきましては、林道湯山峠小崎線と川内線の災害復旧工事に係るもので、こちらも人吉球磨管内の復興事業の急増による慢性的な労働不足と積雪等による進捗の遅れにより繰越しをお願いするものでございます。

次の5年災農地等災害復旧費につきましては、舟石①地区の農地災害復旧工事に係るものです。同じく人吉球磨管内の復興事業の急増による慢性的な労働不足等によりまして繰越しをお願いするものでございます。

次の5年災林道施設災害復旧費につきましては、林道幸野線災害復旧工事に係るもので、当箇所におきまして、新たな法面崩壊が発生し、その復旧工法の検討、関係機関との協議に不測の日数を要したため、今回、補正をお願いし、繰越しをお願いするものでございます。

次の4年災林道施設災害復旧費につきましては、林道倉谷線災害復旧工事に係る地質調査委託料で、地質調査を行い、9月、10月の大雨の際には、地滑り線の動きが見られたところがございますが、滑り面を特定するまでの結果が得られず、地滑り災害査定を受ける資料として不十分な結果となり、当初予定から不測の日数を要したため、今回、繰越しをお願いするものでございます。

次の2年災林道施設災害復旧費につきましては、林道美尾谷線災害復旧工事に係るもので、こちらも人吉球磨管内の復興事業の急増による慢性的な労働不足等によりまして、今回、繰越しをお願いするものでございます。

次の6年災公共土木施設災害復旧費につきましては、祓川河川災害復旧工事に係

るもので、こちらも同様、人吉球磨管内の復興事業の急増による慢性的な労働不足等によりまして、入札不調が相次ぎまして繰越しをお願いするものでございます。

最後になります4年災公共土木施設災害復旧費につきましては、村道黒尾谷線道路災害復旧工事に係るもので、同じく、人吉球磨の管内の復興事業の急増による慢性的な労働不足等によりまして繰越しをお願いするものでございます。合計13件の3億9,366万3,000円の繰越しをお願いするものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございますが、こちらは主なものにつきまして御説明を申し上げます。

今回、全般的に各種事業の精算、スポーツ環境整備事業や災害復旧事業においては、令和7年度への組替え等に伴います減額補正を行ってございますが、主なものを申し上げます。

13款分担金及び負担金、1目分担金の県営土地改良事業受益者分担金につきましては、議案21号でも御説明いたしましたとおり、令和6年度が補償等の調査費用のみで面工事等が入札不調により、事業実施ができなかったことから減額補正をお願いするものでございます。

次に、15款国庫支出金、2目公共土木施設災害復旧費負担金、1節の6年災公共土木施設災害復旧事業費負担金につきましては、祓川河川災害復旧工事に係るもので、国費の所要額を災害査定決定額に合わせるため減額補正をお願いするものでございます。

次の4年災公共土木施設災害復旧事業費負担金につきましては、村道黒尾谷線道路災害復旧工事でございますが、こちら国費の所要額を現契約額に合わせるため減額補正をお願いするものでございます。

次の2年災公共土木施設災害復旧事業費負担金につきましては、村道美尾谷線道路災害復旧工事でございますが、こちらは事業の精算により減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項の国庫補助金、1目総務費補助金のデジタル田園都市国家構想交付金につきましては、スポーツ環境整備事業、湯山小学校改築工事に係るもので7年度への組替えにより減額補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。上から4段目になります。4目土木費補助金の公営住宅家賃低廉化事業補助金につきましては、事業の精算により減額補正をお願いするものでございます。

その下、社会資本整備総合交付金につきましては、村道石舟五本松線道路改良工事に係るもので、国の令和6年度補正予算の採択を受けましたので1,820万7,000円の補正をお願いするものでございます。

次の道路メンテナンス事業補助金につきましては、村道北目平谷線無名橋橋梁補修工事に伴うもので、こちらも国の令和6年度補正予算の採択によりまして654万5,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、中段の6目災害復旧事業費補助金の6年災農地等災害復旧事業費補助金につきましては、神揚高澄地区に係るもので、補助率増嵩により補正をお願いするものでございます。

次の6年災林道施設災害復旧事業費補助金につきましては、湯山峠小崎線、川内線に係るものでこちらも補助率増嵩により補正をお願いするものでございます。

次の4年災林道施設災害復旧事業費補助金につきましては、林道梅木鶴線15か所、こちらでは、7年度への組替えにより5,522万6,000円の減額、林道倉谷線では、測量設計業務委託分として150万円の増額補正、合わせまして5,372万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

次の2年災林道施設災害復旧事業費補助金につきましては、林道上米良大平線1号か所の打ち切り精算及び5号か所の令和7年度予算組替えによりまして、合わせまして2億6,026万3,000円の補正をお願いするものでございます。

次の5年災林道施設災害復旧事業費補助金につきましては、林道幸野線災害復旧工事、こちらは増破分になりますが、6,244万6,000円の補正をお願いし、繰越しをお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。中段の2項県補助金、4目の農林水産業費補助金の耕畜連携体制緊急整備事業補助金につきましては、本野機械利用組合への補助金で、堆肥舎の整備分が入札不調により実施できなかったことから減額補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。上段の17款財産収入、2項財産売払収入の竹木売払収入につきましては、村有林の宮田団地、尾迎団地、大谷団地の間伐に伴う実績精算と、上古川団地の主伐に伴う売払収入分、合わせて1,781万円の補正をお願いするものでございます。

次の19款繰入金、1目基金繰入金のふるさと応援基金繰入金につきましては、スポーツ環境整備事業の7年度への組替えによりまして4億160万円の減額補正をお願いするものでございます。

次の減債基金繰入金につきましては、当所1億円の繰入れを予定してございましたが、繰越金等によりまして財源調整が可能となったことから今回減額補正をお願いするものでございます。

次の繰越金につきましては、今回の補正の財源調整を行ってございます。

次の21款諸収入、5目の雑入のスポーツ振興くじ助成金につきましては、奥球

磨ロードレース大会に係るもので、大会が中止になったことから減額補正をお願いするものでございます。

最後の22款村債につきましては3億8,470万3,000円減の1億9,609万7,000円とするものでございます。まず、1目の総務債、スポーツ環境整備事業債（過疎債）につきましては、陸上競技場造成工事に係るもので、令和7年度への組替えによる減額補正をお願いするものでございます。

次のスポーツ環境整備事業債（一般補助施設等整備事業債）につきましては、旧湯山小学校改築工事に係るもので、こちらも令和7年度への組替えによる減額補正をお願いするものでございます。

次に、2目農林水産業債、農業農村整備事業債（過疎債）につきましては、県営岩野地区農業農村整備事業村負担金に係るもので、こちらは面整備等が入札不調により事業実施ができなかったことから減額補正をお願いするものでございます。

次の3目土木債、道路橋梁整備事業債（辺地債）につきましては、村道石舟五本松線改良工事、新無反野橋右岸橋台設置工事に伴うもので、事業の精算によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の道路橋梁整備事業債（過疎債）につきましては、村道宮原神揚線道路舗装工事、千が平橋補修工事、舟石橋補修工事、村道北目平谷線無名橋補修設計業務、村道中州線防災工事に係るもので事業の精算によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の道路橋梁整備事業債（防災・減災国土強靱化緊急対策事業債）につきましては、国の補正に伴う村道北目平谷線無名橋橋梁補修工事に係るもので340万円の補正をお願いし、繰越しをお願いするものでございます。

次の公共事業等債につきましては、国の補正予算に伴う村道石舟五本松線道路改良工事に伴うもので1,230万円の補正をお願いし、こちらも繰越しをお願いするものでございます。

次に、5目災害復旧事業債、1節2年災公共土木施設災害復旧事業債（くま川鉄道分）につきましては、事業の精算によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の2節2年災林道施設災害復旧事業債から次のページ、上段、上から5段目でございます。7節6年災公共土木施設災害復旧費までは事業費の精算によりまして減額補正をお願いするものでございます。

次の8節の2年災一般単独災害復旧事業債から10節の6年災一般単独災害復旧事業債につきましては、補助災害の対象とならない災害復旧について公共土木施設、林道施設において一般単独災害復旧事業債の採択を受けたことから、今回補正をお

願いするものでございます。

最後になります、6目臨時財政対策債につきましては、本年度分の確定によりまして350万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書でございます。今回、一般的に1月の昇給や給与改定の最終調整によります人件費の補正や各種事業の精算をお願いしてございますが、こちらの説明につきましては割愛をさせていただきます。

まず、総務課関係、下段の2款総務費、2目一般財産管理費の積立金でございますが、次のページにかけまして各種基金利子の積立と、今回、29ページの上段のほうでございますが、減災基金積立金として1億円の補正をお願いするものでございます。

私からは以上です。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 3目の村有林管理費でございます。村有林管理費の間伐等森林整備促進対策事業委託料でございますけれども、村有林の尾迎、宮田、大谷団地の間伐を実施し、当初見込みよりも材積が上がったため実績に応じまして増額するものでございます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、9目地域公共交通対策費につきましては、実績によりまして、くま川鉄道再生協議会負担金6,000円、くま川鉄道経営安定化補助金5万8,000円、地域公共交通事業者支援補助金につきましては、人吉球磨10市町村でくま川鉄道へ500万円の補助を行うもので、本村負担分7万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次の10目社会保障税番号制度事業費につきましては、財源の補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 西本税務住民課長。

○税務住民課長（西本克幸君） 続きまして、11目の諸費でございます。価格高騰緊急支援給付金事業といたしまして定額減税に伴います追加の調整給付金給付に係るシステムの改修を計画しておりましたけれども、令和7年度で予算を組替え実施することから今回170万円の減額補正をお願いいたします。

また、令和6年度非課税世帯等への給付実績の減額によります100万円の補正をお願いいたします。

続いて、3項1目税務総務費ですが、次の31ページをお願いいたします。国税

連携システム改修委託の実績によります110万円の減額補正をお願いいたします。
以上です。

○議長（那須良策君） 地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 続きまして、2目スポーツ推進事業費でございますが、人件費のほうは割愛させていただきたいと思っております。

奥球磨ロードレース大会負担金につきましては、地域振興など目的を十分達成できていること。また、今後の課題や現状を踏まえて大会の継続を検討しました結果、奥球磨ロードレース大会は第10回の節目を機に廃止し、実行委員会を解散したために負担金の減額、並びにその財源でございますスポーツ振興くじ助成金の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、旧湯山小学校改修工事、陸上競技場造成工事におきましては、令和7年2月14日の全員協議会でも説明させていただきましたが、相続登記に不測の時間を要したことから工事発注ができませんでした。今年度は旧湯山小学校下の駐車場エリア第1工区の土地造成進入路整備工事1億1,000万円をお願いし、予算計上しておりました委託料1,000万円、工事請負費5億4,000万円、備品購入費1億円の減額、並びにその財源でございますデジタル田園都市国家構想交付金、スポーツ環境整備事業債、ふるさと応援基金の減額補正をお願いし、併せて繰越明許をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） 続きまして、3款民生費、1項1目社会福祉費の社会福祉事務費、19節の扶助費につきましては、重度心身障がい者医療扶助費及び更生医療給付扶助費の実績見込みから合わせまして210万円の減額補正をお願いするものでございます。

特別会計繰出金につきましては、特別会計の補正に伴うものでございまして、詳細は特別会計補正予算で御説明を申し上げます。

障害者総合支援事業費の負担金補助及び交付金につきましては、人吉球磨地域の10市町村共同で事業を実施しております人吉球磨地域障害者手話奉仕員養成研修事業、人吉球磨地域療育センター運営事業、それぞれの事業費確定に伴います負担金の増額補正をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。3目老人福祉費の老人福祉事業費、12節の委託料につきましては、社会福祉協議会に委託しております桜寿苑の高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業委託料につきまして生活援助員の人件費の改定に伴います委託料44万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

19節扶助費につきましては、老人福祉施設入所者保護措置費の実績見込みから860万円の減額補正をさせていただくものでございます。

それから、24節積立金は、老人福祉対策事業基金の利子積立金の補正、27節の繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計の補正に伴います繰出金の減額補正でございます。

4目の国民健康保険事務費、次の2項1目保育所費につきましては、人件費の補正となっております。

続きまして、2項3目次世代育成支援事業費の積立金につきましては、子ども育成支援基金利子の積立金でございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費、開けていただきまして18節負担金補助及び交付金、公立多良木病院企業団負担金につきましては、球磨郡公立多良木病院企業団への負担金額が確定したことに伴います減額補正となっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 続きまして、4目環境衛生費でございます。18節負担金補助及び交付金、合併処理浄化槽設置整備補助金でございますが、令和6年度におきまして3基予定しておりましたけれども、実績1基でございますので、2基分126万円の減額補正及び合併処理浄化槽維持管理補助金の精算に伴います10万円の増額補正をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 続きまして、6款農林水産業費でございます。1目と2目につきましては、人件費でございます。

3目の農業振興費につきましては、耕畜連携体制緊急整備事業ですが、本野機械利用組合での堆肥舎、機械の整備に県の補助事業を活用して取り組むことで9月の第3回の定例会において可決いただいたところですが、堆肥舎につきましては請負業者がなく、3月までの事業完了が難しいことから事業を縮小して実施するもので、堆肥舎分967万7,000円を減額するものでございます。

めくっていただきまして38、39ページの中山間地域等直接支払制度事業費、多面的機能直接支払対策事業費につきましては、実績によります減額です。

5目の農業基盤整備費、県営岩野地区農業農村整備事業負担金につきましては、先ほど御説明いたしましたように、入札不調により令和6年度の予算分の圃場整備事業はなく、令和4年度からの事故繰越で実施いたしております圃場整備箇所の隣接家屋等の補償調査費用、電柱移転費用、換地費用に係る経費を残し、減額するも

のでございます。

2項2目林業振興費でございます。森林環境税の基金利子積立金です。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 続きまして、3目林道維持管理費でございます。18節負担金補助及び交付金でございますが、令和6年度におきましては、治山林道協会の特別会費の徴収がございませんでしたので100万円の減額補正をお願いするものでございます。

4目橋梁維持管理費、12節委託料につきましては、林道橋梁点検診断業務委託の精算に伴います121万2,000円の減額補正でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 7款商工費、1目につきましては、人件費の補正でございます。

2目商工振興対策費は、新型コロナウイルス感染症対策基金利子の積立金です。

5目の桜の里事業費につきましては、財源補正となっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 続きまして、8款1項1目土木総務費でございます。職員人件費につきましては、職員の人件費の補正でございまして、時間外勤務手当につきまして、会計検査対応事務及び水道施設の不具合または漏水調査に伴いまして時間外勤務手当が不足いたしますので70万円の増額補正をお願いするものでございます。

27節繰出金につきましては、公営企業会計補正予算に伴います27万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

2項3目道路新設改良費でございます。14節工事請負費につきましては、国の令和6年度補正予算におきまして内示がございました村道石舟五本松線道路改良工事に伴いますので、3,200万円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては、社会資本整備総合交付金、補助残につきましては、公共事業等債を充てることといたしております。

続きまして、5目橋梁維持管理費でございます。12節委託料につきましては、村道北目平谷線の無名橋補修工事設計業務委託の精算に伴います154万円の減額補正、14節工事請負費につきましては、千が平橋橋梁補修工事の精算に伴います164万円の減額補正、また、国の令和6年度補正予算におきまして内示がございました村道北目平谷線「無名橋」橋梁補修工事に伴います工事請負費1,220万

円の増額補正をお願いするものでございます。財源につきましては、道路メンテナンス補助金、補助残につきましては、防災・減災国土強靱化緊急対策事業債を充てることといたしております。

42、43ページをお願いします。6目道路舗装費、7目災害防止費につきましては、事業精算に伴います財源補正でございます。

3項2目河川維持整備費につきましては、県管理河川雑草処理業務の委託金増額に伴います財源補正でございます。

4項1目公営住宅管理費につきましては、公営住宅家賃低廉化事業補助金の額確定に伴います財源補正でございます。

3目ふるさとマイホーム建設推進事業費、18節負担金補助及び交付金につきましては、水上村戸建て木造住宅耐震改修等事業の精算に伴います6万3,000円の増額補正及び危険ブロック塀等安全確保支援事業につきましては、令和6年度は申請がございませんでしたので40万円の減額補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 続きまして、9款消防費、2目消防施設費につきましては、消耗品としてAEDバッテリーとパッド代68万7,000円の補正をお願いするものでございます。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） 続きまして、10款教育費です。1項教育総務費、1目教育委員会費、水上村学校分収造林基金利子積立金は、利子確定による補正となっております。

人件費は割愛させていただきます。44、45ページをお願いいたします。

7目旧小学校管理費、役務費、電話料です。当初見込みより不足額が生じますため2万2,000円の増額をお願いするものでございます。旧小学校ともに緊急通報の為、電話回線を引き続き契約する必要があるため必要な経費となります。

2項義務教育学校費、1目学校管理費は、国庫支出金教育費補助金僻地児童生徒援助費等補助金確定のための財源補正となっております。

4項保健体育費、1目保健体育総務費、負担金補助及び交付金、水上元気クラブ補助金につきましては、当初予算化しておりました大会及び各教室の実績減によります40万円の減額をお願いするものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 続きまして、11款災害復旧費でございます。1項1目6

年災農地等災害復旧費、2目6年災林道施設災害復旧費につきましては、補助率増高による高率補助の適用に伴います財源補正でございます。

46、47ページをお願いします。3目5年災農地等災害復旧費につきましては、事業精算に伴います財源補正でございます。

4目4年災林道施設災害復旧費、12節委託料につきましては、林道梅木鶴線災害復旧工事測量設計業務の精算に伴います101万円の減額補正、林道倉谷線につきましては、地滑り調査を令和6年6月から行っておりましたが、滑り面の特定ができておりませんので工期を延長し、計測を継続するための300万円の増額補正をお願いするものでございます。

14節工事請負費につきましては、林道梅木鶴線10号箇所に伴いますもので、令和6年の台風10号により10号箇所に隣接する法面崩壊が発生し、復旧後でなければ10号箇所の復旧ができないため、令和7年度予算に組替えを行うための5,500万円の減額補正をお願いするものでございます。

5目2年災林道施設災害復旧費、14節工事請負費でございます。林道上米良大平線1号箇所につきましては、令和6年度が事故繰越の年でございます。令和7年へ繰り越しができませんので、打ち切り精算に伴います1億1,000万円の減額補正、林道上米良大平線5号箇所につきましては、1号箇所の復旧に支障が出ることから工事発注できなかったため、令和7年への予算組替えに伴います1億5,000万円の減額補正、林道倉谷線につきましては、事業精算に伴います400万4,000円の減額補正、林道美尾谷線につきましては、令和7年度への繰越しに伴います変更対応予算としまして200万円の増額補正をお願いするものでございます。

6目5年災林道施設災害復旧費、14節工事請負費につきましては、林道幸野線災害復旧工事に伴いますもので、工事施工中に法頭の拡大崩壊が発生したため、復旧に伴います不足分6,391万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、事業につきましては、令和7年度に事故繰越することといたしております。

2項1目6年災公共土木施設災害復旧費につきましては、災害査定額決定にあわせた財源補正。

2目4年災公共土木施設災害復旧費につきましては、契約額にあわせた財源補正でございます。

3目2年災公共土木施設災害復旧費、14節工事請負費につきましては、美尾谷川河川災害復旧工事の事故繰越変更対応予算として予算措置しておりましたけれども、事業精算により不要となりましたので2,200万円の減額補正をお願いする

ものがございます。

3項1目6年災単独災害復旧費につきましては、補助災害にかからない災害復旧につきまして、公共土木施設、林道施設におきまして一般単独災害復旧事業債の採択を受けたことによる財源補正でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 最後となります、12款公債費につきましては、元金、利子とも実績による補正をお願いするものでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） 続きまして、議案第26号について御説明を申し上げます。議案書の51ページをお願いいたします。議案第26号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）でございます。

令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ988万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,720万2,000円とするものでございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、歳出額の減額補正に伴います交付金の減額補正となっております。

6款財産収入につきましては、基金利子収入となっております。

7款繰入金の1項1目一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等の額の確定に伴います一般会計繰入金の減額補正となっております。

8款の繰越金につきましては、予算調整による増額補正となります。

60ページ、61ページをお願いいたします。歳出の事項別明細書です。2款1項1目療養給付費につきましては、療養給付費の実績見込みによります国保連への負担金の減額補正となります。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては、一般会計繰入金を減額する財源補正となっております。

5款1項1目の療養給付費基金積立金につきましては、基金利子の積立金となります。

以上、令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第27号について御説明を申し上げます。議案書の63ページをお願いいたします。議案第27号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）でございます。

令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ989万4,000円とするものでございます。

70ページ、71ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。

歳入の補正につきましては、事業の精算見込みによります県補助金の減額及びそれに伴います一般会計繰入金が増額補正となっております。

次のページをお願いいたします。歳出の事項別明細です。

1款総務費、1項1目一般管理費の22節償還金利子及び割引料につきましては、公立多良木病院の決算額確定に伴います古屋敷診療所運営補助金の前年度精算返納金となっております。

以上で（直診勘定）補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第28号について御説明します。議案書の75ページをお願いいたします。議案第28号 令和6年度水上村介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和6年度水上村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ644万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,748万1,000円とするものでございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございます。歳入の補正につきましては、各事業の精算見込みによります国・県の負担金及び補助金、それから支払基金交付金、繰入金、繰越金の補正となっております。

次のページをお願いいたします。歳出の事項別明細でございます。1款総務費、1項1目一般管理費の委託料につきましては、令和7年度に予定されております介護保険制度改正、これは年金収入等の基準額の改定になりますけれども、そちらに伴いますシステム改修費39万6,000円の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、国庫補助金2分の1、事務費繰入金の2分の1となっております。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付金の負担金につきましては、要

介護認定者の増によりまして訪問介護なりデイサービス等の利用実績が増加いたしておりますので、予算不足が見込まれるために増額補正をお願いするものでございます。

2目地域密着型介護サービス給付費につきましては、利用実績の減少に伴います減額補正となっております。

3目施設介護サービス給付費につきましては、施設入所者の増に伴いまして負担金の不足が見込まれますので350万円の増額補正をお願いするものでございます。

5目居宅介護住宅改修費、6目居宅介護サービス計画給付費につきましては、実績見込みによります減額補正となっております。

次のページをお願いいたします。2項2目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、対象者の減少に伴います減額補正となっております。

3目介護予防福祉用具購入費及び4目の介護予防住宅改修費につきましても実績見込みによる減額補正となっております。

3項1目高額介護サービス費の負担金につきましては、施設入所者の増加に伴いまして100万円の増額補正をお願いするものでございます。

2目高額介護予防サービス費及び4項1目の特定入所者介護サービス費につきましては、実績見込みによる減額補正となっております。

次のページをお願いいたします。3款地域支援事業費の1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、第1号訪問事業負担金につきましては、利用者増に伴い予算の不足が見込まれますので、10万円の増額補正をお願いするものでございます。

3項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、5目の認知症総合支援事業費につきましては、上球磨地域包括支援センターへの委託額確定に伴いますそれぞれ減額補正となっております。

以上が令和6年度の水上村介護保険特別会計補正予算（第3号）になります。

続きまして、議案第29号について御説明申し上げます。議案書の91ページをお願いいたします。議案第29号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,549万8,000円とするものでございます。

98ページ、99ページをお願いいたします。歳入の事項別明細書でございますけれども、3款繰入金の1項2目保険基盤安定繰入金では、熊本県後期高齢者医療

広域連合への納付金の減額に伴いまして、財源としての一般会計繰入金を減額する補正となっております。

次のページをお願いいたします。歳出の事項別明細書になります。2款1項1目の後期高齢者医療保険料保険基盤安定負担金ですけれども、県広域連合に支払う負担金額が確定しましたため、負担金の減額補正をお願いするものでございます。

以上で、令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 続きまして、右肩番号④-1、令和6年度水上村公営企業会計補正予算書をお願いします。4ページをお願いします。議案第30号 令和6年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和6年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、収入につきましては、1款2項の営業外収益に5万1,000円を追加し、補正後の予算額を3,675万1,000円、支出につきましては、1款1項の営業費用を9万6,000円減額し、補正後の予算額を8,276万8,000円、2項の営業外費用に1万円を追加し、補正後の予算額を199万9,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、予算第4条に定めた資本的収入が資本的支出に対し不足する額841万5,000円を856万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金841万5,000円を856万6,000円に改め、収入につきましては、第1款第1項の企業債を60万円減額し、補正後の予算額を340万円、支出につきましては、第1款第1項の建設改良費を50万円減額し、補正後の予算額を350万円、第3項の投資に5万1,000円を追加し、補正後の予算額を5万6,000円とするものでございます。

第4条では、企業債につきまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり定め、第5条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を職員給与費414万2,000円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算書15ページの補正予算（第3号）収支明細にて御説明いたします。

まず、収益的収入でございます。1款2項1目1節の基金利息でございますが、利息額確定に伴います5万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、収益的支出でございます。1款1項4目1節の給料、2節の手当につきま

しては、水道手人件費の補正をお願いするものでございます。

2項1目1節の企業債利息につきましては、起債の利子償還金でございまして1万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、資本的収入でございます。1款1項1目1節の簡易水道事業債及び3目1節のその他の企業債につきましては、湯山地区簡易水道管路布設工事の精算に伴います起債、それぞれ30万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、資本的支出でございます。1款1項1目1節の工事請負費につきましては、湯山地区簡易水道管路布設工事の精算に伴います50万円の減額補正をお願いするものでございます。

3項1目1節の基金積立金につきましては、簡易水道事業基金に利息分を積み立てるものでございまして5万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、水上村簡易水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、18ページをお願いします。議案第31号 令和6年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、令和6年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、収入につきましては、1款2項の営業外収益に3万5,000円を追加し、補正後の予算額を8,049万5,000円、支出につきましては、1款1項の営業費用を59万9,000円減額し、補正後の予算額を9,742万円、2項の営業外費用に3万2,000円を追加し、補正後の予算額を443万6,000円とするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出の補正につきましては、予算第4条に定めた資本的収入が資本的支出に対し不足する額2,855万9,000円を2,842万円に、当年度分損益勘定留保資金2,855万9,000円を2,842万円に改め、収入につきましては、第1款第1項の企業債を1,760万円減額し、補正後の予算額を2,600万円、第2項の他会計出資金に27万9,000円を追加し、補正後の予算額を2,391万5,000円、第6項の国庫補助金を1,775万6,000円減額し、補正後の予算額を2,600万円、支出につきましては、第1款第1項の建設改良費を3,525万1,000円減額し、補正後の予算額を5,182万7,000円、第3項の投資に3万5,000円を追加し、補正後の予算額を4万円とするものでございます。

第4条では、企業債につきまして起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償

還の方法を次のとおり定めるものでございます。

補正の内容の詳細につきましては、予算書 2 8 ページをお願いします。補正予算(第 2 号) 収支明細にて御説明いたします。

まず、特定環境保全公共下水道事業でございます。収益的収入につきましては、1 款 2 項 1 目 1 節の基金利息でございますが、利息額確定に伴います 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものでございます。

収益的支出でございます。1 款 2 項 1 目 1 節の企業債利息につきましては、起債の利子償還金でございまして 4, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものでございます。

資本的収入につきましては、他会計出資金としまして一般会計からの出資金 2 7 万 9, 0 0 0 円の補正をお願いするものでございます。

資本的支出につきましては、1 款 1 項 4 目 1 節の流域下水道建設負担金としまして、令和 6 年度実績及び国の令和 6 年度補正予算に伴いまして球磨川上流流域下水道建設負担金が不足いたしますので 2 7 万 9, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものでございます。

3 項 1 目 1 節の基金積立金につきましては、下水道事業基金に利息分を積み立てるため 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、農業集落排水事業でございます。2 9 ページをお願いします。

収益的支出でございます。1 款 1 項 2 目処理場費、1 7 節委託料につきましては、本野地区管路布設工事実施設計業務委託の精算に伴います 5 9 万 9, 0 0 0 円の減額補正をお願いするものでございます。

2 項 1 目 1 節の企業債利息につきましては、起債の利子償還金でございまして 2 万 8, 0 0 0 円の増額補正をお願いするものでございます。

資本的収入につきましては、湯山地区農業集落排水管路布設工事の精算に伴います下水道事業債 8 8 0 万円、その他企業債の過疎債 8 8 0 万円、国庫補助金 1, 7 7 5 万 6, 0 0 0 円の減額補正をお願いするものでございます。

資本的支出につきましては、1 款 1 項 1 目の 1 節工事請負費でございますが、湯山地区農業集落排水管路布設工事の精算に伴います 3, 5 5 3 万円の減額補正でございます。

以上、水上村下水道事業会計補正予算の説明を終わります。

○議長(那須良策君) 説明を終わります。

一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

4 番、杉野久志君。

○4 番(杉野久志君) はい、4 番です。

補正予算書の37ページですね、耕畜連携体制緊急整備事業補助金の中で、今年度堆肥舎が不調ということで説明があったわけですがけれども、何か規模を縮小してつくりとか、自分認識したのですけれども、結局は予算と設計があわずに不調だったのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 堆肥舎につきましては、議員おっしゃられるとおり、当初の予算よりも入札が高くて不調に終わったということです。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） ということは、この令和7年度は規模を縮小して建てられるということで認識してよろしいでしょうか。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○総務課長（田代浩章君） 堆肥舎につきましては、補助事業とする予定だったのですが、もうその補助事業が使えませんので、自己資金のほうで実施されるというところで計画をされております。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論・採決を行います。

議案第25号 令和6年度水上村一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第26号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第27号 令和6年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第28号 令和6年度水上村介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第29号 令和6年度水上村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第30号 令和6年度水上村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第31号 令和6年度水上村下水道事業会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りします。日程第35 議案第32号から日程第41 議案第38号まで関連がありますので、一括して上程したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

一括して上程します。

- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 令和 7 年度水上村一般会計予算
日程第 3 6 議案第 3 3 号 令和 7 年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第 3 7 議案第 3 4 号 令和 7 年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
日程第 3 8 議案第 3 5 号 令和 7 年度水上村介護保険特別会計予算
日程第 3 9 議案第 3 6 号 令和 7 年度水上村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 0 議案第 3 7 号 令和 7 年度水上村簡易水道事業会計予算
日程第 4 1 議案第 3 8 号 令和 7 年度水上村下水道事業会計予算

○議長（那須良策君） 議案第 3 2 号 令和 7 年度水上村一般会計予算、議案第 3 3 号 令和 7 年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第 3 4 号 令和 7 年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算、議案第 3 5 号 令和 7 年度水上村介護保険特別会計予算、議案第 3 6 号 令和 7 年度水上村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 3 7 号 令和 7 年度水上村簡易水道事業会計予算、議案第 3 8 号 令和 7 年度水上村下水道事業会計予算を議題といたします。

まずは、総務課長より総括した説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、⑤令和 7 年度当初予算書 5 ページをお願いいたします。議案第 3 2 号 令和 7 年度水上村一般会計予算につきまして総括した説明をいたします。

令和 7 年度水上村一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算で、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 0 億 8, 0 0 0 万円と定めるものとございます。

また、第 2 条において、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 2 表、地方債によるものとございます。

第 3 条では、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第 3 表、債務負担行為によるものとございます。

第 4 条では、一時借入金の借入れの最高限度額を 1 億 5, 0 0 0 万円と定めるものとございます。

最後に、第 5 条で歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合として、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額が過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用等を定めるものとございます。

開けていただきまして、第 1 表、歳入歳出予算でございます。村長の施政方針で

もございましたとおり、1款村税につきましては、令和7年度村税、前年度比1.52%の微減として予算を計上してございます。

次に、歳入におきまして4分の1のウェイトを占めますのが下段の11款地方交付税でございます。こちらも村長の施政方針でございましたように、国の地方財政計画の一般財源総額63.8兆円のうち、地方交付税総額については、前年度を0.3兆円上回る19兆円となっております。本村においては、県の積算システムで算出し、昨年度の実績を鑑みて、普通交付税15億円、加えて、地域おこし協力隊に措置される特別交付税として、当初予算ベースで5人分、2,504万1,000円合わせまして、昨年度比3,069万1,000円減の15億2,504万1,000円を計上してございます。

次に、7ページの15款国庫支出金、2項国庫補助金でございますが、本年度15億7,406万9,000円を計上しており、昨年度に比して9億4,119万7,000円の増となっております。こちらはデジタル田園都市国家構想交付金から名称が変わり、新たに創設された新しい地方経済生活環境創生交付金の5億1,995万円の増と、災害復旧事業補助金の3億5,532万8,000円の増が主な要因でございます。

中ほどの18款寄附金でございますが、本年度5億3,000円を計上してございまして、昨年度に比して1億9,800万円の増となっておりますが、こちらはふるさと寄附金が2億円増となりまして、こちらが主な要因でございます。

次の19款繰入金、1項の基金繰入金でございますが、本年度5億560万7,000円を計上してございまして、昨年度に比して3億3,381万3,000円の減となっております。こちらは、ふるさと応援基金繰入金2億4,807万円の減が主な要因でございます。

最後の22款村債につきましては、本年度8億2,040万円を計上してございまして、昨年度と比して2億6,340万円の増となっております。こちらスポーツ環境整備事業債の2億2,410万円の増が主な要因でございます。本年度歳入の予算総額は60億8,000万円でございますが、昨年度に比して11億9,300万円の増で、率にして24.41%の増となっております。

次に、8ページをお願いいたします。歳出でございます。こちら各課の審議において所管課長より御説明を申し上げますが、増減の大きいものについて御説明を申し上げます。

まず、2款の総務費の8項地方創生推進費でございますが、本年度18億8,931万9,000円を計上してございまして、昨年度に比して4億7,391万3,000円の増となっております。こちらはスポーツ環境整備事業費3億5,32

0万円の増が主な要因でございます。

次に、中段の6款農林水産業費、2項の林業費では、2億2,979万8,000円を計上しており、昨年度に比して7,046万1,000円の増となっております。こちらは林道の橋梁長寿命化改築事業7,750万円の増が主な要因でございます。

次に、9ページの上段の11款災害復旧費、農林水産業施設災害復旧費でございますが、本年度は3億5,190万円増の7億3,550万4,000円を計上してございます。

歳出につきましても、歳入同様、予算総額は60億8,000万円でございます。

次に、10ページをお願いいたします。第2表地方債でございます。本年度は合計で11件ございまして、8億2,040万円を計上してございまして、昨年度に比して2億6,340万円の増となっております。増の要因としては、先ほど来説明申し上げております2項目目のスポーツ環境整備事業債として前年にございました過疎対策事業債3億2,500万円の皆減と一般補助施設等整備事業債5億4,910万円の増、合わせまして2億4,210万円の増が主な要因でございます。

次に、12ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為でございますが、債務を負担する行為といたしまして、一つ目が、庶務管理費の人吉・球磨スマートインターチェンジ協議会負担金でございまして、令和8年度から令和16年度まで総額724万3,000円を限度とするものでございます。

13ページをお願いいたします。税務事務費、固定資産税標準宅地等評価業務委託料といたしまして令和8年度で235万4,000円、次に、クロスカントリー事業費、水上スカイヴィレッジ指定管理料として令和8年度で700万円、次に、生涯スポーツ推進事業費、生涯スポーツ施設サクラヴィレッジ指定管理料として令和8年度と9年度で1,360万円、次に、観光施設管理費、市房山キャンプ場指定管理料として令和8年度と9年度で800万円、最後に、観光施設管理費、観光施設指定管理料として令和8年度で220万円を限度とするものでございます。

次に、資料⑥の令和7年度予算事業施策説明書を準備いただきたいと思います。こちらの4ページでございます。資料⑥でございます。4ページの歳入歳出の円グラフをお願いいたします。

まず、左のグラフを見ていただきますと、歳入予算の構成比率につきましては、国庫支出金が27.55%、地方交付税が25.08%、次いで村債が13.49%の順となっております。村税などの自主財源につきましては、中円の左上27.35%となっております。

次に、右上のグラフ、歳出の性質別を御覧ください。普通建設事業費が28.6

6%、補助費等が14.57%、物件費が13.80%、次いで災害復旧費が12.39%の順となっております。右下の款別の比較では、総務費が43.92%、災害復旧費が12.39%、農林水産業費が8.55%の順となっております。

以上、簡単ではございますが、一般会計当初予算についての総括説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

予算審議については、本会議にて各課ごとに行います。

お諮りします。

本日の会議をこれで延会したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

次の会議は、明日6日午前10時といたします。

本日の会議はこれにて延会いたします。

-----○-----

延会 午後4時33分

水上村議会定例会会議録

令和7年3月6日（木）開会

水上村議会

令和7年第1回水上村議会定例会会議録（第2日）

令和7年3月6日

午前10時 開議

於 議場

1. 議事日程

- 日程第1 議案第32号 令和7年度水上村一般会計予算
日程第2 議案第33号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第3 議案第34号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
日程第4 議案第35号 令和7年度水上村介護保険特別会計予算
日程第5 議案第36号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計予算
日程第6 議案第37号 令和7年度水上村簡易水道事業会計予算
日程第7 議案第38号 令和7年度水上村下水道事業会計予算
日程第8 議員派遣の件について
日程第9 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 成尾和英君 | 2番 杉野貴文君 |
| 3番 小川恵君 | 4番 杉野久志君 |
| 5番 山崎隆浩君 | 6番 荒嶽晋君 |
| 7番 米本宗徳君 | 8番 那須良策君 |

3. 欠席議員（0人）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長 加藤康君 総務課課長補佐 信國俊輔君
産業振興課主幹 岡本孝雄君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（27名）

村長 中嶽弘継君
総務課長 田代浩章君 課長補佐 信國俊輔君
係長 那須恵君 参事 米来博也君
主事 白川郁也君 主事 戸澤七彩君
主事 松平悠生君

稅務住民課長	西 本 克 幸 君	課 長 補 佐	立 尾 一 貴 君
係 長	那 須 綠 君	主 事	中 田 優 輝 君
主 事	青 木 神 太 君		
保健福祉課長	幸 野 一 樹 君	課 長 補 佐	椎 葉 由 美 君
保 健 師	那 須 理 繪 君	保 健 師	廣 末 真 奈 美 君
主 事	米 来 早 君	主 事	高 橋 朋 宏 君
主 事	杉 野 彩 美 君	社 会 福 祉 士	荒 木 ま つ み 君
産業振興課長	田 代 浩 幸 君	主 幹	岡 本 孝 雄 君
参 事	江 崎 邦 臣 君	主 事	赤 城 隼 也 君
主 事	尾 前 颯 斗 君	主 事	打 越 理 瑛 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） おはようございます。全員おそろいでございます。

本日の会議を開きます。

本日から当初予算審議に入ります。

はじめに、総務課関係の審議を行います。

説明を求めます。

田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） それでは、ただいまから総務課関係の説明を行います。どうぞよろしくお願いいいたします。失礼して座って御説明をさせていただきます。

一般会計事項別明細書の48、49ページをお願いいたします。まず、議会費でございますが、議会総務費につきましては、議会運営に係る経費といたしまして、議員報酬、会計年度任用職員の報酬、物件費、補助費等を合わせまして4,528万7,000円を計上してございます。

次のページの上段からの人件費につきましては、事務局職員の人件費、あとは公用車管理費でございます。

次のページをお願いいたします。2款総務費、1目一般管理費でございます。人件費につきましては、今年度一般会計で一般職2名の新規採用を予定してございますので、現在、総務課職員総務課関係8名に2名プラスしまして10名の職員、特別職合わせまして1億186万8,000円を計上してございます。

次のページをお願いいたします。庶務管理費につきましては、会計年度任用職員2名の報酬、時間外手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料、雇用保険料、共済負担金等を計上してございます。共済費の自治体委託等業務に係る災害補償保険料につきましては、区長や交通指導員等に係ります保険料でございます。

報償費の職員の資格等取得報償費につきましては、本年度20万円を計上してございます。

次の旅費の職員の中央研修旅費では、千葉にございます市町村アカデミー、滋賀県大津市にございます市町村国際文化アカデミーの受講旅費を計上してございます。

その下の需用費として、消耗品や食糧費、役務費では、次のページにかけまして電話料、郵便料、手数料等々を計上してございます。

委託料でございますが、職員の健診、そして庁舎における研修委託料を計上してございます。公会計財務書類作成業務委託料につきましては、例年計上してございます委託料でございます。区長業務委託料につきましては、18行政区分を計上してございます。

次に、使用料及び賃借料でございますが、主なものとして、中ほどのコピー機の使用料及び借上料を計上してございます。法制支援・例規管理システム使用料につきましては、条例や現行法令の検索や条例等の改正を行うためのシステム使用料でございます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、球磨郡町村会、熊本県町村会をはじめ、人吉球磨広域行政組合、次のページにかけまして各種負担金を計上してございます。

次の村長交際費につきましては、昨年度と同額計上でございます。

次に、公用車管理費でございますが、役務費では、町村有自動車損害共済保険料、委託料では、アルコール検知器メンテナンス委託料を計上してございます。公用車リース料につきましては、村長車に係るものでございます。

情報無線管理費につきましては、次のページにかけまして電気料、修繕料、保守料など維持管理経費を計上してございます。

次が、民放ラジオ放送管理費として、保守点検委託料等を計上してございます。

次に、2目一般財産管理費でございますが、本村が所有します建物等の管理に係ります光熱水費や庁舎修繕料、役務費では、公有財産保険料、委託料では、庁舎警備やエレベータ等々に係る経費を計上してございます。

次のページをお願いいたします。積立金でございますが、各種基金の利子積立金、ふるさと応援基金積立金につきましては、地方創生推進課の所管となりますが、歳入から経費5割相当を引いた額として昨年より1億円増の2億5,000万円を計上してございます。

村有林管理費につきましては、産業振興課所管でございます。

次のページをお願いいたします。下段の4目公平委員会費でございますが、こちらは県へ事務委託する経費でございます。

次の5目交通安全防犯費でございますが、こちらは次のページにかけまして、防犯外灯電気料や交通安全施設修繕料、防犯外灯修繕料、ガードレール・カーブミラー、防犯外灯等の交通安全施設設置工事に係る経費を計上してございます。負担金につきましては、多良木地区防犯協会連合会等々への負担金、補助金につきましては、チャイルドシート購入補助金、自動車踏み間違い防止装置設置費補助金、ドライブレコーダー設置費補助金等につきまして計上してございます。

交通安全指導員費につきましては、18名の指導員に係ります経費として257万2,000円を計上してございます。

また、交通安全祈願祭等、生活安全推進協議会、それぞれに係ります経費につきまして予算計上をいたしてございます。

次の6目総合行政システム費でございますが、財務会計、住民記録、各種税、医療、保健等々の行政系の業務につきましての経費として全体で7,404万4,000円を計上してございまして、今年度は委託料におきまして、次のページ、総合行政システム標準化移行委託料として3,949万3,000円を計上してございます。

使用料及び賃借料では、機器賃借料やガバメントクラウド利用料等を計上してございます。

次の7目総合行政ネットワーク費でございますが、本村が利用してございます広域行政IX使用料、タブレット通信費、ネットワーク保守料、そして情報端末使用料として職員が机上で利用いたしますデスクトップコンピュータ、ノート等に係る経費を計上いたしてございます。

次の8目高度情報通信基盤整備費、ブロードバンド事業費につきましては、光ファイバーに係る管理経費でございます。

次のページをお願いいたします。次の9目地域公共交通検討対策費でございますが、地域公共交通対策協議会に係る経費、地方バス路線契約運行委託料につきましては、本村が直接産交バスへ運行委託を行っている古屋敷線に係る分でございます。その下になります公共交通空白地対策委託料につきましては、昨年4月から川内地区で運行してございます公共交通、地域の足に係るものでございます。その下の車借上料につきましては、地域の足で使用してございます車のリース料でございます。負担金補助及び交付金では、人吉・球磨地域公共交通活性化協議会負担金とくま川鉄道再生協議会負担金、地方バス路線運行特別対策補助金につきましては、産交バスへの赤字補填分、その下、くま川鉄道経営安定化補助金、水上村高齢者等タクシー利用助成事業につきましては、前年度同額計上の2,000万円を計上し、引き続き、交通弱者の生活交通確保と高齢者の運転免許証返納、家庭内ひきこもり防止を推進してまいります。その下のくま川鉄道経営安定化補助金（災害復旧費）につきましては、令和7年度事業に係る本村負担分で、人吉市を含めた10市町村でくま川鉄道へ1億5,000万円の補助を行うことと決定してございますので、本村分として232万6,000円を計上いたしてございます。

次に、10項社会保障・税番号制度事業費でございますが、中間サーバー保守料やサーバーのVPN装置の更新委託料、それから、次のページをお願いいたします。サーバー等の使用料、負担金等につきまして、合計で867万7,000円を計上してございます。

次に、11項諸費でございますが、自衛隊募集事務につきましては、例年同様の計上でございます。

次に、諸費管理費でございますが、負担金補助及び交付金につきましては、本村

が加入してございます協議会等々への補助金、負担金でございます。下段の区合併促進補助金につきましては、令和3年度から7年度までの5年間の平谷区と古屋敷区の合併に伴う補助金でございます。

次の行政評価事業費、それから、次のページお願いいたします。消費者行政費につきましても、昨年度同様予算計上いたしてございます。

次の旅券交付事務費、価格高騰緊急支援給付金事業費につきましては、税務住民課所管でございます。

次の12目村政施行130周年記念事業費につきましては、新設でございまして、次のページにかけまして村長の施政方針でもございましたとおり、本年11月28日に130周年を迎えますので、式典関係経費といたしまして408万2,000円を計上いたしてございます。

次に、企画費、1目企画総務費でございますが、職員1名の人件費、18節負担金補助及び交付金につきましては、人吉球磨広域行政組合企画費負担金、過疎地域自立促進連盟負担金、山村振興連盟負担金ほか各種協議会の負担金を計上してございます。

次に、2目企画振興費につきましては、広報発行費として399万円を計上してございます。7年度は縮刷版の印刷費、こちら205万7,000円として計上してございます。

次のページをお願いいたします。土地利用規制対策費につきましては、昨年度並みの計上でございます。

続きまして、86、87ページをお願いいたします。中ほどの5項選挙費、1目の選挙管理委員会費でございますが、事務局費につきましては、年4回の選挙人名簿の定時登録を行います委員会、それから研修会等の経費を計上いたしてございます。

2目選挙啓発費につきましては、明るい選挙推進運動に伴う研修会、そちらに伴う経費、新有権者啓発のリーフレット代等を予算計上いたしてございます。

次のページをお願いいたします。3目の参議院議員通常選挙費では、7月に執行予定でございまして、関係経費といたしまして333万9,000円を計上いたしてございます。

下段の6項統計調査費、1目統計調査総務費でございますが、普通旅費、消耗品、高速道路使用料、次のページにかけまして県統計協会負担金、それから、熊本県市町村民経済計算受託金、県の統計協会でございますが、こちらへの負担金を計上いたしてございます。

次に、2目指定統計費でございますが、本年度は10月1日実施予定の国勢調査

に係ります経費、経済センサスに係ります経費、農林業センサスに係る経費につきまして予算を計上いたしてございます。

次のページお願いいたします。7項監査委員費につきましては、毎月実施されます例月出納検査、それから定期監査、決算審査また郡監査委員連絡協議会、県監査委員連絡協議会、それから、東京で行われます全国監査委員研修等の経費を計上いたしてございます。

次に、大きく飛びますが、192、193ページをお願いいたします。下段になります9款消防費でございますが、非常備消防費として、次のページにかけまして、消防団員、団長以下120名に係ります経費、それから、小型ポンプやポンプ積載車の管理報償費、費用弁償、負担金等々として総額1,968万2,000円を計上いたしてございます。

次のページをお願いいたします。196、197ページになります。上段の各種大会費につきましては、入退団式、出初め式、上消連放水競技、村操法大会、球磨人吉ラップ吹奏大会等の経費として206万6,000円を計上いたしてございます。

次に、2目の消防施設費につきましては、ホース等の消耗品、施設修繕料等ございまして、負担金補助及び交付金で上球磨消防組合負担金といたしまして8,624万2,000円を計上いたしてございます。

その下は消防積載車14台等にかかります管理経費でございます。

次のページをお願いいたします。3目の災害対策費につきましては、災害、台風、大雨警報発令時に災害待機を行った場合の職員の時間外手当、毎年開催してございます防災会議の費用弁償、委託料では、防災気象情報業務委託料や公開型GIS保守業務委託料、防災対応型ハザードマップの作成委託料、Jアラートの装置更新委託料、使用料では、避難所の公衆無線LANサービス利用等の予算をそれぞれ計上してございます。

備品購入費につきましては、来年度、ポータブル電源の購入を予定してございます。

次のページをお願いいたします。上段の江代地区防災拠点施設管理費につきましては、施設の維持管理に係る経費でございます。

次に、少し飛びますが、238、239ページをお願いいたします。中ほどの12款公債費でございますが、元金といたしまして4億6,632万2,000円、利子償還金として1,505万6,000円、合計で4億8,137万8,000円を予算計上してございます。昨年度に比して225万8,000円の増となっております。

次に、240ページをお願いいたします。こちらには地方債調書を掲載してございます。

次の241、242ページは、債務負担行為の調書を掲載いたしてございます。

243ページからが給与明細書でございますので、こちらは後もって御覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが総務課関係の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

村長の施政方針でも述べられましたが、村政施行130周年記念式典、先ほど説明ございましたが、期日とか内容についてある程度もう決定されておれば、分かる範囲で結構ですのでお知らせいただきたいと思います。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 期日につきましてははですね、130周年の日が11月28日ということで、その日が金曜日という形でございます。まだ決定ではございませんが、皆さん、案内する人のことを考えますと土日開催ということで、29日ないし30日、そういった形になるのかなということで現在のところ考えてございます。

場所等につきましては、今回、水上学園の手前に緑の広場ができましたので、そこを駐車場として活用を考えまして、水上学園の体育館あたりを中心として今後検討をしてみたいということで考えてございます。

以上です。

○6番（荒嶽 晋君） はい、了解です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい。69ページです。総合行政ネットワーク事業費の一番下の端末記録管理システムサーバーホスティング料、どのような内容かをちょっと伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 米来参事。

○総務課参事（米来博也君） 総合行政ネットワーク事業費の端末記録管理システムサーバーホスティング料でございますけども、こちらがですね、システム標準化に伴いまして、要は、基幹系業務のほうがシステム標準化になるのですけれども、そちらの国が示す要件の中で、操作ログを取らないといけなくなっております。そちら

の機能をですね、今現在契約しているRKKCSのほうでは機能を実装しないので、別にですね、こちらのほうで基幹系業務のみならず、通常のほかのパソコンを使った業務、すべての操作ログを記録するシステムを別につけるといことでそちらの標準化に対応するようにしております。そちらの分でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。標準化に移行するのに関連した業務の予算ということですね。

あとですね、71ページの地方バス路線の運行委託の件ですが、前年度から、予算が増えているように感じますが、この便が増えたかなんか、そのような経過でしょうか。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 地方バス路線運行特別対策補助金ということですね。

○5番（山崎隆浩君） 運行委託、古屋敷のほうですね。

○総務課長（田代浩章君） はい、そちらにつきましては、燃料高騰等によりまして経常経費が嵩んでまいります。運賃等については据え置きをしておりますので、そこに係る分若干運行経費というところが上がってきていたという現状でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。間違いはなかったと思いますが、多分400万円ぐらい増額になってなかったかなというふうにちょっと調べたのですが、燃料高騰。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 地方バス路線については、昨年度からしますと単価の見直しというのが産交バスとの間で交渉がございまして、その見直しの時期が今回出てきます。それをもって計算した場合に400万円ぐらいの増加がですね、ちょっと金額的には1.5倍まではなりません、そういった形でちょっと伸びてきているところでございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。見直しプラス燃料費高騰等の勘案ということだと、増便はないということですね。便の増便とかということではないということですね。

○総務課長（田代浩章君） 便は変わりません。

○5番（山崎隆浩君） はい。あとすみません、57ページの件でNHKの放送受信料の件ですが、これ少し私の認識もあれですが、こういう公共団体に関しては、

自動車等々に掲載されているナビ等々に対するテレビの受信に関する受信料は支払うというような報道が以前なされていたと思いますが、この辺りの対応はどのような形になっているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 今ネット、ニュース等でもですね、NHKのカーナビの放送受信料というところでニュースが出ておりますけれども、本村においても公共機関、事業所等が所有しますナビについてのそのNHK受信料の支払いという認識がなくて、実際のところ支払ってはいません。公用車が全体で57台ほどございますが、そのうち、テレビを視聴することができるナビを設定した公用車が23台というところでございます。実際、テレビを見ながら運転するという事はないのですけれども、今後、そういった形での支払いが生じてくるということであれば、例えば、チューナーをカットするとかいうところも庁内のほうで協議していく必要があると思いますし、ただ、災害が発生して電気が通じない場合にテレビから情報が得られない。そういったときにナビがあると情報を得られるというメリットもありますので、そういったところを総合的に勘案をしながら庁内で協議をしてですね、今後の対応については考えていきたいということで、現在のところ考えてございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい。もう心配だったのが、その外すのはいいにしても、その情報ツールとしての1つの役割は担うなと思っておりましたので、停電等となると家のテレビが見れないというときに車のナビというのは非常に、テレビも受信できればですね、情報ツールの一つとなり得るなと思ったものですから、特に公用車に関しては、いろんな避難所に乗って行かれることもあるでしょうし、そういった意味での情報ツールの一つとしてはあり得るなとちょっと思ったものですから、これがほかの町村がどういうふうな対応を取られるのかもちょっと調べてないのでわかりませんが、そういった意味ではある程度必要な部分もあるのかなというふうには感じておりますので、対応を協議していただいて、よろしくお伺いしたいと思います。

とりあえず以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、4番です。何点かお願いします。

67ページのチャイルドシート購入補助金についてですけれども、これは以前からチャイルドシートの再利用ということで意見があったわけですが、今現在

の取組なんかあれば教えてください。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 本村においてはチャイルドシートの再利用という形は行ってございません。現在のところその補助のみということでございます。ただ、多良木署管内で、多良木警察署ですね、交通安全協会あたりでの再利用というか、そういったところで貸し出すという話はちょっと聞いたことがございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 親の負担も考えると少々チャイルドシートも高いようでございますので、補助はありますけれども、そういった形で再利用ができればそれもまた村で周知してもらって広報なりですね、載せていただければと思って、1回使ったあとなかなかですね、そのまた使ってくれてというのもちょっと大変かもしれませんけれどもよろしくをお願いします。

それと197ページのですね、ラッパ吹奏大会の件ですけれども、以前は講師代が入っていましたが、今回は講師代が入っていませんけれども、その点をよろしくをお願いします。

○議長（那須良策君） 白川主事。

○総務課主事（白川郁也君） はい、お答えいたします。

講師代が入っていないということでしたけれども、その球磨人吉ラッパ吹奏大会の報償費のほうに含めて計上いたしております。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 前回優秀な成績でしたので、今年も頑張ってくださいようよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。よろしくをお願いします。

ページは55ページの下のところ、旅費で、確認もあるのですが、職員中央研修旅費が、こちらが去年よりも48万円ほど減って、新しく職員研修旅費というのが新しくついていますけど、アカデミーがそちらで、中央研修費のほうアカデミーでしたか。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 職員の中央研修費が2か所ですね、千葉にございます、市

町村アカデミー、滋賀の大津市にございます国際文化アカデミー、その2つにそれぞれ5名ずつ派遣を計画して、その経費がこの中央研修旅費でございます。それから、職員研修旅費につきましては、熊本とのほうで、自治会館のほうで研修場がございまして、その中で1年間いろんな分野のカリキュラムが予定されておまして、そちらに派遣する研修旅費として計上いたしてございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 消防管理費についてちょっとお伺いします。

今年の出初式も出ましたところ、例年、昨年からも感じていたのですが、非常に消防団員数が減少しているなという思いでありました。若くして辞められていく方もかなりおられますが、現在の状況では、やっぱり日中の火災に対してのですね、心配ごとが多くなるかなと思っております。そこで、非常備消防隊というのをつくられておりますが、現在の非常備消防隊の人数的にはどんな状況なのかお知らせください。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 令和6年度での機能別消防の団員数は19名でございます。

全体で消防団員が105名ということで、合わせますと124名というところでございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、機能別消防隊でしたね、すみません。実はですね、ちょっと多良木町の関係をお伺いしたのですが、何か機動力を高めるために、何かバイク隊が設立されている話を伺いました。こちらのほうでもやはり災害とか起きた場合に、車で行けないところでバイク利用だったら行けるような状況もあるかと思えます。ただやはり備品購入とかですね、運転免許の関係とか、そういう技能があるか、非常に難しいところではありますが、今後はやはり南海トラフというのを踏まえたところで、もし可能であるならばそういう設立に向けての方向性を考えておいていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 多良木町のバイク隊については存じておりますけれども、地理的にも本村においてはダムを中心としてそれぞれ各地区に分かれているというところがございまして、ダムが土砂崩壊によって崩れたときには完全に寸断されてしまう。そうすると、バイクでも行けない状態ということから、本村においてはドローンをですね、昨年度も2機購入しまして、いち早くその災害現場を確認するためにはドローンを用いて、こっから湯山までも普通に飛びますので、そういった形

で把握できればというところでは考えております。

それから、台風明けとかそういったときにはなかなかバイクも難しいところがありますし、地震のときはですね、道路が若干残っていればバイクで行けるといいうところもありますので、そういったところも含めて今後いろいろと検討してまいりたいと思っております。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、4番です。

聞いた話ですけれども、市房ダム周辺の草払いはもう今年からないということでよろしかったですか。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 担当課は産業振興課になりますが、一応以前から区長の皆さんから高齢者も多くなって下払いも大変という意見がありましたけれども、それを何とかできる範囲でというところをお願いしてきておりました。しかしながら、昨年度、また区長会からいろいろな要望とか意見がございまして、最終的には取りやめるといふことになりましたので、令和7年度からは市房ダムの草払いは実施はしないというところで、村においての業者対応という形になるものと思っております。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

1番、成尾和英君。

○1番（成尾和英君） はい、1番、成尾です。

199ページなのですけれども、災害対策費のほうで入るかどうかわかりませんが、避難所等には備品というか、備蓄を揃えていらっしゃると思うんですけども、その管理はどういうふうな形でされているか教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（那須良策君） 白川主事。

○総務課主事（白川郁也君） お答えいたします。

昨年の当初予算審議時にもですね、お話したと思うのですが、村のほうで備蓄品を管理するアプリを構築しております。そちらのほうで管理は行っております。

以上です。

○1番（成尾和英君） はい、わかりました。何回かこう避難施設、あ、すみません。

○議長（那須良策君） 成尾和英君。

○1番（成尾和英君） はい。一応賞味期限等が切れているのがたまに散見される場合

がありますので、よければちょっと現場のほうでもう一度確認をしていただければ
などと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、すみません、3番、小川です。

57ページのクリッピングサービス利用料というのでちょっと調べたのですけれど、
ども、こちら村としてはどういったことをされているのでしょうか。どういうふう
に使われているのでしょうか。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） このクリッピングサービスにつきましては、本年度初めて
計上した経費でございます。議会費にも、執行部として総務費にも組む形になりま
すが、こちら熊日新聞の記事を、熊日新聞の記事も全てじゃなくて、熊日新聞の記
者が書いた記事、これをいろいろと使用する場合に実際はこの使用料が発生する
という形でございます。これまで新聞の記事を貼り付けて何月何日熊日新聞朝刊、
そういった形で提供すれば問題ないものというところでの認識でございましたけれ
ども、実際はこういった著作権、使用料が発生するというところでございまして、今
回、熊日からも来庁いただいて説明を受けまして、7年度から予算計上している
という形でございます。議会のほうも人数が50名以下ということですので、0
から99までについては使用料が必要ということですので、役場のほうも議会のほ
うも金額は一緒という形で、そこもだいたい申し上げましたが、一応向こうのほうで
そういった取り決めをされているということでございますので、それに従ってうち
のほうも利活用していきたいというところで考えてございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、3番です。

多分利活用のことだと思ったのですが、業者名を熊日さんを出していいかど
うかわからなかったので一応、そちらから言われたほうがいいかなと思ってお尋ね
したところでした。とてもいいサービスだと思いますので、今後とも使っていただ
いて広めていただきたいなと思っています。

同じく、57ページの役務費で手数料が前年度より100万円ほど増えておりま
すが、これは、この100万円はどういったあれでしょうか。何の手数料でしょ
うか。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） これにつきましてはですね、会計室等々が使用します公金

手数料、公金の振込手数料というところだったと思います。少々お待ちください。
そうですね、公金の振込関係の手数料というところが若干金額的に変更があったと
いうことで聞いておりますので、その際の手数料として計上させていただいており
ます。若干増えているというところでは。

○3番（小川 恵君） はい、わかりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） はい、74ページでございますが、村制施行130周年記念事
業費、この中には当日会場に参加が叶わない人向けのライブ配信等の費用は措置さ
れているのかお伺いいたします。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） この予算にはそこまでちょっと反映はしていないところで
ございます。今後、業者を選定して、その中でどんなアトラクションを実施してい
くか。その辺も検討していきますけれども、その中でそういったウェブの配信とか
ですね、そういった御提案もいただきましたので、そういったところも含めて考え
ていきたいというところでございます。

また、その経費等で変更が出てきた分については、6月、9月等での補正予算に
議員の皆様にご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） はい。この記念事業は村民はもとより、村から出ておられる村
出身者、それから村に縁がある方、それから、村を応援している方々など皆さんで
祝う記念事業だと認識しておりますので、検討方よろしくお願したいと思ひます。

続けて、32ページ、33ページの県補助金、電源立地地域対策補助金631万
8,000円の充当先事業がわかればお尋ねしたいと思ひます。

○議長（那須良策君） 米来参事。

○総務課参事（米来博也君） はい、お答えいたします。

電源立地の交付金といたしましては、保育所の湯山と岩野の保育所の会計年度任
用職員の人件費に充てております。

以上です。

○2番（杉野貴文君） はい、分かりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） すみません、ちょっと教えてください。199ページ、備品購
入費150万円の件で、先ほどの説明でポータブル電源を購入したいということで、

前年度がちょうど折り畳みベッドを100台ということで去年なっていたと思いますが、今年、このポータブル電源ですけれども、150万円というところで何台ぐらい、どのぐらいの容量のやつを検討しておられる、容量までいいです。何台ぐらいか、大体ざっくり。

○議長（那須良策君） 田代総務課長。

○総務課長（田代浩章君） 台数につきましては、50万円の掛ける3の3台という形です。大きさ的にはこれぐらいのスーツケースぐらいの大きさで、現場へもキャスター付きで引っ張って持っていけるということで、かなりのちょっと容量がですね、はっきりわからないのですが、かなり賄えるというところで、ほかの自治体が持っていましたのを参考として今回購入させていただくということで考えてございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい。1台50万円ぐらいするとなるとそれなりの容量は当然あるかなというふうにも思いますので、有効活用できるかなと思います。ただ最近のポータブル電源はほとんどが太陽光発電に直結できて充電できるタイプが非常に多くなっていると思います。おそらく容量にもよるでしょうけれども、2日も3日もはなかなか難しいのだと思いますので、その辺りの何か同時購入とかの検討はされておりますか。

○議長（那須良策君） 白川主事。

○総務課主事（白川郁也君） 先ほどそのソーラーパネルの件がありましたけれども、それもついたところでの50万円というふうになっております。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。それがあれば非常にいいと思います。3台ということですので、もう避難所にそれぞれ置かれるのか、もしくは一括で役場に保存されるのか、その辺りによっても寸断された場合に移動ができないというようなこともあるかもしれませんので、その辺りはよく検討いただいて3台の有効活用をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。

これで、総務課関係の審議を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を11時といたします。

-----○-----

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

続いて、税務住民課関係の審議を行います。

説明を求めます。

西本税務住民課長。

○税務住民課長（西本克幸君） おはようございます。それでは、ただいまより令和7年度税務住民課関係の当初予算の説明を行います。よろしく申し上げます。失礼いたしました。着座にて御説明申し上げます。

なお、本日ですね、もう1人、古川主事のほうがおりますけれども、確定申告の期間中ということで、その対応で1名欠席しておりますので御了承願いたいと思います。

それでは、資料⑤令和7年度予算書の18、19ページをお願いいたします。1款の村税でございます。令和7年度予算額といたしまして2億4,077万6,000円を予算計上しております。前年度と比較いたしまして1.52%、金額にしまして371万6,000円の減となっております。

それでは、各項ごとに御説明を申し上げます。

まず、1項の村民税ですが、1目個人分につきましては、均等割、所得割合を合わせまして納税者833人、5,245万円を見込んでおります。個人分につきましては、令和6年度当初予算と比べますと173万3,000円の減となっております。これにつきましては、調定見込額により予算計上をしております。

2目の法人分につきましては、38事業所で令和6年度から126万円増の653万1,000円を見込んでおります。

次に、2項1目の固定資産税ですが、前年度から0.14%、15万4,000円微増の1億854万4,000円で予算を計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金につきましては、3つの交付金について、固定資産評価額の減に伴い、前年度比マイナス5.97%減の5,747万7,000円の収入予算となっております。主な原因といたしましては、市房ダム施設交付金の資産評価額が昨年度と比べまして317万7,000円の減となっているものでございます。

続きまして、3項1目の軽自動車税につきましては、現年課税分で1,571台分を見込み、前年度から24万4,000円増の980万3,000円を現年課税分として見込んでおります。

2目の環境性能割につきましては、57万9,000円を予算計上しております。これは従来の自動車取得税に代わるもので、軽自動車の燃費性能に応じて課税されるものです。県が市町村に代わって賦課徴収し、市町村に払い込むもので、金額は前年度実績から見込んだものでございます。なお、村から手数料といたしまして払い込まれた額の5%を県に負担金として納付することとなっております。

次に、4項のたばこ税でございます。前年度の税収を見込みまして400万円の予算を計上しております。

5項の入湯税につきましても、前年度実績を見込みまして139万1,000円の収入を見込んでおります。

2款の地方譲与税につきましては、総務省から示されます交付基準や県からの通知などによりまして予算計上しております。まず、1項地方揮発油譲与税につきましては、ガソリン税の一部が譲与されるものでございます。

2項自動車重量税譲与税につきましては、自動車重量税の一部が譲与されるものでございます。

次のページをお願いします。20ページです。4項の森林環境譲与税につきましては、令和6年度より配分基準の見直しが行われております。昨年度より当初予算ベースで528万6,000円の増収を見込み、7,587万2,000円の収入予算を計上しております。この配分割合は、私有林人工林面積割が5.5割、人口割が2.5割、残り2割が林業就業者数の割合となっております。なお、国民が負担する森林環境税は、令和6年度より国税として1人1,000円が徴収されております。これに伴います事業については、産業振興課のほうで行います。

3款利子割交付金から9款環境性能割交付金までは、総務省から示されております交付基準及び前年度までの実績を基に予算計上しております。まず、3款の利子割交付金は、金融機関の利息支払いを受ける際に課税された一部が県から交付されるものです。

4款配当割交付金は、株式の配当時に課税される県税の一部が交付されます。

5款株式等譲渡所得割交付金は、株式譲渡所得に課税された一部を交付されるものです。

6款法人事業税交付金は、県税である法人事業税の一部が交付されます。

7款地方消費税交付金は、消費税10%のうち2.2%が県に交付され、そのうち50%分を地方消費税交付金として交付されるものです。

9款環境性能割交付金は、自動車取得税に代わり燃費性能に応じて課税された税の一部を県から交付されるものでございます。

飛びまして、24ページをお願いします。中段ぐらいにございます、2項1目総

務手数料では、1節徴税手数料、2節の戸籍住民基本台帳手数料、5目の地籍手数料につきましては、各種発行の手数料となっております。

26ページをお願いいたします。2項国庫補助金、1目の総務費補助金でございますが、1節のマイナンバーカード交付事務費補助金は、マイナンバーカード交付に対する事務費補助となっております。

2節の社会保障・税番号制度システム整備補助金（戸籍法改正分）では、戸籍法改正に伴いますふりがな項目追加に伴う国庫補助金となります。

少し飛びまして、30ページを御覧ください。3項1目総務費委託金につきましては、国からの委託を受けて外国人の転入・転出等に係る中長期残留者住居地届出等の事務費委託金となっております。

2目の民生費委託金では、国民年金事務の委託金の歳入残となっております。

次に、16款県支出金の飛ばしまして、36、37ページをお願いいたします。中ほどでございます、3項1目総務費委託金、2節徴税费委託金につきましては、個人県民税の徴収事務に対する県からの委託金を受けて249万9,000円を予算計上しております。

以上が歳入の説明となります。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

66、67ページをお願いいたします。2款1項6目の総合行政システム費でございます。一部税務住民課の事業がございますので御説明を申し上げます。

68、69ページをお願いいたします。69ページの説明欄の委託料の中で上から4行目でございますけれど、住基ネットワークシステムのバージョンアップに伴う住基ネットシステムプログラム修正対応業務委託料といたしまして104万円の予算を計上しております。使用料及び賃借料としまして住基ネットの機器賃借料と法務局から届く登記済通知書を総合行政システムに入力するための登記済通知書入力支援システム使用料の予算を計上しております。

続きまして70、71ページをお願いいたします。10目社会保障・税番号制度事業費ですが、職員手当から役務費までマイナンバーカード申請交付に向けた事務費の予算を計上しています。水上村のマイナンバーカードの交付率でございますけれど、本年2月末現在で84.5%、県内で2番目に高い交付率となっております。全国平均が78%でございますので、大きく上回っている状況です。マイナンバーカードの交付率を上げるために定期的に休日と平日の午後7時まで申請業務を行い、また、役場に来るのが困難な方には、自宅まで担当者が訪問し、申請の手続きの手伝いをしております。今後も引き続き、マイナンバーカードの取得促進に努めてまいります。

委託料から下につきましては、総務課の所管となります。

続きまして、72ページの11目諸費でございますが、一部、税務住民課の事業がございますので御説明を申し上げます。

75ページをお願いいたします。上から10行目ほどになりますけれど、旅券交付事務費につきましては、パスポート発行に伴う事務費となっております。今年度2月末までのパスポートの申請件数は28件でございます。

続きまして、価格高騰緊急支援給付金事業費ですが、定額減税に係る調整給付金としまして令和6年度において実施した定額減税に達しなかった分の調整給付金については、令和5年の収入で算出した額で給付しておりましたけれど、国の制度上、6年の収入で再度算出をいたしまして、調整給付金が新たに追加となる方に対して給付することとなっております。これに関わります事務費やシステム改修の委託料、給付金100人を見込んだ予算を計上しております。

続きまして、78、79ページをお願いいたします。2款3項徴税費でございます。徴税費全体の令和7年度予算額といたしまして、4,803万1,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして143万2,000円の増額でございます。

まず、1目税務総務費の主なものといたしましては、税務住民課職員5名分の人件費、会計年度任用職員1名分の報酬、81ページをお願いいたします。委託料としまして、令和9年度の評価替えに向けた固定資産税標準宅地等評価業務委託料のほか、2つ下でございます、国税連携システム改修委託料につきましては、地方税共同機構による住民税申告の電子化等に伴う国税連携のシステム改修となっております。使用料及び賃借料につきましては、各種システムの使用料でございます。

負担金補助及び交付金では、各種負担金のほか、地方税共同機構負担金としまして、軽自動車税関連業務の一部が令和5年1月から電子化されておりますので、地方税共同機構において取り組む負担金となっております。

また、固定資産評価審査委員会の経費のほか、次のページをお願いいたします。公用車2台を所有しておりますので、その維持管理費などを予算計上しております。

続きまして、2目の賦課徴収費ですが、納付書などの印刷費、各種金融機関への自動口座振替手数料、自動口座振替委託料などの予算を計上しております。口座振替の推進につきましては、引き続き、口座振替キャンペーンを実施し、それに関わる賞品代の予算も計上しております。役務費では、納付書等の郵送料の予算を計上です。

償還金利子及び割引料の村税還付金につきましては、還付金の支払いに対する予算を計上しております。

84、85ページをお願いいたします。4項戸籍住民基本台帳費でございます。戸籍住民基本台帳費全体の本年度予算額といたしまして2,745万4,000円を予算計上しております。

1目住民基本台帳費では、職員1名分の人件費と委託料では、全国統一の戸籍情報システム標準化に向けた委託料といたしまして予算を計上しております。また、標準化に係るデータの抽出、移行作業等を行うため、昨年より増額した予算計上となっております。

また、戸籍法改正により、戸籍情報システムにふりがな項目を追加いたしますので、その確認通知に伴う戸籍情報システム改修委託料と、新たに令和8年5月から戸籍にふりがなを記載することとなっておりますので、その確認作業に伴います戸籍ふりがな通知書作成業務委託料の予算を計上しております。

使用料及び賃借料では、戸籍システム機器の使用料とクラウド使用料の予算を昨年度同様に計上しております。

備品購入費では、戸籍システムでインターネット環境を安定させる機器VPN機器ともうしますけれども、それを購入する予算となっております。

86、87ページをお願いいたします。2目の窓口証明書発行システム事業費においては、村内3か所の郵便局において、住民票や印鑑証明書等を発行するための機器借上料が主なものでございます。

委託料では、窓口証明発行事務委託料としまして、日本郵便株式会社と事務委託を契約し、村内3か所の郵便局で、合わせて年間100件分の証明発行を見込み、51万5,000円の予算を計上しております。また、機器借上料の予算も計上しております。

次に、少し飛びますけれど、114、115ページをお願いいたします。3款2目、中ほどにございます国民年金事務費でございますが、国民年金に係る消耗品等を昨年度同額で予算計上しております。こちらにつきましては、全額国庫委託金の国民年金事務委託金を充当いたします。

続きまして、また少し飛んで、172、173ページをお願いいたします。一番下の6款4項1目地籍総務費でございます。地籍管理に伴います事務費とシステム運用の支援業務委託料、パソコンの借上料、地籍システムクラウドの使用料などが主なものでございます。なお、令和7年度は、航空写真オルソデータ取込業務委託料としまして県が管理する航空写真を地籍図に反映させる委託料の予算を計上しております。

以上が令和7年度の歳入歳出事項別明細書の説明となります。

最後に、資料⑥で令和7年度予算事業施策説明書をつけております。令和4年度

からの村税の収納状況や譲与税等の収納状況、納税義務者の調書、そして郵便局での証明書利用状況の資料を添付しておりますので、御確認いただきたいと思います。

以上で、税務住民課の当初予算の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 国有資産等所在市町村交付金が対前年比365万4,000円減と年々減少傾向にあります。中でも市房ダム施設交付金の減少が大きく、固定資産評価額の減が要因とのことですが、この先どこまで評価が下がり続けるのか。また、交付金の打ち切り限度額のようなものがあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（那須良策君） 西本税務住民課長。

○税務住民課長（西本克幸君） ただいま御質問がありました、国有資産等所在市町村交付金につきましては、まず、地方税法の中で非課税団体とされております国・県などがですね、有する資産につきまして、固定資産税に変わるものをですね、交付金として市町村に配分されるものでございます。議員がおっしゃったように、その資産がですね、今機械等の整備等を行った後、経年でこう標準価格が下がっていきますけれども、下限額というのがですね、その評価資産の100分の5までが限度となっておりますので、その100分の5から下がることはございません。その100分の5の1.4%が交付金という形で配分される予定でございます。

以上です。

○2番（杉野貴文君） わかりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、5番、山崎です。

ちょっと教えてください。85ページ、中段よりちょっと下ですけれども、戸籍のですね、ふりがな通知作成業務ということで、様々なところでこの新しく子どもが産まれた方、新生児に関しての名前をつけるかと申しますか、名前に関してのこうふりがなの判断基準というか、この辺りは自治体にお任せというようなちょっと認識があるのですが、この辺りもおそらく、このふりがなは既存のやつかもしれませんが、今後、新しく生まれる方が登録される場合の判断というのは、所管課が違うのかな、ちょっと何かお伺いしたいと思いますが。

○議長（那須良策君） 西本税務住民課長。

○税務住民課長（西本克幸君） はい、お答えいたします。

このふりがな項目はですね、次年度から始まりますけれど、今議員おっしゃったように、いわゆる別名でいうきらきらネームで、今のお子さんたちがですね、そういう名前が付けられている現状もございますけれども、私ですね、ちょっと知っている限りでは、国のほうからこういう名前についてはこういう読み方をしないようにとか、そういうようなお知らせのほうが来ておりますので、また、詳しいですね、そのような通達書がまた上のほうから下りてくるものかなと思っております。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。ある程度通達があつて標準化がなされないと自治体の責任でというのはかなり判断基準が難しいのかなとちょっと思ったものですからお伺いしてみました。

あともう1点、窓口業務ということでいうと、パスポートの申請とか、新しくこう転入される方とか等々も含まれると思いますが、外国の方々の窓口対応に対しての言語がうまく伝わらない場合の対応として何か現在対応されていることがあるのでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 中田主事。

○税務住民課主事（中田優輝君） 外国人の方が窓口に来られた際には、それに伴って通訳の方が毎回来られていますので、それに伴って通訳の方とお話をして、住民票の届出をされてもっています。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。通訳の方が来られるとはちょっと思ってもなかったものですから、最近のこうアプリとかそういったのを導入されてやったりとか、今後そういう方向性もあるのかなとちょっと思ったものですから、おそらく例えば、観光で来られた方は別の課の窓口にも行かれる可能性もあるのかなと思ったりもするのですが、そういった全体的な対応も今後、インバウンド型の旅行の方もおられるでしょうし、いろんな意味で転入される方もおられるでしょうし、ちょっと思ったものですからちょっと聞いてみました。現在、そういった外国語の対応ができていくということであればですね、非常に安心したところでありました。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。

これで、税住民課関係の審議を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前 11時25分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

続いて、保健福祉課関係の審議を行います。

説明を求めます。

幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） 保健福祉課関係の令和7年度当初予算の御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。失礼して、着座にて御説明をさせていただきます。

保健福祉課一般会計から特別会計まで少し長くなりますけど、どうぞよろしく願いいたします。

まず、一般会計の歳入から主なものについて御説明を申し上げます。

予算書の22ページ、23ページからになります。中ほどの13款分担金及び負担金の2項2目民生費負担金からでございます。1節の児童福祉費負担金につきましては、保育所の広域入所受入れに伴います保護者が負担する保育料及び相手先の市町村からの子どものための教育・保育給付費負担金です。1名の受入れを予定しております。

次のページをお願いいたします。下のほうになりますけれども、15款国庫支出金、1項1目民生費負担金の1節児童福祉費国庫負担金では、子どもための教育・保育給付費の国庫負担金として、保育所の広域入所に伴いまして、村が支出する負担金に対する国の負担分を計上いたしております。補助率は2分の1となっております。

2節児童手当国庫負担金は、児童手当給付金の国の負担分です。

次のページをお願いいたします。26、27ページです。一番上の4節社会福祉費国庫負担金につきましては、障害者医療費の更生医療から障害児入所給付費までの国庫負担金でございます。こちらも国2分の1の負担率でございます。

続きまして、1番下になります。2項2目民生費補助金の1節児童福祉費国庫補助金では、子ども・子育て支援交付金として子育て支援センター事業、産後ケア事業などへの補助金を予算計上いたしております。また、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金として、上中球磨巡回支援専門員整備事業に対する補助金も計上いたしております。

次のページをお願いいたします。2節社会福祉費国庫補助金の地域生活支援事業

費等補助金として日中一時支援事業扶助費等の障害者総合支援事業費に対する国庫補助金2分の1を予算計上いたしております。

4節の妊婦のための支援給付交付金につきましては、昨年度までは、出産・子育て応援交付金とっておりましたけれども、補助率が3分の2から事業内容等変更になりまして全額国庫補助対象となったものでございます。

次のページをお願いいたします。中ほどから少し下の16款県支出金です。1項1目民生費負担金の1節と2節は、それぞれの事業に対する県の負担金となります。

3節の保険基盤安定制度等負担金につきましては、国保と後期の保険基盤安定制度負担金等の県負担分となっております。

4節社会福祉費県負担金の障害者自立支援医療（更生医療）から次のページをお願いいたします。一番上の障害児通所給付費等県負担金までにつきましては、県の負担割合は4分の1というふうとなっております。

続きまして、一番下の2項民生費補助金、2目民生費補助金の1節児童福祉費補助金から次のページ、34ページ、35ページをお願いいたします。2節、3節、それから4節の介護基盤緊急整備特別対策事業補助金まで、それから、3目の衛生費補助金につきましても、各事業に対する県の補助金となっております。

以上が一般会計の主な歳入の説明となります。

続きまして、一般会計の歳出について御説明申し上げます。

少し飛びまして、予算書が106ページ、107ページになります。3款の民生費です。1項1目社会福祉費でございますけれども、職員人件費につきましては、職員4名分の人件費となっております。

次のページをお願いいたします。社会福祉事務費では、会計年度任用職員1名分の人件費のほか、報償費では11名の民生委員の活動報償費につきまして、最近の物価高騰であるとか、燃料費の高騰を鑑みまして、増額して予算を計上をさせていただいております。委託料では、村の社会福祉協議会に身体障害者年金支給業務の委託のほか、人吉市社会福祉協議会への成年後見センター運営事業委託料等の予算を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。負担金補助及び交付金の負担金では、各種協議会等への負担金を、補助金といたしましては、水上村社会福祉協議会、水上村民生委員協議会への補助金、それから成年後見制度利用支援、身体障害者支援の助成金をそれぞれ計上いたしております。次の扶助費では、重度心身障害者医療からB型・C型肝炎治療扶助費までそれぞれ令和6年度の実績から見込んだ額で予算を計上いたしております。

特別会計繰出金では、国民健康保険特別会計の事業勘定と直診勘定、介護保険特

別会計への繰出金となります。

次の障害者総合支援事業費では、身体障害者相談員1名の報償費や、次のページをお願いいたします。委託料では、意思疎通支援事業委託料として、聴覚に障がいを持っている方を支援する手話講師の派遣委託料も引き続き計上させていただいております。負担金補助及び交付金では、球磨郡障害認定審査会などへの各種負担金を、扶助費では、移動支援、障害福祉サービスや日中一時支援、ストーマなどの日常生活用具扶助を予算計上いたしております。

次の地域おこし協力隊事業費ですが、現在、保健福祉課では、介護予防分野で1名の募集を行っております。その人件費のほか、次のページをお願いいたします。負担金補助及び交付金では、住居手当となります活動助成、資格試験等受験補助金の予算を計上いたしております。令和7度におきましても、社会福祉協議会など関係機関と連携した活動や、熊本保健科学大学との包括連携協定に伴う事業を推進するため、できるだけ早期に雇用できるように進めたいというふうに考えております。

2目の国民年金事務費は、税務住民課の所管でございます。

続きまして、3目老人福祉費でございます。老人福祉事業費では、在宅ねたきり高齢者等介護者手当金として、常時介護を必要とするねたきり高齢者とか重度心身障害児、認知症高齢者を在宅で介護している方に対しまして、経済的負担軽減等を目的とした報償費を予算計上いたしております。百歳到達者祝金は3名分を予定いたしております。桜寿苑施設修繕料につきましては、高齢者生活福祉センター桜寿苑の利用者用トイレの修繕、厨房配管修繕等各種修繕に係る経費を予算計上いたしております。

次のページをお願いいたします。委託料でございます。委託料につきましては、桜寿苑の生活援助員設置事業委託料や敬老祝金支給事業委託料としては村内に10年以上在住の方を対象に80歳到達者1人当たり3万円、90歳到達者1人当たり5万円の祝金を支給する予算となっております。このほか配食サービス事業や生活管理指導を目的とした短期宿泊の委託、高齢者元湯温泉送迎委託、ふれあい会事業委託などを社会福祉協議会に委託して実施する予算を計上いたしております。また、高齢者安心ネットワーク体制整備事業では、独居老人等の対策として、24時間365日、看護師が通報を受けて救急車の要請や親族等への連絡、状況確認が必要な場合は、委託先の職員が駆け付け、また月2回、電話で状況を確認するなどの事業となっております。使用料及び賃借料では、70歳以上の希望者を対象とした、元湯の無料温泉券の使用料の予算を計上いたしております。また、備品購入費では、中程度までの難聴の方への窓口での対応とか、高齢者の御自宅を訪問する際に活用するための軟骨伝導集音器というものの購入を計画いたしております。負担金補助

及び交付金につきましては、各種協議会の負担金、それから水上村老人クラブ、水上村シルバー人材センターへの補助のほか、介護認定の被該当者向けの高齢者自立支援住宅改修や家庭での自立支援福祉用具を購入する場合の補助金等を予算計上いたしております。また、認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成金では、対象者を受け入れた施設が費用負担が困難な低所得者に対しまして、家賃などの利用者負担の軽減を行った場合の助成金を計上いたしております。扶助費では、老人福祉施設入所者保護措置費として、養護老人ホームに法に基づき、経済的理由などで自宅で養護を受けることが困難と認められて入所された高齢者に対する措置費を予算計上いたしております。

後期高齢者医療制度対策費では、熊本県後期高齢者医療広域連合への各種負担金を、繰出金は、村の後期高齢者医療特別会計への繰出金を予算計上いたしております。

次のページをお願いいたします。地域支え合い体制づくり事業では、地域見守りネットワーク会議の開催経費のほか、ふれあい会や運動教室等でのボランティア活動に対するポイント事業、地域支え合いポイント事業委託料、それから、支え合いポイント事業に参画いただく方を要請する地域支え合いサポーター養成講座委託、熊本保健科学大学との包括連携事業の一環として、認知症についての理解を深めたり、情報交換が行える場として、誰でも立ち寄れるような場所となる認知症カフェの運営委託料などを予算計上いたしております。

また、介護予防拠点活動補助金としまして、いきいき100歳体操を実施されている地区に活動補助金を支給し、住民主体の通いの場が地域の交流の場として、また、よりよい介護予防活動の場となるように継続して支援していきたいと考えております。

高齢者生活支援事業費では、先の全員協議会でも御説明申し上げましたけれども、65歳以上の高齢者で老齢基礎年金のみの収入で非課税の方に対しまして物価高騰の負担軽減を図るために1人当たり2万円を給付する事業でございます。対象者400人を見込んでおりまして、財源につきましては物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当しまして、この事業は令和7年度の住民税非課税者を対象といたしますことから、住民税が確定する6月以降に対象者を抽出し、その後の事務を進めるように計画をいたしております。

次の4目国民健康保険事務費につきましては、職員1名分の人件費となっております。

次のページをお願いいたします。2項児童福祉費、1目保育所費でございます。令和7年度の保育所入所予定者は、岩野保育所が34名、湯山保育所が16名、広

域入所6名で合計56名の予定となっております。職員人件費につきましては、岩野、湯山両保育所の職員5名分の人件費、保育所管理費では、会計年度任用職員として保育士7名、調理業務2名、補助員4名の計13名、職員と合わせまして合計18名体制で保育所運営を行うことといたしております、それに伴う経費を予算計上いたしております。

次のページをお願いいたします。需用費、上から3段目の需用費の中の修繕料でございますけれども、それぞれの保育所の厨房機器の不具合の修繕のほか、岩野保育所の網戸修繕などを予定をいたしております。委託料としましては、園庭の樹木等管理や歯科及び内科健診のほか、保育所の施設管理に係る経費を予算計上いたしております。

次のページをお願いいたします。負担金補助及び交付金につきましては、各種研究大会への参加負担金等のほか、広域入所に係る負担金として6名分を予算計上いたしております。なお、保育所の入所児童数等につきましては、別添の右肩番号⑥の令和7年度予算事業施策説明書の5ページ、6ページにも掲載させていただいておりますので、後もってでも御確認いただければと思います。

続きまして、2目児童措置費の出産祝金では、第1子20万円を3名分、第2子30万円を3名分、第3子以降50万円のうち、生まれた年度に支給する分30万円を4名分、それから、第3子以降で令和6年度に出生され、令和7年度に1歳を迎えられるときに支給する20万円を1名分、合わせて11名分290万円を予算計上いたしております。負担金補助及び交付金につきましては、上中球磨巡回支援専門員整備事業として、上中球磨地区共同で発達障がい等巡回支援専門員の方に委託して、保護者や保育士に助言を行っていただいている事業でございます。扶助費につきましては、障害児給付費や高額障害児給付費のほか、養育医療給付費扶助費は、未熟児の医療費の一部を公費負担する扶助費、育成医療給付費扶助費は、18歳未満の同様の予算となっております。児童手当給付金につきましては、偶数月に年6回年齢区分に応じて支給する児童手当となっております。

続きまして、3目次世代育成支援事業費では、報償費として子どもクッキング等の講師謝礼を、次のページをお願いいたします。委託料では保育所での運動教室を行うための次世代育成事業講師派遣業務委託を、また、負担金補助及び交付金では、病児病後児保育事業運営負担金として、公立多良木病院内に上球磨4町村で開設しておりますほっと館の運営負担金を予算計上いたしております。

地域子育て支援センター事業費では、毎週火曜日を除き、週に4日開設しております子育て支援センターでの指導員の人件費、運営費等の予算を計上いたしております。次の妊婦のための支給支援給付金事業につきましては、令和6年度までは出

産子育て応援給付金事業という名称で実施していたもので、事業名、補助内容が変更されているものがございます。妊娠から子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行うというもので、妊娠届出時に5万円、出生届出後に5万円の経済的支援を行う予算となっております。

続きまして、4目児童福祉総務費では、子ども・子育て支援事業として、子育て世帯訪問支援事業委託料30万3,000円を予算計上いたしております。昨年度も予算計上いたしておりましたけれども、近年、子どもの養育だけではなく、妊産婦を含む保護者自身が支援を必要とする家庭が増えてきておりますので、このような家庭を訪問して、その家庭が抱える不安や悩みを聞き、家事や育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐというものでございまして、社会福祉協議会に委託しまして、ホームヘルパーによる家事や育児の支援を行う事業となっております。なお、こちら財源につきましては、国・県それぞれ3分の1ずつとなっております。

次のページをお願いいたします。4款の衛生費でございます。1項1目保健衛生事務費の職員人件費につきましては、3名分の人件費となっております。

保健衛生事務費では、会計年度任用職員准看護師1名と、新たに会計年度任用職員として管理栄養士1名分の人件費を予算計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。使用料及び賃借料ですけれども、令和元年から運用を開始しております母子健康手帳アプリの使用料を予算計上させていただいております。現在の登録者数が62名ということになっております。負担金補助及び交付金では、公立多良木病院企業団負担金等の各種負担金のほか、鍼灸費補助金につきましては、引き続き、1回当たり1,000円、年間48回まで利用可能とする予算を計上いたしております。

こども医療費助成事業費では、高校生までの医療費扶助とし、必要な経費を予算計上させていただいております。

歯科医院管理及び次のページをお願いいたします。歯科医師住宅管理につきましては、修繕料、また除草委託料等を予算計上いたしております。

公用車管理費は、公用車5台分の管理費となっております。

公営企業会計繰出金につきましては、建設課の所管でございます。

続きまして、2目母子保健事業費でございます。妊婦健診事業費でございますけれども、委託料では、妊婦健診や妊婦歯科検診等に係る委託料となっております。また、令和7年度から新たに妊婦教室委託料というものを計上いたしております。こちら水上村、湯前町、多良木町、あさぎり町の4町村合同で妊婦を対象に妊娠期の過ごし方であったりとか、出産に向けての体の準備、仲間づくり等を目的として

月1回各町村を巡回して実施する事業を計画いたしております。

負担金補助及び交付金では、多胎妊娠など、人吉球磨管内の産婦人科では対応できないような高度な医療が必要な妊産婦の受診について、令和7年度からは宿泊費分も追加して妊産婦健康診査等交通費助成金を予算計上いたしております。

不妊治療事業費では、令和4年度から保険適用となっておりますけれども、男女とも自己負担額が生じた場合に1回当たり30万円を限度とし、併せて交通費助成を行うことにより、経済的負担を減らし、出生につなげるための予算として計上をいたしております。

次のページをお願いいたします。幼児健診事業費と次の乳児健診事業費ですけれども、各健診に伴います小児科医師や栄養士、歯科衛生士の報酬等を予算計上し、また、乳児健診事業費の委託料では、出産後任意での健診となっております1か月児健診を村が医療機関に委託することといたしまして、新生児の身体的発育の経過とか、母親の精神的不調などを検査し、よりよい子育て環境を整えるとともに、窓口負担をなくすということで、経済的負担も軽減する事業となっております、こちら今後国の補助事業として採択された場合には、財源の組替えをお願いすることとなります。

歯科保健事業費では、幼児歯科検診、個別歯科検診を委託する予算を計上いたしております。

また、昨年度から実施しております、産後ケア事業でございますけれども、次のページをお願いいたします。産後2週と産後1か月に産科における健康診査の実施、産後1年未満の産婦を対象に、母子に対しての心身のケアとか、育児のサポートを委託して行う事業につきましても、こちらも国庫補助金を活用しながら取り組むように予算を計上いたしております。このほか新生児聴覚検査や新生児マス・スクリーニング検査委託につきましても、保護者の負担軽減を図りながら継続して実施できるように予算計上いたしております。

また、新たに、産婦乳児訪問委託料といたしまして、こちら球磨郡医師会の訪問看護ステーションに委託いたしまして、出産後の産婦を保健師が訪問した後に、助産師による乳房管理等の専門的ケアを行っていただく予算を計上させていただいております。これらの事業を実施することにより、産婦に寄り添った育児等の支援が進むこととなるように考えております。

さらに、負担金補助及び交付金では、委託医療機関以外で検査を実施された場合にも対応できるように新生児聴覚検査費補助金など、それぞれ補助金としても予算を計上させていただいております。

続きまして、3目予防費でございます。健康増進事業費です。委託料では、岩野

公民館やサクラヴィレッジを活用して原則週1回、健康運動指導を実施する委託料、それから、熊本保健科学大学に委託いたしまして、子育て支援や運動指導など、健康管理を含めた専門講師による健康支援事業委託料を計上させていただいております。

基本健診及びその他検診費では、各種健診における委託料等を計上いたしております。その他検診費の委託料の最後に、歯周疾患検診委託料とありますけれども、こちら昨年度に引き続き、集団検診の場において、希望される方に無料で歯科検診を受診していただくための予算となっております。なお、集団検診における基本健診や各種がん検診の個人負担金につきましても、令和6年度から原則無料化しております、引き続き、少しでも多くの方に受診いただき、病気の早期発見につなげていただければというふうに考えております。

なお、各種健診の受診状況につきましても、予算事業施策説明書のほうの7ページから8ページに資料を添付させていただいておりますので、後もってでも御確認いただければと思います。

次のページをお願いいたします。伝染病予防費です。各種予防接種の委託料と補助金となっております、令和7年度からは新たに带状疱疹ワクチン接種が65歳以上を対象とした定期接種となりますので、その委託料を予算計上いたしております。また、带状疱疹ワクチンの接種補助金につきましても、引き続き、50歳以上を対象として接種料金の半額1万5,000円を上限に補助することといたしております。

また、負担金補助及び交付金では、令和7年度から新たに妊婦を対象としたRSウイルスワクチン接種費用補助金を予算計上させていただいております。こちら先の全員協議会で御説明申し上げましたけれども、妊娠24週から36週の妊婦に1回接種することで、母体の体内でRSウイルスに対する抗体をつくり、胎盤を通じて胎児に移行させるということで、出生後の新生児をRSウイルス感染症から守ることができるというものでございます。こちらの補助によりまして、生まれてくる新生児の健康を守り、安心して出産・子育てできる環境を整備したいというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。狂犬病予防費では、2回の日程で予防注射を計画するように予算を計上させていただいております。後期高齢者健診事業費では、75歳以上の検診に伴う健康診断委託料が主なものとなっております。

18節負担金補助及び交付金に健診受診費補助金とございますけれども、こちら集団検診において後期高齢者医療の被保険者の方は県の広域高齢者医療広域連合において個人負担が定められておりますので、個人負担を無料とするための補助金を

支出する予算になっております。

次の心のケア事業は、精神科医師による訪問、面談に要する経費となっております。

次の人間ドック事業費では、昨年度までは社会保険及び後期高齢者医療保険の方の検査費用の7割補助として予算を計上しておりましたが、令和7年度からは国民健康保険特別会計の事業勘定から支出しておりました国民健康保険の方の特定健診の該当部分以外に対する補助をこちらの一般会計から支出するように組み替えをいたしております。補助率は、国民健康保険の方は、現行どおりの8割補助、それから、後期高齢者医療の方の人間ドック補助金につきましては、後期高齢者医療の被保険者の負担割合と同じにしたいということで、9割補助に補助率を嵩上げし、社会保険の方はこれまでどおり7割補助として、それぞれの医療保険の被保険者の負担に合わせた補助率とするように変更いたしまして、予算を計上させていただいております。

次の後期高齢者歯科口腔健診事業費につきましては、次のページをお願いいたします。健診に係る委託料等の予算を計上いたしております。

思春期健康診査事業費では、子どもの頃からの生活習慣病を予防するため、水上学園後期課程を対象とした健康診査の予算を計上いたしております。

後期・介護予防一体的実施事業では、医師・歯科医師や公立多良木病院、県栄養士会等に委託いたしまして、介護予防活動の場で健康に関する講話等を行っていただくための予算を計上いたしております。

また、歯科保健事業費では、要介護認定者を対象に訪問による歯科検診を実施するための予算を計上させていただいております。

続きまして、4目環境衛生費でございます。環境衛生事務費では、環境美化審議会の経費のほか、委託料としてごみ収集業務委託を計上しております。また、負担金補助及び交付金につきましては、斎場費負担金のほか、次のページをお願いいたします。汚泥再生処理センターなど、人吉球磨広域行政組合負担金を予算計上しております。なお、新たな一般廃棄物処理施設の建設に向けまして、令和7年度から一般廃棄物処理施設建設事業費負担金として、新たな負担金を支出するというようになっております。

合併処理浄化槽整備関係及び古川地区生活環境整備事業補助金につきましては、建設課の所管となっております。

廃棄物再生利用事業費では、各行政区主体の大型ごみ処理費用と、来年度も引き続き、各世帯の生ごみ処理機購入に対する補助金を予算計上しております。

続きまして、5目保健センター管理費につきましては、施設の管理費となっております。

ります。

6目の水環境整備事業費につきましては、建設課所管でございます。

次のページをお願いいたします。7目の湯山元湯温泉管理費といたしまして、男女とも脱衣室天井や床等の施設修繕料のほか、ボイラー点検等の委託料を予算計上いたしております。また、管理運営を行っていただいております社会福祉協議会への助成金としまして、燃料費高騰への対応分等を加えまして、令和6年度より55万円増の645万円を予算計上させていただいております。

以上が保健福祉課所管の令和7年度一般会計の予算の説明となります。

引き続き、特別会計について御説明を申し上げます。

予算書飛びまして、251ページでございます。議案第33号 水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算でございます。

令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算ですけれども、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,770万円と定めるものでございます。

国民健康保険の被保険者数につきましては、右肩番号⑥の予算事業施策説明書の10ページにも付けさせていただいておりますけれども、令和7年1月末現在で被保険者が433名ということで、令和6年の1月末と比較しますと32名の減、村民の約22.4%が国保加入者となっております。高齢化に伴いまして、国保から後期へ移行される方であったりとか、社会保険へ移行される方が多く、被保険者数は年々減少傾向となっているものでございます。

それでは、歳入から順に御説明申し上げます。

予算書の258ページ、259ページをお願いいたします。1款1項1目の国民健康保険税については、現年課税分、滞納繰越分を合わせまして3,408万9,000円を予算計上いたしております。

下のほうの5款県支出金ですけれども、給付に係ります被保険者分の国・県の負担金並びに補助金、保険給付等交付金としまして、令和6年度同様普通交付金として予算計上いたしております。

特別交付金につきましては、保険者の医療費適正化に対する努力を支援するものとして、特定健診等の負担金を合わせて歳入予算として計上いたしております。

次のページをお願いいたします。7款1項1目一般会計繰入金といたしまして、保険基盤安定繰入金では、保険税を世帯の所得に基づき行う均等割、平等割の軽減分だったりとか、未就学児の均等割保険料軽減分の繰入れ、事務費の繰入れ、産前

産後保険料軽減分としての繰入れ、助産費等の繰入れ、それから、法に定める財政安定化支援としての繰入れをそれぞれ予算計上いたしております。

8款繰越金につきましては、693万9,000円を予算計上いたしております。以上が事業勘定の歳入の説明でございます。

続きまして、262、263ページです。こちらからが歳出になります。

まず、1款1項1目一般管理費の事務費では、医療費適正化のためのレセプト点検並びに電算関係の経費等を予算計上いたしております。

また、委託料の中でコクホ・ラインシステム構築業務委託料につきましては、国へのデータ送付関係について機器の入れ替えに伴いますシステム構築業務の委託料というふうになっております。

2目では、熊本県国保連合会に対する各種負担金等の予算を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。中ほどになりますけれども、3項1目の運営協会費では、国保運営協議会の会議費用等を予算計上しております。委員の方は全部で6名となっております。

次の2款保険給付費、1項療養諸費でございますけれども、就学前までは8割給付、70歳未満は7割給付、70歳以上74歳の前期高齢者につきましては8割給付、また、70歳以上の高所得者につきましては7割給付となっておりますのでございます。

次のページをお願いいたします。2項高額療養費につきましては、世帯の所得状況に応じまして、法により決められた世帯または個人の自己負担額を上回る額を負担するというものでございます。

3項助産諸費、1目出産育児一時金では、国保の被保険者の出産に係る分として1名分を計上いたしております。

4項葬祭諸費では、国保被保険者の死亡に対し、葬祭費補助として1件当たり2万円の補助。

5項移送費では、医師の指示によりやむを得ず重病人の入院や転院などの移送費用に対する負担金を予算計上いたしております。

3款の国民健康保険事業費納付金では、1項の医療給付分から次のページをお願いいたします。3項の介護納付金分までにつきましては、国民健康保険給付費等交付金の交付の費用等に充てるため県に収めるというものでございまして、医療費水準や所得水準等を考慮して県が決定するという事となっております。こちらの財源は主に国保税となっております。

4款保健事業費の1項1目保健衛生普及費では、医療費通知及び医療費通知のた

めの共同事務電算委託、特定健診優良行政区表彰費では、表彰経費の予算を計上いたしております。

2目疾病予防費の人間ドック事業費では、国保被保険者の人間ドック補助金を予算計上しております。補助率は8割となっております。なお、先ほど一般会計の説明の折にも申し上げましたけれども、人間ドック補助金の特定健診に該当する部分には、国・県から3分の1ずつの補助対象となっており、それ以外の、例えば、頭部のMRI検査とか、甲状腺検査とか、オプション部分については一般会計から同じ8割補助で支出するように予算を組替えさせていただいております。

3目特定健診等事業費では、国保被保険者40歳以上を対象とした生活習慣病やメタボリックシンドロームに着目した特定健診等の委託料を予算計上しております。次のページをお願いします。6款1項1目は、保険税還付に伴います償還金の予算となっております。

以上で、国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明を終わります。

続きまして、国民健康保険特別会計（直診勘定）でございます。

予算書275ページをお願いいたします。議案第34号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直進勘定）でございます。

令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ990万円と定めるものでございます。

こちらも歳入から御説明申し上げます。

282ページ、283ページです。1款県支出金といたしまして、へき地診療所運営費補助金の歳入予算を計上いたしております。2款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金となっております。

次のページをお願いいたします。歳出になります。1款総務費につきましては、古屋敷診療所運営協議会開催時の会議費用、施設の修繕料、公立多良木病院への運営委託料を予算計上いたしております。

以上で、国民健康保険特別会計（直診勘定）の説明を終わります。

続きまして、介護保険特別会計について御説明申し上げます。

予算書289ページになります。議案第35号 令和7年度水上村介護保険特別会計予算でございます。

令和7年度水上村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出

それぞれ4億3,220万円と定めるものでございます。

では、歳入から御説明申し上げます。

296、297ページをお願いいたします。1款保険料につきましては、65歳以上の介護保険第1号被保険者分でありまして、年金からの特別徴収と普通徴収に区分して予算を計上いたしております。

3款国庫支出金から5款県支出金までには、法に基づきます国・県の負担金、並びに補助金、40歳から65歳未満の第2号被保険者負担分として支払基金からの交付金を予算計上いたしております。

次のページをお願いいたします。7款繰入金でございますけれども、1項1目介護給付費繰入金から3目地域支援包括的支援事業及び任意事業繰入金までの繰入金につきましては、法に定めます基準額以内を予算計上しておりまして、また、4目その他一般会計繰入金では、事務費分を繰り入れる。

5目低所得者保険料軽減分につきましても一般会計からの繰入れとして予算計上をいたしております。

次のページをお願いいたします。歳出について御説明を申し上げます。

1款総務費の1項1目一般管理費につきましては、介護保険事務の電算システム統計費が主なものとなっております。また、委託料の介護保険施設等実地指導支援業務委託料につきましては、令和6年度におきましては、地域密着型事業所の実施指導監査を行いましたけれども、令和7年度におきましては、居宅介護事業所について実施指導監査を行うように計画いたしておりまして、その監査項目とか、内容のチェックについて専門的な観点から支援してもらうための委託料となっております。

2目介護保険計画策定費につきましては、令和9年度からの第10期介護保険事業計画策定に向けましたニーズ調査に係る費用を予算計上いたしております。

次のページをお願いいたします。3項介護認定審査会費でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員1名を含みます介護認定審査に係る経費を予算計上いたしております。

負担金補助及び交付金の球磨郡介護認定審査会町村負担金につきましては、令和7年度から審査会のシステムの標準化対応分が275万7,000円加わっておりまして、令和6年度からしますと、その他の経費と合わせまして297万5,000円の増額となっております。

4項推進協議会費につきましては、介護保険推進協議会の会議費を計上いたしております。

2款の保険給付費でございます。次のページをお願いします。1項の介護サービ

ス等諸費から304ページから309ページまででございます。308、309ページまででございますけれども、介護サービス、それから介護予防サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス、高額医療合算介護サービスということで、それぞれのサービスに係ります負担金、それから住宅改修や福祉用具購入に係る負担金等の歳出予算となっております。

なお、事業施策説明書の16ページから18ページにかけましてそれぞれの予算額とともに、介護サービスの種類、それからサービスの内容というものをそれぞれのサービスごとに記載しておりますので、そちらも御確認いただければというふうに思います。

予算書308ページ、309ページですけれども、中ほどより少し下の3款地域支援事業費でございます。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では、短期集中予防サービス事業委託料、負担金補助及び交付金では、第1号訪問事業負担金及び次のページをお願いいたします。一番上の第1号通所事業負担金をそれぞれ予算計上させていただいております。

2目の介護予防ケアマネジメント事業は、要支援を受けた方などの自立支援に向けたケアプラン作成等の委託事業の予算となっております。

3目高額介護予防サービス費等相当事業費では、各予防サービスでの自己負担額を超えた分を給付する予算となっております。

続きまして、2項1目一般介護予防事業費につきましては、男性料理教室、通いの場に関する経費のほか、介護予防通所事業であります元気クラブ、介護予防支援事業として熊本保健科学大学との包括連携協定に伴います通いの場での体力測定などの支援業務委託などの予算を計上いたしております。

また、認知症予防通所事業委託として、元気が出る学校も実施するよう予算を計上しております。

また、予算事業施策説明書ですけれども、20ページのほうに住民運営通いの場の実績を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それから、下段のほうになります3項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、上球磨地域包括支援センター運營業務委託及び運営協議会への負担金の予算を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。3目在宅医療・介護連携事業推進事業費から6目の地域ケア会議推進事業費にかけての各事業におきましては、在宅医療や介護、生活支援、認知症支援の事業を委託しまして、関係機関や上球磨包括支援センターと協力して地域課題や新たなサービス検討を行う事業となっております。

以上が介護保険特別会計の歳出の説明となります。

なお、要介護認定者等につきましても予算事業施策説明書の15ページに掲載しておりますけれども、令和7年1月末現在で要介護認定者数が165名、受給者数が総数で141名、受給率が85.5%、認定率が18.8%となっております、こちらいずれの数値も令和5年度と比較しまして上昇という形になっております。今後につきましても介護予防に重点を置いた事業に取り組んでいくように計画をいたしているところでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。こちらが最後になります。

319ページをお願いいたします。議案第38号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算でございますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,670万円と定めるものでございます。

本会計につきましては、医療費負担や広域連合運営に関する負担等を除く、本村後期高齢者医療被保険者の保険料を徴収、管理する会計となっております。

歳入から御説明申し上げます。

予算書の326、327ページになります。1款の保険料につきましては、特別徴収保険料と普通徴収保険料と区分して予算計上させていただいております。

予算事業施策説明書22ページには、保険料率などや制度の説明資料も掲載しておりますので、後もってでも御確認いただければと思います。

3款繰入金につきましては、一般会計からの事務費繰入金と保険基盤安定繰入金となっております。

歳入の主なものは以上となります。

次のページをお願いします。歳出です。

1款総務費につきましては、システム保守など事務経費を予算計上いたしております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますけれども、本村が後期高齢者医療被保険者より徴収した保険料と一般会計より繰り入れた保険基盤安定繰入金分を合わせて納付する予算を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。3款諸支出金におきましては、保険料還付金と保険料還付加算金の予算を計上いたしております。

以上が後期高齢者医療特別会計の説明となります。

これで、以上をもちまして、保健福祉課の当初予算につきましてもの説明を終了いたします。御審議方どうぞよろしくをお願いいたします。

- 議長（那須良策君） 説明を終わります。
質疑を行います。質疑ありませんか。
4番、杉野久志君。
- 4番（杉野久志君） はい、4番です。
何点かお願いします。117ページの高齢者安心ネットワーク体制整備事業委託料、何名の方が利用される予定ですかね、大体。
- 議長（那須良策君） 椎葉課長補佐。
- 保健福祉課長補佐（椎葉由美君） お答えします。
令和7年1月末現在で68件、現在設置しておりますので、実績を基に設置する予定です。
- 議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。
- 4番（杉野久志君） 133ページのですね、不妊治療費補助金ですけども、前も多分説明があったと思いますけども、ちょっと確認のためですが、何歳まで対象になりますか。
- 議長（那須良策君） 廣末保健師。
- 保健福祉課保健師（廣末真奈美君） お答えいたします。
対象年齢につきましては、制限を区切っていないところでございます。
以上です。
- 議長（那須良策君） 4番。杉野久志君。
- 4番（杉野久志君） はい。今、少子化の中です、各種補助金が上がっております。引き続き、安心・安全です、出産と子育てができるよう引き続きよろしく願いいたします。
以上です。
- 議長（那須良策君） ほかにありませんか。
6番、荒嶽晋君。
- 6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。
145ページのごみ処理施設の整備事業負担金が今年から上がりはじめました。これもう場所とかは公表はしてあったですかね、すみません。
- 議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。
- 保健福祉課長（幸野一樹君） 現在のところ、衛生組合の理事会、それから担当課長会等では、現在の免田のリサイクルセンターのところを予定して住民説明会等を開いているというふうに聞いております。
- 議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。
- 6番（荒嶽 晋君） あそこの建替えについては、私も広域行政の議員として派遣さ

れているときから話が出ていまして、赤池処理場の分も1回は延長して住民の方の理解をいただいたということで、今回は建替えになるだろうという話は聞いていたのですが、新しくこのごみ処理施設場をつくる予算の総額とかはわかりますか。

○議長（那須良策君） 中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） じゃあ私から答弁させていただきます。

今回、新たに計画する炉の大きさにつきましては、今、人口減少が続いておりますので、1つの炉で35トン、それを2つ造りますので70トン、1トン当たり3億円でございますので210億円。それと、最終処分場、これは深田の高山にあるやつを改修した場合に、さらに30億円かかりますので、今のところ240億円です。ただし、今、課長が答弁いたしましたように、新しいクリーンプラザについては、今の人吉球磨広域行政組合が持っているあさぎり町の土地、しかし、最終処分場については、今の赤池の分があと20年以上入るということでございますので、そちらが満タンになるまで使っていきながら、使っていったらどうかちゅうことでの今話が、理事会はそこまで進んでおります。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） すみません、もう1点お伺いしたいのがですね、赤池のほうの再延長の考えは理事会のほうでは出なかったのですか。

○議長（那須良策君） 中嶽村長。

○村長（中嶽弘継君） お答えします。

最初は赤池のほうの再延長も考えたところですが、今の赤池が令和14年度までということですが、しかし、もう赤池も今いろんな集落にわかれてしまいました。その中にやはり約束は守ってほしいということで、1回延長したということで、30年で切ってほしいということでございますので、今はあさぎり町の庁舎を中心にして地元説明会をやってもらいたいということで、そちらのほうで今進めていく方針で進行しております。あさぎり町で進行しております。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい。その話も大体そうだったのだろうなというところで理解はしておったのですが、昔ながらのですね、やっぱりごみ焼却場のイメージというのが、あまり住民の方がよくなって、現在の高規格炉の周りに対する影響というのがですね、まだまだ住民の方が理解されていないところが多分あると思います。多くあると思います。今、あさぎり町長を中心に住民説明会等を行って、あさぎり町にできるように推進していくということですので、立地的にも水上あたりから考え

ても人吉までごみを運搬していただくより、あさぎりのほうが近くもありますし、立地的には絶対いいと思います。どういうその後の熱、私がですね、考えているのは、場所は分からないのですけれども、どこかのごみ焼却施設では、その余った熱をですね、周りの例えば、ハウス農家とか、いろんなところに暖房として利用していただくようなところがどこかあったような気がします。そういうところの利活用ができるかできないか分からないですけど、そういう利活用もあるということで、ぜひともですね、あさぎりの方々には御理解いただいて、スムーズにですね、事業が進んでいきますように希望いたします。

よろしく申し上げます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、5番、山崎です。

123ページの中段よりちょっと上、給食材料費についてお伺いしたいと思います。

本年度予算510万円ということで、前年度が580万円、人数の、児童の数の変更はあるとは思いますが、この物価高騰等に鑑みたときに、それでも70万円の減額ということで、給食材料費等々は問題ないのかどうかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 椎葉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（椎葉由美君） はい、給食材料費につきましては、6年度につきましても人数等で計算しておりまして、保育単価のほうで決まっておりますので、その分できちんと計算をして計上させていただいておりますので、大丈夫です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、5番、山崎です。

昨日ですが、中学校のほうに給食の試食に行っていました。そのときにいろいろですね、栄養士さんにいろいろ伺ったところでいくと、前年度は何とか良かったけれども、本年度はちょっと前年度予算のままではこの物価高騰等に照らし合わせると相当厳しい予算になるのではないかというような話をされておりましたので、ある程度標準単価があるのはちょっとわかるのですが、その辺りもし来年度どういふふうな物価が変わるかわかりませんが、そこ辺りも少し柔軟に対応ができればなと思ってですね。給食材料費に関しては、前回も質問したときにも、いや、取りあえず現場からはそういった話はないということだったので、なら大丈夫かなとも思うんですが、あまり窮屈にならないような形でいろいろヒアリング等も行っていただければと思います。よろしく申し上げます。

ともう1点お願いします。117ページ、117ページの備品購入費、軟骨伝導集音器、すみません、その辺りお願いします。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） こちらはですね、普通の骨伝導と違って、軟骨を伝導するという形で、数年前に近畿地方のとある大学で開発されたものということで、今、全国各地の自治体で導入が進んでおりまして、数日前の新聞には、何か人吉市も導入するような話を書いてあったのですがけれども、穴が開いてないタイプの球状のものを耳のここに引っ掛けるだけでこの軟骨を通して音声として伝わる。ストラップ式で集音器を胸から下げるといった形のものになるので、清掃も楽ですし、衛生的にもいいと。また、中程度まででしかちょっと対応はできないのですがけれども、役場の窓口で大きな声でプライベートなことを話すのはなかなか難しいと、あとは訪問したときになかなか話が通じないときに、それを利用して少しでもですね、それが緩和されればいいかなということで、今回導入を考えたものでございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、軟骨伝導が私知りませんでしたので、そういうものがあるのかと今ちょっと思いましたけれども、要は、窓口とか、使われる方がおそらく少しく耳が遠い方が多いと思いますので、その辺りの利便性とかですね、ああこれはものすごい良かばいということになればですね、今後またいろんな意味での高齢者支援のほうにも一つのデータとして、何かしらそういったのが残ればですね、次なる支援にもつながる可能性があるかなとちょっと思ったものですから、その辺りも含めたところでの備品購入と使用に関してお願いできればと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

教えてください。311ページの委託料で介護予防ケアマネジメント事業費というのがありますが、この委託料はどこに委託をされているのでしょうか。

○議長（那須良策君） 米来主事。

○保健福祉課主事（米来 早君） はい、お答えさせていただきます。

こちらの委託料につきましてはですね、国保連合会のほうに支払いをするものになりますが、委託としましては、ほとんど要支援の方の対応になってきますので、包括支援センターのほうが対応されている分になってまいります。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、もう一つお願いします。その下のまた、すみません、委託料なのですが、介護予防通所事業委託料とそこ3つですね、一番下、認知症予防通所事業委託料、何か違うのですかね。

○議長（那須良策君） 米来主事。

○保健福祉課主事（米来 早君） お答えいたします。

まず、委託料なのですが、介護予防通所事業委託料、一番上の欄のものですが、こちらが毎週木曜日に岩野公民館と石倉のほうで行わせていただいている一般介護予防事業になってまいります。こちらのほうがですね、体を動かすことをメインとしている事業になりまして、一般介護予防事業ですので、村民どなたでも参加できる活動になってまいります。その中段の介護予防支援事業委託料と申しますのが、熊本保健科学大と包括連携協定をさせていただいております、通いの場の体力測定の際に学生のほうと先生と来られてですね、体力測定をする際の委託料というふうになっております。その下の認知症予防通所事業委託料につきましては、こちら毎週火曜日に開催させていただいている事業になります。こちらのほうが認知症予防のほうに特化した事業となっております、脳トレパズルであったりとか、いろんな脳トレのほうをメインとして、合わせて身体も動かしつつ介護予防を図るための一般介護予防事業というところになっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい。介護予防ということでとてもいいことだと思いますけれども、金額が去年よりも少し上がっているのは、回数が増えるとか、指導者の方が増えるとか、何かそういう感じでしょうか。

○議長（那須良策君） 米来主事。

○保健福祉課主事（米来 早君） お答えいたします。

こちらのほう委託料増額の理由ですが、一番に出てきますのが、やはり近年の物価高騰等に伴います人件費等も高騰していることからの人件費の高騰もございまして。それと介護予防通所事業委託料につきましてはですね、来年度から送迎の委託のほうをちょっと業者さんのほうに入れさせていただいておりますので、それでプラス66万円ちょっと増額しているというところから、こちら経費のほうが増額しているというところになっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） すみません、何回も。その送迎をするという方は大体何人ぐらい、どのあたりからどういうふうを集めていらっしゃるのですかね。

○議長（那須良策君） 米来主事。

○保健福祉課主事（米来 早君） お答えいたします。

送迎をする地域は、こちらの介護予防通所事業、通称元気クラブというのですがけれども、元気クラブに参加されているほぼ全員の方送迎対象となっていますので村内全域の方になってまいります。ですので、今参加が大体25、6名程度ありますので、そちらの方をカバーするように送迎のほうをお願いするということになってまいります。

以上です。

○3番（小川 恵君） はい、わかりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 28ページでございますけれども、生活困窮者就労支援準備事業費等補助金が予算措置されておりますけれども、こちらどのような事業内容となっているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（那須良策君） 杉野主事。

○保健福祉課主事（杉野彩美君） お答えいたします。

こちらの補助金につきましては、人吉の社協に委託しています人吉の成年後見センターの委託料に充当する分の補助金になります。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） こちら予算措置、昨年は県支出金のほうに措置してありましたが、本年は国庫補助金のほうに予算措置してあるようでございます。所管窓口とか何か制度に変更があったのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） こちらにつきましては、今年度から経費が変更になって、この補助にのせてやるという形になっております。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 131ページのほうに保健衛生総務費の中で病院群輪番制運営事業補助金が昨年は予算措置してあったかと思いますが、本年は予算計上があつてないようでございますが、そちらについてお尋ねしたいと思います。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） こちらのそれぞれの市町村の輪番制で事務局が回っておりまして、事務局市町村がそれぞれの町村からの負担金を受け入れて補助するという形になっております。前年度は水上村が当番ということですがけれども、来年度

はまた当番町村が変わりますので、次年度からは補助金じゃなくて負担金の支出になるということになります。

以上です。

○2番（杉野貴文君） わかりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい、7番です。

社会福祉協議会補助金についてお伺いします。来年度予算を社協から上がってきて補助金を組むのでしょうか。それとも、昨年の、昨年というか、今年度の実績に伴って補助金を組むのでしょうか、どちらですか。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうから決算の見込みをされまして、それを基に来年度の事業を組み立てられ、社会福祉協議会からの要望に応じてうちが予算を計上するという形を取っております。

以上です。

○議長（那須良策君） 7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） その予算の査定の中です、相手業者とのちゃんとした打ち合わせができていかどうか確認しているのかどうか、お伺いします。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） そちらまでの確認は行っていないというのが現状であります。社会福祉協議会、独立した社会福祉法人ということでもありますので、法人の中でそういったことはされるというふうにこちらでは考えております。

以上です。

○議長（那須良策君） 7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） これ途中でもし予算が足らなくなった場合、補正とかが後から上がってくる場合もあるのですかね、補助金の請求が。

○議長（那須良策君） 幸野保健福祉課長。

○保健福祉課長（幸野一樹君） 事業の内容によりまして社会福祉協議会が別から補助をもらうというものもあるかと思えますけれども、基本的には、例えば、人件費の高騰分であって社会福祉協議会で手立てができない分についてだったりとか、うちが委託でお願いしている分の人件費高騰によって、その委託の事業ができないという場合の補正というのはこれまでもあっているものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。

これで保健福祉課関係の審議を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を2時30分とします。

-----○-----

休憩 午後2時11分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

続いて、産業振興課関係の審議を行います。

説明を求めます。

田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 産業振興課関係でございます。座って説明をさせていただきます。

産業振興課関係予算でございますけれども、村有林、農業振興、商工業合わせまして5億360万4,000円の歳出予算でございます。

まず、事項別明細、歳入でございますけれども、各事業に伴います補助金、受託事業収入が主なものでございます。

予算書の38、39ページを御覧ください。17款2項2目生産物売払収入といたしまして村有林崩尾団地の間伐、山ノ田団地、魚帰団地等の主伐に係ります収入等2,117万円を計上しております。

歳出でございます。

62ページ、63ページをお願いいたします。2款1項3目村有林管理費につきましては、村有林の管理に伴います会議等への出張旅費、消耗品等の事務費等の経費、各種協議会の負担金のほか、担当職員向けのアレルギー対策補助金を計上しておりますが、役務費の森林保険料につきましては、管理しております村有林について火災や気象災害が発生した場合の損害の補填のための保険料でございます。本年度は152万3,000円を計上しております。

次の公用車管理費でございますが、公用車1台分の燃料代や修繕料、車検等の維持管理経費でございます。

64ページ、65ページ、村有林直営管理事業でございます。これにつきましては、村が単独で実施します作業や修繕、整備などの費用について計上しております。委託料としまして村有林内の支障木の伐採、整備事業委託、村有林素材生産委託として宮田団地の危険木の伐採、汗の原、野々平団地のクヌギの伐採を計画しており

ます。

続きまして、森林環境保全整備事業でございますが、委託料としまして湯山の矢立原、崩尾、江代の千ヶ平の3団地の下刈りの経費、また、岩野の山ノ田団地におきまして枝打ち、湯山の崩尾団地の利用間伐、10.26ヘクタールの実施を予定をしております。これらの事業の財源につきましては、予算書34、35ページの一番下でございます林業費補助金の森林環境整備事業補助金1,094万6,000円を見込んでいるところです。

歳出戻っていただきまして、森林整備センター造林事業につきましては、委託料といたしまして岩野の坂下第1団地の保育間伐、湯山の津野でございます平谷団地の作業道整備を予定しております。財源につきましては、42、43ページでございます21款諸収入の4項5目造林事業受託事業収入にて森林総合研究所造林事業受託収入として収入をいたします。

続きまして、ページ飛びまして146ページ、147ページをお願いいたします。6款1項1目農業委員会費でございます。農業委員会費につきましては、職員1名分の人件費、事務局費といたしまして農業委員7名と農地利用最適化推進委員5名分の報酬、会議等の費用弁償及び旅費、事務消耗品費及び食糧費、通信運搬費といたしまして農業委員会で管理しておりますタブレット等の通信費を計上しております。

また、水田管理システム等の保守経費、使用料及び賃借料といたしましてシステムを使用するためのパソコン及びタブレットの使用料、各種協議会の負担金を計上しているところです。

農業者年金受託事業費につきましては、会計年度任用職員の人件費等の事務経費、農業振興地域整備事業費、農地保有合理化促進業務受託事業につきましても事務に要します経費を計上しております。

次に、機構集積支援事業では、農地集積業務で雇用いたします会計年度任用職員の人件費が主なものとなります。これにつきましては、予算書34ページ、35ページの4目農林水産事業費補助金の農業費補助金で163万8,000円の収入を見込んでいるところでございます。

次の152ページ、153ページでございます。農業担い手育成対策事業で旅費、需要費、使用料などの事務経費と村内認定農業者29件で組織いたします認定農業者会への助成金6万円を計上しております。

なお、農業委員会活動の財源といたしましては、県の補助金及び業務委託事業収入をそれぞれ充当することとしております。

続きまして、2目農業総務費につきましては、職員3名分の人件費、事務に要し

ます経費、公用車1台分の燃料代、修繕料等の経費であります。

154ページ、155ページの公営企業会計繰出金につきましては、建設課所管でございます。

続きまして、3目の農業振興費です。農業振興に係ります事務経費及び球磨農業活性化協議会や熊本県野菜振興協会など各種農業振興関係協議会への負担金、物価高騰対策といたしまして、先の全員協議会で説明いたしました、施設園芸燃料高騰対策事業補助金を計上しております。

次の経営所得安定対策事業につきましては、事務経費のほかに村で設置しております農業再生協議会に交付しております経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を計上しております。

歳入につきましては、予算書34ページ、35ページの4目農林水産事業費補助金の1節農業費補助金に経営所得安定対策直接支払推進事業補助金を計上しております。

続きまして、果樹振興対策でございますが、栗の振興を図ることを目的といたしまして新植、剪定に対して支援します果樹振興総合補助金を今年度も計上しております。

その下、農業後継者対策事業の負担金補助及び交付金といたしまして、JAくま水上青壮年部への助成金、めくっていただきまして、国の新規就農者関係補助に該当しない場合に交付いたします産業担い手支援事業補助金、本年度、新規就農者によります国の新規就農者育成総合対策交付金1名分を計上しており、今後も後継者の取組を支援してまいります。

中山間地域活性化対策事業では、報償費といたしまして昨年度から実施しております新たに耕作面積の拡大を行う担い手に対しまして交付します水上村担い手規模拡大奨励金、負担金補助及び交付金といたしまして、獣類被害防止資材整備補助金、農業用廃プラスチック類適正処理補助金等の予算についても引き続き計上し、認定農業者等を対象としました産業振興施設等整備事業補助金1,500万円を計上いたしております。これにつきましては、全員協議会で説明いたしましたとおり、対象者は認定農業者及び認定新規就農者、所得に応じまして補助率を75%または50%で限度額を設けて実施することとしております。

続きまして、中山間地域等直接支払制度事業費でございますが、令和7年度から1期5年の6期目ということになります。事務を行います会計年度任用職員の経費及び消耗品費や郵便料、コピー料等の事務経費、本体の中山間地域等直接支払交付金といたしまして、令和6年度実績を勘案して計上しておりますが、7月末をめどに取り組む集落や面積、取り組む内容により集落と村とで協定を締結することとな

ります。

その下から次のページにかけまして環境保全型農業直接支援対策事業費ですが、有機農業に取り組む農家を支援します交付金といたしまして、環境保全型農業直接支払交付金を計上しております。これにつきましては、3団体に対しまして10アール当たり1万4,000円の145万3,000円の交付を予定しております。

次の多面的機能直接支援対策事業費におきましては、第3期目となり、中山間地域等直接支払制度事業と同じく、令和7年度から新たに集落と村とで協定を締結し、実施することとなります。旅費及び消耗品等の事務に要します経費及び農地維持に取り組まれる多面的機能支払交付金といたしまして507万7,000円を計上しております。

次のスマート農業普及事業費でございますが、湯山地区と岩野地区にそれぞれ設置してございます気象情報配信システムの保守点検及び機器の一部取り換えを行いますので、それに伴います経費を計上いたしております。

旧岩野小学校利活用事業費につきましては、包括連携協定を締結しております株式会社ハンモの水耕栽培を協議中ございまして、施設の維持管理費を計上し、水耕栽培が始まれば経費の一部を実費精算することとしております。

支弁分を予算書44ページ、45ページの雑入として収入をいたします。

続きまして、4目の畜産事業費につきましては、畜産振興対策費といたしまして2か月に1回実施しております村の子牛品評会や球磨管内での連合品評会など各種品評会等への報償費、次のページの負担金補助及び交付金といたしまして、県の畜産協会などの各協議会等への負担金及び補助金等の経費について計上しております。子牛自家保留補助金につきましては8頭、受精卵移植補助金が6頭、家畜導入事業補助金が10頭分を計上しております。家畜導入事業におきましては、令和7年度から蓄協有、農協有の区分をなくし実施することとしております。繁殖農家給付金につきましては、全員協議会において説明したとおり、物価高騰対策で実施するもので、令和6年4月から令和7年3月分の出荷に対し、1頭3万円の給付金を支出するものです。

次の畜産センター管理費につきましては、畜産センター管理に係る光熱費及びトイレ清掃業務委託などの経費を計上しております。

続きまして、5目の農業基盤整備費の村単独土地改良事業費につきましては、村で単独実施しております農道及び小規模土地改良事業に対します補助金70万円を計上しております。

次の農業基盤整備費でございますが、岩野地区の土地改良事業に係ります報酬、費用弁償、162、163ページ、委託料といたしまして、湯山地区内の区画整理

計画によります県営湯山地区経営体育成等促進計画書作成業務委託料、高澄溝の用水路改修によります高澄溝地区用水路改修工事測量設計業務委託料を計上しております。

負担金補助及び交付金につきましては、県営岩野地区農業農村整備事業負担金及び湯山地区の事業計画作成として県営湯山地区の農業農村整備事業負担金を計上いたしております。

高澄溝地区用水路改修工事測量設計業務委託と県営岩野地区農業農村整備事業負担金につきましては、財源といたしまして、受益者負担金につきましては、予算書22、23ページの13款1項1目の分担金を計上し、岩野地区の村負担金については、46ページ、47ページの22款1項2目の農林水産業債で過疎対策事業債を活用し、受益者分担金と合わせて県に支払うこととしております。

続きまして、166ページ、167ページをお開きください。2項林業費、1目の林業総務費につきましては、職員1名分の人件費と事務に要します経費、建設課所管の公営企業会計繰出金の予算を計上しております。

168ページ、169ページ、2目の林業振興費でございます。林業振興対策費では、社団法人熊本県林業公社会費等各種協議会への負担金、緑の少年団への助成金、有害鳥獣捕獲隊への助成金、椎茸乾燥機等の特用林産資材導入に対します補助金、椎茸等の種菌購入補助金、担い手対策といたしまして林業従事者育成強化事業補助金を計上しております。また、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策補助金につきましては、鳥獣被害防止計画を基本に捕獲を実施してまいるところです。

次に、豊かな水と未来に残す山づくり事業でございますが、県の補助事業でございますくまもと間伐材安定供給対策事業補助金を活用いたしまして、24.1ヘクタールの間伐の際の材の搬出経費への補助金について予算を計上いたしております。

次の鳥獣害対策支援事業につきましては、罟の購入や狩猟免許への補助、また、鳥獣の止め刺し用資材の導入に対する補助など、捕獲隊員の人員と安全の確保を継続する予算を計上しております。

続きまして、森林環境譲与税を財源として活用します森林環境推進事業につきましては、事務に要します費用と森林資源情報等管理システムの保守、委託料等を計上しております。

170ページ、171ページ、負担金補助及び交付金といたしまして九州電力と協力して実施します送配電線の風倒被害を防止するための事前伐採負担金を200万円。間伐推進事業補助金につきましては、村の木材業者認定事業体を実施します間伐事業の経費1立方メートル当たり4,500円を助成する予算を計上しております。

次に、森林環境譲与税基金積立金でございますが、令和7年度といたしまして7,587万2,000円を計画しております。

その下の森林適正管理事業といたしまして、村有林・民有林と合わせて管理・監視を行う森林監視員の会計年度任用職員の人件費、事務的経費を計上しております。

負担金補助及び交付金といたしまして、監視員用のアレルギー対策補助金についても引き続き実施いたします。

3目林道維持管理費の負担金補助及び交付金につきましては、172ページ、173ページ、村単独で実施しております作業道整備事業の補助金につきまして1件分の予算を計上しております。

その他の費用につきましては、建設課所管でございます。

次に、ページの下のほう、3項1目の水産業費におきましては、放流に係るヤマメ稚魚代の経費について計上させていただいております。

174ページ、175ページ、7款1項1目商工総務費につきましては、職員1名分の人件費、176ページ、177ページですが、公用車2台分の燃料費、車検等の維持経費でございます。

2目の商工観光費ですが、商工関係に係ります経常経費、負担金補助及び交付金といたしまして、水上村商工会への一般助成金、商品券発行事業助成金を例年どおりお願いし、産業担い手支援事業補助金1名分、産業振興施設等整備事業補助金につきましては、農業振興費と同じく所得に応じて補助率を75%、または50%で限度額を設けて実施するものでございます。宿泊業・食品製造業燃料高騰対策事業補助金についても、全員協議会で説明いたしましたとおり、物価高騰対策で実施するものでございまして、燃油1リットル当たり15円を補助するものでございます。

貸付金につきましては、昨日の定例会、議案第24号で可決いただきました2,000万円を商工会員の借入資金として預託を行うものでございます。

3目の観光費です。観光推進費といたしまして、例年行っております市房山遭難事故防止対策会議や観光事務に係る経費、178ページ、179ページですけれども、負担金補助及び交付金といたしまして、熊本県観光連盟負担金等加入しております協議会等の負担金と江代地域農産物加工施設の維持に係る助成金を計上しております。

観光宣伝対策費といたしまして、観光PRに係る経費、パンフレットの印刷費、広告料等を計上し、180ページ、181ページですけれども、熊本日新聞が発信しますふるさと通信を委託して実施しております。

観光物産展会場使用料は、熊本市のびふれす広場の借上料です。

森林セラピー基地推進事業費につきましては、セラピーロードの修繕料と維持管

理に係る経費を計上し、ガイドを担っておられますトレッキング部会の定例会に参加しながら実施をしております。

182ページ、183ページをお願いいたします。5目桜の里事業費ですが、桜の里公園施設管理費といたしまして、桜の下払い等維持管理をお願いします作業員の賃金、各施設の光熱水費等を計上し、公園の修繕といたしまして1,405万3,000円を計上しております。

委託料につきましては、公園の除草や施設の点検、トイレの管理を公園管理委託料として計上し、桜管理委託料として桜の除草や肥料の散布、桜の伐採、新植に係る費用をお願いしております。苗木代を原材料費として計上し、備品購入費として公園管理用のブローワーを購入したいと考えております。

以上でございますが、予算の概要といたしまして、令和7年度予算事業施策説明書の27ページから28ページにかけて記載しておりますので、後もって御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で、産業振興課関係の説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

桜の新植についてお尋ねします。今回、総合計画もまた新たに提出されておりました、その中にアンケートや座談会等で日本一の桜の里の復活をぜひという話が出ていたように思います。昨年度の桜に関する予算と比べて、今年度の予算もさほど増減ないような気がしております。今の状況で復活までに何年かかるのでしょうか。お尋ねします。

○議長（那須良策君） 江崎参事。

○産業振興課参事（江崎邦臣君） お答えいたします。

現在ですね、令和5年から桜の改植ということでスタートさせていただいているところでございます。今年度の改植は、伐採が40本、植栽が100本行っております。来年度につきましてもおおよそ同規模で進めたいと考えておりました、ダムの周辺見ていただくとわかりますように、過去に植えた桜がだいぶ育ってきている状況でございます。来年、再来年ぐらいになりますと咲く花も大きく出てくるのではないかと考えているところでございます。その段に至りまして、伐採のほうを大きく進めさせていただければということで考えております。というのが植えた桜についてですね、古い桜がありますと、生育の妨げになったり、要は、隣の木に遠慮してきれいな形で育たなかったりということが出てくるわけございま

す。そういった伐採のほうに2年後ぐらいから入っていききたいなということで考えております。そういったことを進めていって、こういった桜の生育も進んでいくわけでございますけども、今植えているジンダイアケボノという品種は桜が咲くまでに植栽から大体3年っていいですけど、3年経てば大体花が咲くと言われておるのでございます。なので、今年植えたのが大体3年後に、2年生で植えていますので、早ければ来年、その次の年ぐらいには咲いてくるところでございます。伐採も含めるとどの程度が現状回復なのかちょっとわかりませんが、おおよそそう見られるように、ダムがきれいに見えるようになるまでに8年ぐらいはかかるのではないかなということで考えております。こういったスケジュールにしましては、大きく桜を切ってしまうとなかなかですね、景観的な問題もございまして、伐採の本数にもいろいろ配慮しながら進めておるところでございますので、しばらくは御辛抱いただく期間がそのくらいかかるのかなというところで考えております。ただ、すみません、見込みでございますので、当然事業の進捗によってはもう少しかかることもございますので、御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 少しでも早い復活を望みますので、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとですね、159ページ、環境保全型農業直接支払交付金、3団体と言われたような気がするのですが、それは有機農業を行うところを言われたような気がするのですが、有機農業はどの程度までの有機農業を有機農業と言われているのかを教えてください。

○議長（那須良策君） 岡本主幹。

○産業振興課主幹（岡本孝雄君） はい、私のほうからお答えさせていただきます。

環境保全型農業直接支払制度につきましては、説明がありましたとおり3団体、水上村良質米生産部会、それから水上村有機農業普及会、それからMOA湯前自然農法普及会、その3団体で取り組んでいただいております。

質問にありましたどこまでというところでございますけれども、基本的に化学肥料がないもの、それから、5割軽減されたもの、減農薬、そういったものの堆肥の施用であったり肥料、そういったものを取り組んだ者に対して交付するというものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 減農薬米といいますのは、私たちが以前から周知されているの

が3回までの農薬散布だったら減農薬でいけますよという話を聞いておりましたが、そういう関係じゃないのですか。どれを基準に減らしているのかというところを教えてください。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 制度上ですね、減農薬といいますのは、農薬といいますのは、いろいろ商品がございますけれども、商品によって中身の成分が1成分であったり、2成分であったり、3成分であったりということで、いろいろと違います。作物によってその成分をですね、10成分まで使っているんですよとか、20成分まで使っているんですよとかいうことで、熊本県で決まりがございます。その範囲内の2分の1ということで、確か水稻でいいますと19成分だったかと思います。19成分の半分というところで、作物によってこれ違いますけど、今の水稻の例ですけれども、そういうふうに決まっております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） その3団体の方の間違いなく有機農業で生産されたものかというの、検査とかはされていますか。

○議長（那須良策君） 岡本主幹。

○産業振興課主幹（岡本孝雄君） はい、毎年1月にですね、実施状況報告、2月末までに県のほうに報告する必要がございますので、1月入ってからですね、生産者の方に実施状況報告を出していただいて、その中で昨年の内容のほうをですね、肥料の内容、そういったもの、それから作業日誌等で田おこしからですね、その時に肥料を入れた内容、そういった成分辺りを確認させていただいております。ですので、確認というふうななかでいきますと、昨年の6月とかですね、そういったところから現場を見ながらですね、ちゃんときちんと施業してあるかどうかを現地で確認しながら1月に書類で最終的に確認して検査を行うという形でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、そこに関してはですね、私たちがイチゴに関して生産履歴というのをJAのほうに提出しております。これは私たちの分は、JAから農薬購入したのを調べたら一発でわかるので、おそらく皆さん正直に申告されているというのを信じたいと思います。

一つですね、私がちょっと湯山地区のほうで問題になっているのが、ジャンボタニシです。それに取り組みされている方はもう数年前から自分の水田にジャンボタニシがいるのに気づいておられるのですが、私たちは2年ぐらい前だったですかね、

入ったようだ。私たちの水田には入ってないのですが、その方の田んぼにはもう数か所入っております。何枚かは。駆除したらといっても、駆除はされません。多分その有機農法のための除草に対してはですね、植え付けた苗さえ食べられなければ、大きくなったらもう本当逆に除草効果はものすごくあるので有効なのですが、やはり全国的にジャンボタニシというのが問題になっておりまして、ある地区では、何か違約金というか、反則金のようなものを取るよというところも出てきているようです。自分の田んぼだけで収まれば問題ないのですが、どうしてもやっぱり水が流れておりますので、これから先、下のほうに広がっていかないか心配しているところです。今はまたジャンボタニシに対する罟等も出ておりますので、今後問題が出た際にはですね、そういう手立てをお知らせできるように、ちょっとそういう情報も役場のほうでも持っただけいただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、4番です。幾つかお願いします。

157ページの新規農業者育成総合対策交付金1名分の予算計上されておりますけれども、これは昔の青年農業給付金の150万円の5年間の支払いというか、それでよろしかったでしょうか。

○議長（那須良策君） 岡本主幹。

○産業振興課主幹（岡本孝雄君） はい、杉野議員おっしゃいますとおり、昔でいう青年就農給付金の事業でございますが、現在はですね、最大3年間ということでございます、年150万円の3年間という形と、その残りがですね、この一応予定では、施設整備関係の補助もこの中に含まれておりまして、375万円含まれております。それと合わせまして525万円となっております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） これは一括払いでよかったですかね。

○議長（那須良策君） 岡本主幹。

○産業振興課主幹（岡本孝雄君） 給付金につきましては、3回、そして、施設整備事業については1回きりでございます。

○議長（那須良策君） 産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） 7年度の予算につきましては、従来の青年就農給付金にあたる経営の分がですね、150万円と、施設整備にあたります助成の部分の交

付金が375万円、合わせて525万円ということになります。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 169ページの鳥獣対策支援事業の中でワナ類がいくつかあがっておりますけれども、この取得というのは何歳から取得でしたか、教えてください。

○議長（那須良策君） 田代産業振興課長。

○産業振興課長（田代浩幸君） すみません、正確にはちょっとあれですけれども、おそらく罾については制限がなかったものと記憶しております。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 猟銃というのかな、何ていうのかな、鉄砲か、鉄砲はまた別として、罾のですね、昨日、一昨日テレビであって、多分高校生当たりが取得して、その地域に貢献したということであったものですから、実際、何歳からかなと思って、今聞いてみました。

それとですね、184ページのトイレ清掃委託料というのがないのですが、これ桜管理委託料の中に含まれていることでよかったですでしょうか。

○議長（那須良策君） 江崎参事。

○産業振興課参事（江崎邦臣君） トイレ管理委託料と浄化槽の管理委託料とか去年は説明が複数分かれておりましたけれども、そういったものを全て公園の管理委託でございまして、整理させていただきまして公園管理委託料の中に集約させていただいております。

以上でございます。

○4番（杉野久志君） はい、わかりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 159ページですけれども、旧岩野小学校利活用事業費、こちらのほう財源といたしまして諸収入142万9,000円が充当されておりますけれども、こちら株式会社ハンモ、先方との負担割合もあるかと思いますが、この積算の算定根拠についてお尋ねしたいと思います。

○議長（那須良策君） 赤城主事。

○産業振興課主事（赤城隼也君） お答えいたします。

支弁分につきましては、6月から施設整備を計画されておまして、6月からの10か月分ですね、電気料と警備委託料のうち、警備の分として計上しております。以上です。

- 2番（杉野貴文君） はい、わかりました。
- 議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。
- 6番（荒嶽 晋君） 湯山地区の区画整理等計画作成が上がっております。事業に対する負担金も上がってきておりますが、今年から作成に入られて、いつ頃から実施するものか、計画がありましたらお伝えください。
- 議長（那須良策君） 赤城主事。
- 産業振興課主事（赤城隼也君） はい、お答えいたします。
7年度測量設計業務委託を発注いたしまして、8年度、9年度で工事の実施を計画しております。
以上です。
- 議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。
- 6番（荒嶽 晋君） 場所はどこからどこをやるあれなのですか。
- 議長（那須良策君） 赤城主事。
- 産業振興課主事（赤城隼也君） 主に宮原の農地から下流の覚井のほうに降りていく用水路を全体的に改修する計画でございます。
以上です。
- 6番（荒嶽 晋君） 了解です。
- 議長（那須良策君） ほかにありませんか。
5番、山崎隆浩君。
- 5番（山崎隆浩君） はい、5番。山崎です。
ちょっと教えてください。聞き漏らしたと思います。159ページになります。説明では、多面的機能直接支援対策事業費のところの説明だったと思いますが、中山間地のあそこでもあたっかなと思います。村と協定を結ぶというようなことで、過去あまり聞いたことなかったなと思ったのですが、これは村独自のお話ということでしょうか。
- 議長（那須良策君） 岡本主幹。
- 産業振興課主幹（岡本孝雄君） これはですね、現在の第5期が3月31日までの事業期間ということで、4月以降から新しく手続きをふまなければいけないのですが、現在も一応国の制度の中で事業計画だったりというものをですね、その内容を市町村長に、村長のほうに申請して協定を結ぶという形の手続きがありますので、そのことでの説明でございます。
以上でございます。
- 議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。
- 5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。

あと1点、2点ほどお願いします。

171ページ、ここの森林適正管理事業のところの会計年度任用職員の人件費というところで、前年度よりも約倍近く、倍までいってないか、380万円、前年度が、となっておりましたが、ここは人数が増えて、1人増ということによかったですか。

○議長（那須良策君） 岡本主幹。

○産業振興課主幹（岡本孝雄君） はい、議員おっしゃるとおり、去年は2名というところをですね、1名増やしまして3名分の計上という形でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） これもう就任されている予定はもう決定しているということでしょうか。

○議長（那須良策君） 岡本主幹。

○産業振興課主幹（岡本孝雄君） すみません、現在、令和6年度のほうでも募集をかけておまして、2名のうち1名の方に勤務をいただいております。その方につきましてはですね、令和7年度以降もという形で考えておるところでございますが、残り2名の方につきましては、また、令和7年度に入って募集のほうをさせていただきたいというふうに改めて思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。

もう1点すみません。179ページの負担金補助及び交付金の下のところですが、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金というところで、負担金の額が前年度530万円に対して、今年度約118万円ということで、この減額になった要因を少し教えてください。

○議長（那須良策君） 江崎参事。

○産業振興課参事（江崎邦臣君） 人吉球磨観光地域づくり協議会負担金でございますけども、今年度はデジタル田園都市国家構想交付金というものをですね、国のほうからいただきながら、水害復興再生プロジェクトという事業を実施してまいりました。これがですね、令和6年度で終了するというところで、それに伴う補助金の減によるものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。

最後に1点、申し訳ございません。181ページ、これは森林セラピーの事業ですね、森林セラピーロードの修繕料ということで30万円計上、前年度も同額の予算計上で、江代のほうの整備をされたということでしたが、今回はどちらを予定されているのでしょうか。

○議長（那須良策君） 江崎参事。

○産業振興課参事（江崎邦臣君） はい、お答えいたします。

こちらの修繕料につきましては、今のところ予定はございませんけども、流し時ですね、災害等で過去には2号目の橋が流されたこともございます。こういった有事の際の修繕対応のために予算をいただいているものでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 青山学院の効果でもかなり注目を本村浴びております。こういったところで本村に来村される方も多くなるのかなって考えると、やはり市房山、そして、森林セラピー等々ですね、そういった村の環境コンテンツに関しては、少しシビアになってもいいのかなというような発想もございます。森林セラピーに関しては、推進をされる方々もおられますので、そのあたりと協議してという話ではありましたが、できるだけそのあたりの環境整備等々は少し重点的に行っていただければ、来られる方も喜ばれるというか、きちんとした場所ですので、ぜひともその辺りの推進をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

1番、成尾和英君。

○1番（成尾和英君） はい、1番、成尾です。

教えていただきたいのですが、149ページの普通旅費が284万2,000円とあがっているのですが、こちらはどこか研修か何か行かれる予定であげられているのでしょうか。お願ひいたします。

○議長（那須良策君） 打越主事。

○産業振興課主事（打越理瑛君） はい、お答えいたします。

農業委員は2年目から3年目にかけてまして県外のほうで研修をすることになっております。令和7年度は2年目から3年目になる年ですので、県外のどこかで農業関係の研修を予定しております。そのための増額になっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 1番、成尾和英君。

○1番（成尾和英君） はい、ありがとうございます。

もう1点ちょっと教えていただきたいのですが、183ページ、こちらの修繕料で1,400万円ほど上げられていますけれども、これはどちらの修繕になるのでしょうか。

○議長（那須良策君） 江崎参事。

○産業振興課参事（江崎邦臣君） こちらの修繕料の増額の大きな要因でございますけれども、ほいほい広場の遊具、むささび君と滑り台、こちらですね、木部のほうがものすごく傷んでおりますので、そちらの修繕をちょっと大がかりというか、全面的にやらせていただけないかというところでの増額でございます。

○議長（那須良策君） 1番、成尾和英君。

○1番（成尾和英君） 確かに、ほいほい広場の遊具はだいぶ傷んでいるというのも前から言われたので、今回、こうやって増額されると、また遊びに来られている方も楽しく遊べるのだらうなと思いますので、これからもよろしく願います。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで産業振興課関係の審議を終わります。

お諮りします。

本日の会議をこれで延会したいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

次の会議は明日7日午前10時といたします。

本日の会議はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後3時24分

水上村議会定例会会議録

令和7年3月7日（金）開会

水上村議会

令和7年第1回水上村議会定例会会議録（第3日）

令和7年3月7日

午前10時 開 議

於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 議案第32号 令和7年度水上村一般会計予算
日程第2 議案第33号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
日程第3 議案第34号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
日程第4 議案第35号 令和7年度水上村介護保険特別会計予算
日程第5 議案第36号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計予算
日程第6 議案第37号 令和7年度水上村簡易水道事業会計予算
日程第7 議案第38号 令和7年度水上村下水道事業会計予算
日程第8 議員派遣の件について
日程第9 継続審査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 成 尾 和 英 君 | 2番 杉 野 貴 文 君 |
| 3番 小 川 恵 君 | 4番 杉 野 久 志 君 |
| 5番 山 崎 隆 浩 君 | 6番 荒 嶽 晋 君 |
| 7番 米 本 宗 徳 君 | 8番 那 須 良 策 君 |

3. 欠席議員（0人）

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 加 藤 康 君 総務課課長補佐 信 國 俊 輔 君

5. 地方自治法第121条第1項の規定により事件説明のため出席した者の職氏名（21名）

村 長	中 嶽 弘 継 君	会 計 管 理 者	西 本 克 幸 君
総 務 課 長	田 代 浩 章 君	教 育 長	原 崇 君
建 設 課 長	甲 斐 敦 君	係 長	西 野 亮 君
主 事	杉 野 直 輝 君	主 事	工 藤 晃 介 君
主 事	大 手 英 右 君		
地方創生推進課主幹	那 須 裕 平 君	参 事	岩 崎 亮 君

参	事	椎	葉	真	珠	美	君	主	事	中	村	優	奈	君
教	育	堤	田	江	美	子	君	参	事	椎	葉	睦	美	君
参	事	椎	葉	正	和	君	主	主	事	藤	田	美	空	君
主	事	角	田	若	葉	君	主	主	事	黒	木		諒	君
税	務	西	本	克	幸	君	保	健	福	幸	野	一	樹	君
産	業	田	代	浩	幸	君	祉	課	長					
振	興													
課	長													
課	長													

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） おはようございます。全員おそろいでございます。

本日の会議を開きます。

引き続き当初予算審議に入ります。

建設課関係の審議を行います。

説明を求めます。

甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） おはようございます。建設課でございます。それでは、令和7年度建設課所管当初予算審議、よろしく願いいたします。まず、一般会計から御説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

当初予算書132、133ページをお願いいたします。中ほどになります。4款1項1目保健衛生総務費、27節繰出金につきましては、公営企業会計への一般会計繰出金2,852万1,000円でございます。

飛びまして、142、143ページをお願いいたします。下段になります。4款1項4目環境衛生費でございます。18節負担金補助及び交付金のうち、合併処理浄化槽関係につきましては建設課所管でございます。負担金につきましては、熊本県合併処理浄化槽普及促進協議会に対する負担金の予算計上でございます。

144、145ページをお願いいたします。上段になります。合併処理浄化槽設置整備補助金につきましては、合併処理浄化槽5人槽の設置に対しまして、1基当たり63万円の補助、3基分の予算計上でございます。合併処理浄化槽維持管理補助金につきましては、下水道処理区域以外に設置されております99基の合併処理浄化槽設置者に対する維持管理補助金の予算計上でございます。古川地区生活環境整備事業補助金につきましては、古川地区17世帯の合併処理浄化槽の維持管理に要する費用に対する補助金の予算計上ございまして、財源につきましては、古川地域開発基金を充てることといたしております。

下段になります。6目水環境整備事業費でございます。18節負担金補助及び交付金でございますが、令和7年度新規事業でございます水道凍結防止水栓設置補助金ございまして、716戸の要望を見込みまして286万4,000円の予算計上でございます。

146、147ページをお願いいたします。一番上段になります。簡易給水施設整備補助金につきましては、要望調査を行いました結果、令和7年度におきましては、要望がございませんでしたので予算費目のみの計上でございます。

飛びまして、154、155ページをお願いいたします。上段になります。6款1項

2目農業総務費、27節繰出金につきましては、公営企業会計への一般会計繰出金3,118万9,000円でございます。

飛びまして、予算書162、163ページをお願いします。6款1項6目地域土地改良事業費につきましては、熊本県土地改良事業団体連合会への負担金でございます。

166、167ページをお願いします。下段になります。6款2項1目林業総務費、27節繰出金につきましては、公営企業会計への一般会計繰出金608万2,000円でございます。

予算書170、171ページをお願いします。下段になります。6款2項3目林道維持管理費でございます。1枚めくっていただきまして172、173ページをお願いします。村で管理しております林道27路線の維持管理経費を予算計上させていただいております。主なものとしまして、林道維持管理のための修繕料600万円の予算計上でございます。

4目橋梁維持管理費につきましては、村で管理いたしております林道橋26橋のうち、健全度Ⅲ以上の5橋梁につきまして補修工事を行うことといたしております。工事請負費8,300万円の予算計上でございます。

5目治山費、6目林道舗装事業費、7目林道整備事業費につきましては、予算費目のみの計上でございます。

飛びまして、予算書184、185ページをお願いします。下段になります。8款1項1目土木総務費でございます。職員人件費につきましては、建設課職員の人件費でございます。

186、187ページをお願いいたします。土木総務事務費につきましては、会計年度任用職員1名の雇用に係る経費、土木積算システムリース料などの使用料及び賃借料、また、各種協議会の負担金の予算計上でございます。

188、189ページをお願いします。公用車管理費につきましては、公用車2台の維持管理経費でございます。

27節繰出金につきましては、公営企業会計への一般会計繰出金2,374万9,000円でございます。

続きまして、2項1目道路維持修繕費でございます。例年住民の皆様方に御協力いただいております村道手入れに対します報償費、村道187路線の維持管理のために必要な凍結防止剤や舗装補修材の購入経費及び道路維持修繕料の予算計上でございます。

12節委託料につきましては、昨年同様、村道北目平谷線、白蔵線の2路線につきまして、年間を通しての維持補修業務委託料の予算計上でございます。

190、191ページをお願いいたします。2目道路新設改良費につきましては、令和2年度より県道五木湯前線のう回路として整備をしております村道石舟五本松線、無反野橋の架け替えに伴います橋梁上部工架設の工事請負費7,100万円及び村道岩野横断線道路改良工事に伴います工事請負費7,800万円の予算計上でございます。

3目里道新設改良費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、里道整備に伴います村単独補助金でございますが、調査の結果、要望がございませんでしたので予算費目のみの計上でございます。

4目橋梁維持管理費でございます。12節委託料につきましては、村で管理いたします橋梁につきまして5年に1度の点検が義務づけられておりますので、25橋分の橋梁点検業務委託料1,100万円の予算計上でございます。また、令和6年度補正予算で内示があり、本定例議会補正予算におきまして予算措置させていただきました村道北目平谷線に係る無名橋補修工事に伴います工事請負費の不足分300万円の予算計上でございます。

5目道路舗装費につきましては、令和5年12月定例会議会におきまして村道認定の議決をいただきました村道宮原神揚線の延長400メートルの舗装工事に伴います工事請負費2,200万円の予算計上でございます。

6目災害防止費につきましては、予算費目のみの計上でございます。

続きまして、3項河川費でございます。1目河川総務費につきましては、河川関係2つの期成会への負担金の予算計上でございます。

2目河川整備費につきましては、10節需用費に村管理河川の修繕料100万円、192、193ページをお願いいたします。12節委託料につきましては、県管理河川小川内川の雑草処理に伴います業務委託料50万円、また、球磨川と小川内川の合流点より上流域の国管理河川、球磨川の雑草処理に伴います業務委託料130万円の予算計上でございます。なお、県管理河川雑草処理業務及び国管理河川堤防雑草処理業務につきましては、全額国及び県からの委託金でございます。

続きまして、4項住宅費でございます。1目公営住宅管理費でございますが、村で管理しております39戸の公営住宅及び4戸の特定公共賃貸住宅の維持管理経費の予算計上でございます。主なものとしまして、10節公営住宅修繕料200万円でございます。

2目一般住宅管理費、10節需用費につきましては、88戸の一般住宅の維持管理に伴います修繕料400万円、一般住宅の長寿命化を図るため、岩野宮田団地3棟の屋根塗装に伴います修繕料300万円及び3月末8戸の一般住宅の空きが見込まれますので、住環境の向上のためのリフォーム費用としまして400万円、合わ

せまして1,100万円の予算計上でございます。

3目ふるさとマイホーム建設推進事業費、7節報償費につきましては、ふるさとマイホーム祝金としまして新築7件、増改築7件を見込み、444万円の予算計上でございます。

18節負担金補助及び交付金につきましては、水上村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金は1件を見込み80万円の予算計上、危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金につきましても1件分を見込み20万円の予算計上でございます。

飛びまして、234、235ページをお願いします。11款災害復旧費でございます。1項1目7年災農地等災害復旧費、2目7年災林道施設災害復旧費につきましては、予算費目のみの計上でございます。

236、237ページをお願いいたします。3目6年災林道施設災害復旧費、14節工事請負費につきましては、林道梅木鶴線2か所の復旧費用といたしまして工事請負費1億6,500万円の予算計上でございます。

4目5年災林道施設災害復旧費、14節工事請負費につきましては、令和6年度より事故繰越しいたします林道幸野線災害復旧工事に伴います変更対応予算といたしまして工事請負費3,000万円の予算計上でございます。

5目4年災林道施設災害復旧費、12節委託料につきましては、令和4年台風14号により被災いたしました林道梅木鶴線4か所の実施設計に伴います委託料5,250万円の予算計上でございます。

14節工事請負費につきましては、台風14号で被災いたしました林道梅木鶴線1号箇所、2号箇所の復旧費用及び梅木鶴線10号箇所の令和6年度からの予算組替えに伴います復旧費用、梅木鶴線11号箇所、上米良大平線1号箇所、倉谷線2号箇所につきましては、事故繰越しに伴います変更対応予算といたしまして、合わせまして工事請負費1億1,300万円の予算計上でございます。

6目2年災林道施設災害復旧費でございます。14節工事請負費につきましては、林道梅木鶴線1号から5号箇所の事故繰越しに伴います変更対応予算といたしまして工事請負費2,500万円の予算計上、上米良大平線1号箇所につきましては、令和6年度打ち切り精算した工事の残事業でございまして、再発注に伴います工事請負費2億円の予算計上、上米良大平線5号箇所につきましては、祓川橋の復旧に伴います令和6年度からの予算組替え分でございます。工事請負費1億5,000万円の予算計上でございます。

続きまして、公共土木施設災害復旧費でございます。2項1目7年災公共土木施設災害復旧費につきましては、予算費目のみの計上でございます。

2目2年災公共土木施設災害復旧費、14節工事請負費につきましては、村道片

地横才線道路災害復旧工事に伴います工事請負費1,200万円の予算計上でございます。

238、239ページをお願いします。3項1目7年災単独災害復旧費につきましては、10節需用費といたしまして、補助災害に係らない小災害に対応するための修繕料300万円、12節に補助災害発生時災害査定対応のための測量設計業務委託料300万円の予算計上でございます。

以上が一般会計予算でございます。

続きまして、公営企業会計に移らせていただきます。

右肩番号⑤-1令和7年度水上村公営企業会計予算書をお願いします。

4ページをお願いいたします。議案第37号 令和7年度水上村簡易水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

第1条、令和7年度水上村簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水人口1,783人、年間総給水量25万2,580立米、1日平均給水量692立米を業務予定量として定めております。

第3条、収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出につきましては、16ページの収支明細により御説明いたしますが、予算規模といたしましては、第3条の簡易水道事業費用総額7,265万9,000円、第4条の簡易水道事業資本的支出総額9,444万6,000円を合わせました1億6,710万5,000円とするものでございます。

また、第5条におきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように定め、第6条において、一時借入金の限度額を4,200万円、第7条において、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費665万7,000円、第8条において、一般会計から補助を受ける金額を2,152万1,000円とするものでございます。

16ページ、令和7年度収支明細をお願いいたします。まず、収益的収入でございます。収益的収入につきましては、水道使用料、修繕工事収益、他会計補助金、長期前受金戻入などが対象でございます。6,168万7,000円を計上いたしております。主なものは、水道使用料3,168万円、修繕工事収益30万円、他会計補助金2,152万1,000円、長期前受金戻入789万4,000円の予算計上でございます。

次に、収益的支出でございます。収益的支出につきましては、水道施設の運転管理費、維持補修費、企業債利息、減価償却費などが対象でございます。7,26

5万9,000円の予算計上でございます。主なものは、1項1目17節の委託料におきまして、浄水場ろ過砂洗浄委託料100万円、簡易水道施設電気設備等保守点検委託料150万円、22節修繕費に施設修繕料を300万円、2目26節の材料費に湯山、高澄、本野地区の量水器更新に伴う311か所の水道メーター等購入費146万5,000円、4目の1節から3節及び5節、6節の水道手人件費665万7,000円、4節の水道検針員報酬157万3,000円、17節の委託料につきましては、会計システム保守委託料106万3,000円、水質検査委託料386万4,000円、経営戦略策定業務委託料369万6,000円、5目1節に減価償却費3,648万2,000円、2項1目1節の企業債利息186万3,000円が主な支出でございます。

17ページをお願いいたします。資金的収入でございます。資金的収入につきましては、起債、他会出資金、県補助金などが対象でございます。7,700万円を計上いたしております。主なものは、湯山地区簡易水道施設測量設計業務に伴います簡易水道事業債2,100万円、過疎債2,100万円、岩野地区地下水源試掘業務委託に伴います他会計出資金700万円、湯山地区簡易水道施設測量設計業務に伴います県補助金2,800万円の予算計上でございます。

資金的支出につきましては、水道施設の建設費、企業債元金償還金が対象でございます。9,444万6,000円を計上いたしております。主なものは、湯山地区簡易水道施設の全面改修に向けた湯山地区簡易水道施設測量設計業務委託料7,000万円、岩野地区簡易水道の地下水源確保のための試掘調査業務委託料700万円、企業債元金償還金1,737万1,000円が主な支出でございます。

以上が水上村簡易水道事業会計の説明になります。

続きまして、20ページをお願いいたします。議案第38号 令和7年度水上村下水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

第1条、令和7年度水上村下水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量につきましては、年間排水件数617件、年間総排水量19万8,439立米、1日平均排水量543立米を業務予定量とし、主な建設改良事業として、流域下水道建設負担金480万3,000円、農業集落排水施設整備1億450万円と定めております。

第3条、収益的収入及び支出、第4条資金的収入及び支出につきましては、30ページからの収支明細により御説明いたしますが、予算規模としましては、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業合わせまして、第3条の下水道事業費用総額1億115万6,000円、第4条の下水道事業資金的支

出総額1億5,657万9,000円を合わせました2億5,773万5,000円となるものでございます。

また、第5条において、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように定め、第6条において、一時借入金の限度額を6,720万円、第7条において、一般会計から補助を受ける金額を5,378万6,000円とするものでございます。

30ページの令和7年度収支明細をお願いします。まず、特定環境保全公共下水道事業でございます。収益的収入につきましては、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入などが対象でございます。4,157万6,000円を計上いたしております。主なものは、下水道使用料1,503万2,000円、他会計補助金1,791万3,000円、長期前受金戻入852万4,000円の予算計上でございます。

次に、収益的支出でございます。収益的支出につきましては、下水道施設の運転経費、維持補修費、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、起債利息などが対象でございます。4,157万6,000円を計上いたしております。主なものは、1項1目17節の委託料に、中継ポンプ維持管理委託料68万7,000円、中継ポンプを設置しています5か所についてのマンホール目視調査業務委託料40万円、22節修繕料に施設修繕料150万円、4目17節の委託料に、会計システム保守委託料39万8,000円、経営戦略策定業務委託料123万2,000円、5目1節に球磨川上流流域下水道排水使用負担金1,297万6,000円、6目に減価償却費2,041万4,000円、2項1目1節の企業債利息150万5,000円が主な支出でございます。

31ページをお願いします。資本的収入でございます。資本的収入につきましては、起債、他会計出資金、国庫補助金、加入分担金などが対象でございます。943万6,000円を計上いたしております。主なものは、資本費平準化債360万円、他会計出資金583万6,000円の予算計上でございます。資本費平準化債につきましては、建設改良企業債償還金から減価償却費等長期前受金戻入の差額を差し引いた金額につきましては、平準化債の起債の借入れができますので360万円の借入れを行うものでございます。

資本的支出につきましては、下水道施設の建設改良費、企業債元金償還金などが対象でございます。2,132万6,000円を計上いたしております。主なものは、1項4目1節の流域下水道建設負担金480万3,000円、2項の企業債元金償還金1,647万1,000円が主な支出でございます。

32ページをお願いいたします。農業集落排水事業でございます。収益的収入に

つきましては、下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入などが対象でございます。5,113万4,000円を計上いたしております。主なものは、下水道使用料856万3,000円、他会計補助金3,000万1,000円、長期前受金戻入1,253万1,000円の予算計上でございます。

収益的支出につきましては、集落排水施設の運転管理費、維持補修費、企業債利息、減価償却費などが対象でございます。5,113万4,000円を計上いたしております。主なものは、1項1目及び2目の17節委託料に施設維持管理委託料748万円、22節の修繕費に施設修繕料350万円、4目17節の委託料に企業会計システム保守委託料46万5,000円、経営戦略策定業務委託料123万2,000円、5目に減価償却費2,922万9,000円、2項1目1節の企業債利息183万2,000円が主な支出でございます。

33ページをお願いします。資本的収入につきましては、起債、他会計出資金、国庫補助金、加入分担金などが対象でございます。1億1,614万円を計上いたしております。主なものは、湯山地区及び本野地区の農業集落排水、管路布設工事に伴います下水道事業債2,610万円、資本費平準化債1,050万円、過疎債2,610万円、他会計出資金118万8,000円、国庫補助金として農山漁村地域整備交付金5,225万円の予算計上でございます。

資本的支出につきましては、集落排水の建設改良費、企業債元金償還金などが対象でございます。1億3,283万8,000円を計上いたしております。主なものは、1項1目1節の工事請負費につきましては、湯山地区の集落排水污水管渠を湯山橋から国道388号の桜大橋に迂回する代替ルート整備のための湯山地区農業集落排水管路布設工事3,550万円、本野地区と湯山地区の集落排水統合に伴います本野地区農業集落排水管路布設工事6,900万円、2項の企業債元金償還金2,833万8,000円が主な支出でございます。

34ページをお願いいたします。林業集落排水事業でございます。収益的収入につきましては、集落排水使用料、他会計補助金、長期前受金戻入などが対象でございます。844万6,000円を計上いたしております。主なものは、下水道使用料75万7,000円、他会計補助金587万2,000円、長期前受金戻入180万1,000円の予算計上でございます。

収益的支出につきましては、集落排水施設の運転管理費、維持補修費、企業債利息、減価償却費などが対象でございます。844万6,000円を計上いたしております。主なものは、1項1目及び2目の17節委託料に施設維持管理委託料137万5,000円、22節修繕費に施設修繕料100万円、1項4目17節の委託料に会計システム保守委託料5万4,000円、経営戦略策定業務委託料123

万2,000円、5目に減価償却費310万6,000円、2項1目1節の企業債利息27万円が主な支出でございます。

35ページをお願いします。資本的収入につきましては、起債、他会計出資金、国庫補助金加入分担金などが対象でございます。111万円を計上いたしております。主なものは、資本費平準化債90万円、他会計出資金21万円の予算計上でございます。

資本的支出につきましては、集落排水施設の建設改良費、企業債元金償還金などが対象でございます。241万5,000円を計上いたしております。主なものは、企業債元金償還金241万5,000円でございます。

以上で、水上村下水道事業会計予算の説明を終わります。審議方よろしくお願いたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

建設課の皆さんにはですね、本当2年の豪雨から工事関係で非常にお忙しい状況だったと思います。まだまだ終了には至っておりませんが、少し先が見えてきたかなというところですね、仕事のにも落ち着いてこられたかなと思っていたところで、湯山の水道のほうですね、問題がいろいろ出まして、神揚の貯水のところの水漏れは原因がわかったということで安心したのですが、一番上流部のタンクに水が半分ぐらいしか貯まらなかった。今回の雨でかなり状況は変わったと思いますが、原因というのはわかりましたか。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 湯山の神揚にございます浄水場の沈殿槽にまず水が来るわけなのですが、一番最初、祓川の水源から水がきます。導水管が約2キロほどずっとあって、途中で減圧槽が2か所あるのですが、1か所目の減圧槽までにくる水の量が通常の水量よりも相当少なかったため、今ほとんど水道手として役場に勤めてもらっている田中君と、いろいろと工法を検討しまして、今、高澄・本野の浄水施設のところにちょっと余力のある水といいますか、溢れている水があるので、それを湯山に流入させようというところで、本野の配水池から舟石キャンプ場線の間で管路が割れていそうな感じがあったので、余った水をタンクに貯めて、それを50ミリのポリエチレン管で合流させたことで、水量がおととい回復しましたので、今、沈殿槽、一番最初に水が貯まって、ゴミを落とす沈殿槽がおとといから満水状態になっています。ようやくゆっくり夜寝れそうです。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 全国的にもですね、水道管の改修時期がきているというのはよく言われております。水上のほうも以前からそういう話を聞いておりましたが、もう一度お知らせいただきたいのがいつ頃からその改修に入るのかをお伝えください。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 先ほど簡易水道の予算で説明いたしました、湯山地区につきましては、来年度から実施設計のほうに入っていきたいと考えております。

事業メニュー的に取水から配水というか、家庭まで送るまでの事業メニューと配水池から家庭に送る事業メニューが違うので、2回に分けていた事業によって1つの施設整備をしなければならないということで、今のところ令和7年度で浄水場までの設計をして、うまくいけば令和8年度から事業着手、そこで水が確保できれば、現在使用している管路につなぎ込んで、それを利用しながら、その先に今度は各家庭に配水する配水管路の整備に入っていきたいと考えております。

岩野地区につきましては、まだちょっと水量のほうが確保できてないので、その後になるのかなと考えております。

以上です。

○6番（荒嶽 晋君） はい、ありがとうございます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、4番です。

193ページの水上村戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金というのは、これどのようなことをされるのか。また、どういったところが対象になるのか教えてください。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 熊本地震があったときに創設された事業でございます、建築基準法が、昭和56年に改正されておまして、56年以前に建築された分に対してが基本的に該当する。対象となる事業でございます。住宅自体の耐震診断をしていただいて、耐震診断の結果がいえば1以上になるように改修する。いわゆる筋交いを入れてみたり、補強の金具を入れてみたり、そういうふうなことにに対して補助金が出るという事業でございます。今まで水上村では、2件、今年度含みまして2件の実績がございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） これは希望すればどなたでもできるという制度なのでしょうか。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） まずはその耐震基準に則ってないかというところの診断をまずしなければならないと。56年以降に建設された分については、熊本地震で罹災されたことがなければできないということなので、基本的に水上村では56年以前の建築のものが対象になります。

あとは診断していただいて、いわゆる耐震の基準となりますが、1なかったならば1を超えるような補強ができるということなんです。ただし、上限金額とかがございますので、ちょっと上限額が頭に入っていないけれども、手を上げて該当するようであれば誰でもできます。村に住んでおられる方ならば。

はい、以上です。

○4番（杉野久志君） わかりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

145ページの新しい事業で水道凍結防止水栓設置補助金ということであげられていますが、これ716戸は全戸ではないということですよ。で、対応できないお家もあるということでしょうか。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） えっとですね、716戸というのは、水上村にある戸数から村で管理しています公営住宅、一般住宅を差し引いた数字でございます。公営住宅、一般住宅につきましては、村のほうで修繕料で対応して設置をしたいと考えています。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、すみません、確認です。

公営住宅、一般住宅は村で換えていただけるということですか。

○建設課長（甲斐 敦君） そういうことです。

○3番（小川 恵君） ちょっと確認ですけど、公営住宅全戸これ付けられるのですか。対応できる。付けられるのですね。

○建設課長（甲斐 敦君） はい。

○3番（小川 恵君） 何か付けられないとちょっと聞いたのですけれど。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） この前の全員協議会のときの資料をちょっと見ていただければわかるのですが、こんな資料で、水道の蛇口全体をぼんと抜いてつける方法と、

上のひねる部分だけをつける方法がございまして、ひねる部分だけはあわないときにはもう全部取り換えるというふうな形で対応していけるということです。

○3番（小川 恵君） わかりました。はい、ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、5番、山崎です。

193ページになりますが、公営住宅管理費のところで一応確認ですが、公営住宅管理費と一般住宅管理費の総額ですが、一般住宅に変更した分で前年度と予算がかなり逆転現象というか、例えば、公営住宅が減って一般住宅が増えているというようなことの認識でよかったですでしょうか。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） はい、今、議員が言われたとおりでございます。昨日、一昨日ですかね、一般住宅の条例改正と村営住宅の条例改正で戸数が減った分で修繕料を算定し直しまして、一般住宅につきましては、住環境整備のリフォーム費用と屋根塗装が入っているの、ちょっと大きくなったというところでございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。

あと、先ほど杉野議員からも質問がありましたが、耐震のですね、補助金、これ前年度とかは費目のみの予算計上だったと思うのですが、今年度、予定があるということでしょうか。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） 別に予定があるというわけではございませんけれども、令和6年度が予算費目のみの計上でしたときに、結局、施主さんが待たないといけないと、それがあるので1件ずつの予算を計上させていただいたところです。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。

ブロック塀のほうも同じような形ですね。

それとですね、189ページ、一応こちら確認をさせていただきます。村道手入れ、みんなに協力していただいて行うという、これはすみません、桜の下払いとは別ですかね。

すみません、以上です。確認でした。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） すみません、1つだけお尋ねしたいことがあります。1つだけじゃなかですね、さっきも聞いたって。県の河川の除草委託ですね、以前から思いよったですけど、何で小川内川だけなのですか。それが前から不思議ですね、ほかの河川には、結局、今葦とかが結構増えてきてですね、今回の、今回じゃなくて、2年の豪雨でかなりそういうところはなくなって、今、河川のほうも修繕がされておりますので、なかったのですが、それ以前はですね、結構葦あたりが増えてきているなと思っていたので、何で小川内川に限られたのかなというのが不思議ですね、もしわかりましたらお願いします。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） すみません、ちょっと詳しいことはよくわかりませんが、多分、今小川内川のほうの河川雑草処理関係はですね、あそこは堤防というか、管理用道路がずっと走ってます。その辺の管理をしますよというところでの委託金の支給だと考えております。あとは県管理河川といいますとだいぶありますけれども、それを全部が全部多分対応するのは県のほうも財源的に厳しいというところで、その管理道路を見ているところ、その辺に関してのちょっと管理をやりましようというところでの委託金の設定だと思います。推測です。

○6番（荒嶽 晋君） はい、わかりました。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 28ページでございます、交通安全対策補助金5,236万円についての事業内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（那須良策君） 西野係長。

○建設課係長（西野 亮君） 先ほど言われました交通安全対策補助金の中身について御説明させていただきます。

歳出のほうでいきますと、191ページ、こちらにございます、道路新設改良費の村道岩野横断線道路改良工事に伴います財源となります。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 充当先の事業はわかりましたけども、内容については、工事内容について教えていただきたいと思います。

○議長（那須良策君） 西野係長。

○建設課係長（西野 亮君） はい。こちらの岩野横断線の道路改良工事の中身につきましてですけども、まず延長がですね、201.5メートル、約200メートルというところの道路の拡張とカーブにおきましてちょっと見通しが悪いところがご

ございますので、そちらの改善を目的として改良をいたします。

以上です。

○議長（那須良策君） 甲斐建設課長。

○建設課長（甲斐 敦君） すみません、今ちょっと場所の説明がなかったので、場所は岩野の大石酒造の工場がありますけれども、その覚井住宅に入っていくところから役場側に200メートル、下田さんとこの間ぐらいです。役場から行きますと、ずっと国道388の交差点から真っすぐ行って、ずっと2車線で行っているのですが、途中で左側がぐっと絞れて走りにくいところがあると思います。そこを直線的にして、真っすぐもって行って最終的に大石の前の右側をちょっと削って視距安全対策をとるというところがございます。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） はい、わかりました。

それと災害復旧費予算についてでございますが、特に林道関係の災害復旧工事も大詰めを迎えるのかなという気がしております。また、普通建設工事も増加傾向にありますし、加えて、令和6年度からの繰越事業もある中で、事務的負担も大きく大変だと思いますけれども、計画的な発注と、あと高い落札率をもって復旧工事を前進させていただきたいと思います。頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで建設課関係の審議を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午前11時とします。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

続いて、地方創生推進課関係の審議を行います。

説明を求めます。

地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） はい、地方創生推進課、令和7年度予算につきましては、歳出予算を中心に歳入予算と併せて御説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

予算書事項別明細書78、79ページ目をお願いいたします。はじめに、2款2

項2目企画振興費、市房ダム湖周辺整備計画策定事業費におきましては、第2次市房ダム湖周辺整備計画書策定から約12年が経過いたしまして、さらなる今後の施策の展開に取り組む必要があり、球磨川流域の安全確保に必要な市房ダム湖周辺の環境を整備するため、第3次整備計画の策定に着手いたします。

予算書事項別明細書92、93ページ目をよろしくお願いたします。続きまして、2款8項1目地方創生推進事業費、サテライトオフィス等誘致事業費につきましては、岩野サテライトオフィス、湯山サテライトオフィスの維持管理経費を計上いたしております。また、村外から村内にサテライトオフィス等を開設する者に対して補助金を交付することにより、本村におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略での基本戦略達成のための事業を効果的に加速することを目的とした進出支援事業費補助金を予算計上いたしております。

予算書事項別明細書の94、95ページ目をお願いいたします。続きまして、8項1目地方創生推進事業費におきましては、人件費につきましては割愛させていただきます。総合戦略推進事業費では、委員報償、費用弁償、食糧費などの水上まち・ひと・しごと総合戦略審議会の会議経費を計上いたしております。

続きまして、地方創生事業費でございますが、報償から共済費までは会計年度任用職員2名分の人件費を予算計上いたしております。地方創生推進アドバイザー報償費につきましては、情報の提供、支援、提言等をいただくとともに、村の取組を全国に広く発信していただくため、月額30万円を支給いたします予算を計上の上、原晋氏と連携を図りつつ、切れ目ない取組を進め、加速させてまいります。

旅費につきましては、会計年度任用職員通勤費用弁償、企業誘致などの職員の普通旅費を計上いたしております。

予算書事項別明細書の96、97ページをお願いいたします。役務費では、各種媒体を通じて全国に水上村をアピールするシティプロモーション広告料の予算計上、委託料では、4月から運用を開始します水上村ホームページの保守点検委託料などを計上いたしております。

使用料及び賃借料では、情報発信サービス利用料につきましては、ふるさと納税などを通じて本村へ御縁をいただいた方にメールを通じて水上村の観光情報や各種事業の紹介など、年間を通じて情報を発信し、水上村と密な関係を構築するためのサービス利用料として計上いたしております。

負担金補助及び交付金につきましては、各種協議会への負担金、また旧岩野小学校に進出予定の企業に対する起業誘致促進補助金を計上いたしております。

続きまして、ふるさと寄附金事業費でございますが、報償費では、企業版を除き、納税額30%以内の返礼報償費、役務費では、郵便料、送料、決済手数料など、委

託料では、ポータルサイト委託中間業務代行委託料、寄附受領証発行等業務代行委託、使用料及び賃借料では、システム利用料として、それぞれふるさと寄附額、令和7年度の目標額を5億円として、その寄附額に対応する事業経費、返礼品3割以内、職員人件費を含めて総経費5割ルール厳守での支出を基本におき、予算計上いたしております。

続きまして、予算書事項別明細書の98、99ページをお願いいたします。続きまして、空き家対策事業費では、委員報酬、費用弁償、食糧費など、空き家等対策協議会会議経費を予算計上いたしております。

負担金補助及び交付金につきましては、通学路や避難路などといった住民の生命・財産に危機を及ぶ空き家につきまして、除却を推進する補助金を予算計上いたしております。

続きまして、村内経済回復活性化事業につきましては、水上村経済回復活性化補助金としまして、エネルギー、食料等の物価高騰の影響を受けた村民への支援を図るため、水上生活応援券の発行と、それに伴う消耗品、印刷製本費、郵便料を予算計上しております。また、村内LPガス使用世帯に対する物価高騰対応生活者応援交付金も予算計上しております。

続きまして、水上村地域振興支援事業につきましては、県企業局からの水の恵み交付金を財源としまして、地域コミュニティの醸成、地域の活性化を図るための助成金及び基金積立を予算計上いたしております。

続きまして、移住定住推進事業費では、村に寄附いただきました住宅、旧坂本邸を移住定住に向けてのお試し住宅として運用を開始するための維持管理費、開けていただきまして、委託料、備品購入費を予算計上いたしております。水上村移住支援金でございますが、熊本県と共同した移住定住の促進を図るために、県の支給要件の1つであります3大都市関係のみを地域おこし協力隊募集地域まで村独自に広げ、村内への移住定住の促進と人材不足の解決のため、支援するものでございます。

続きまして、地方創生・産業振興拠点づくり事業費でございますが、球磨地域農業協同組合から財産購入した湯山集いの施設及び産業推進施設の維持管理に関わる経費を予算計上いたしております。

以上が地方創生推進事業費でございます。

続きまして、2目スポーツ推進事業費でございます。職員人件費は割愛させていただきます。また、公用車管理費は、3台分の管理費でございます。

予算書事項別明細書の102、103ページ目をお願いいたします。続きまして、各種大会費では、奥球磨駅伝大会、球磨川復興トレイルラン、水上マウンテンスポーツ実行委員会へそれぞれ負担金を予算計上いたしております。

続きまして、クロスカントリー事業費では、合宿誘致活動報償費、職員の普通旅費、修繕料につきましては、給水施設、コースなどのスカイヴィレッジ施設の修繕料、委託料におきましては、スカイヴィレッジ指定管理委託料、ANA合宿プラン委託料では、宿泊日数が多い九州外からの大学・実業団などの誘客を行う合宿プラン事業を委託し、また、アスリート支援事業委託料におきましては、包括連携を結んでいる熊本保健科学大学との事業で、アスリートを専門的な分野から支援を行う経費を予算計上いたしております。

予算書事項別明細書の104、105ページ目をお願いいたします。続きまして、地域おこし協力隊費、隊員2名の人件費などを予算計上しております。この2名は、医学療法士や調理師、アスリートフードマイスターなどの資格を取得しておりますので、今後展開していきますスポーツサイエンス事業につきまして、アスリートのデータ解析、住民の健康寿命を延ばすための支援事業に向けた企画立案、アスリート及び住民の方々向けの食育支援事業にそれぞれの専門業務に従事してもらうこととしております。

続きまして、生涯スポーツ推進事業では、合宿に来ていただくチームの監督、コーチに村内の子どもたちへの陸上教室などの指導をお願いする講師謝礼、開けていただきまして、今回、指定管理者として議決をいただきました、一般社団法人トラックセッションへのサクラヴィレッジ指定管理料を予算計上いたしております。

続きまして、スポーツ環境整備費でございますが、陸上競技場整備につきましては、旧湯山小学校グラウンド側の第2工区造成、市房観光ホテル側の第3工区造成の工事請負費、400mトラックの整備工事、建築工事実施設計、工事監理委託料を予算計上いたしております。

また、旧湯山小学校につきましては、消耗品費、印刷製本費、備品整備を含め、熊本保健科学大学との包括連携事業によります保健医療分野の教育と研修を通じて、健康に貢献するスポーツサイエンス事業、健康寿命の延伸のため、アスリート食堂を整備の上、食育の提供の場とする食育事業等、利活用方針に基づき、改修事業に着手する予算を計上いたしております。

財源につきましては、新しい地方経済生活環境創生交付金の交付を予定し、交付残につきましては、一般補助施設等整備事業債及びふるさと応援基金でございます。

以上がスポーツ推進事業費でございます。

続きまして、162、163をお願いいたします。6款1項7目の産業推進機構事業費につきましては、報償費では、農林産物の生産向上を図る講習会の開催及び活動報償費、旅費では視察研修、各種営業活動等での経費、サンプルなどの消耗品、ウッドチップの修繕料、地産地消を図るため、イチゴ、ジビエなど本村特産品を

学校給食にて提供いただくための給食食材費の継続、手数料では米の食味官能試験の実施、委託料では、販路拡大支援事業の実施、開けていただきまして、負担金では、各種協議会への負担金、補助金では、販路拡大、新規作物の実証、ジビエ加工補助金、地域産物強化促進事業補助金では、地域産物の品質向上、新商品開発、販路拡大等に係る新たな取組に対し支援する株式会社みずかみ、水上村物産館出荷協議会を対象とした予算を計上いたしております。

続きまして、地域おこし協力隊事業では、次のページにかけまして隊員新規2名分の人件費などを計上の上、産業推進機構業務として、主にシカの搬入から売り先の確保等、ジビエ関連事業を推進していく活動を行っていく予定でございます。

以上が産業推進機構事業費でございます。

続きまして、180ページ、181ページをよろしく願いたします。7款1項4目の水上村ツーリズム推進事業費につきましては、昨年から新たな婚活の取組としまして、実績のあるコーディネーター監修によるイベント開催などを通じ、村への移住促進、高齢化率の抑制、村のPRを努める婚活イベント企画運営委託料の予算計上、負担金補助及び交付金では、村の補助金を受けて結婚新生活支援事業補助金、観光振興助成金につきましては、桜まつりをはじめとした各種イベント開催経費に対する助成を株式会社みずかみなどに対して、開けていただきまして、水上村宿泊クーポン事業補助金では、村内宿泊事業者の経営を支援するため、合宿客や一般観光客向けの宿泊補助助成を継続する予算を計上、石倉管理費につきましては、石倉交流施設の維持管理に係る経費を予算計上いたしております。

続きまして、184、185ページ目をお願いいたします。6目観光施設管理費につきましては、委託料では、市房山キャンプ場指定管理者ダディーズオピニオンへの指定管理料、観光施設指定管理料につきましては、株式会社みずかみへあめんぼ一館、物産館、山の幸館の指定管理料分を合計した額を予算計上いたしております。また、市房キャンプ場広告宣伝委託料につきましては、水上村ふるさと観光大使の高村公平氏を中心に、各メディアやインフルエンサー等を活用した宣伝活動を行うように計画しております。

最後になりますが、右肩番号⑥の予算事業施策説明書33、34ページにかけて予算概要を一覧表としております。御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

この予算書の中には予算的には上がっていないことなのですが、観光大使についてちょっとお聞かせいただければと思います。今現在、何名の観光大使がおられて、氏名とか、その観光大使としての役割、それと任期がありましたらお伝えできればと思います。

○議長（那須良策君） 岩崎参事。

○地方創生推進課参事（岩崎 亮君） 現在、水上村ふるさと観光大使につきましては、2名の方に委嘱させていただいております。1名が先ほど説明ありました、高村公平さん、ともう1名が演歌歌手の塚原哲平さんとなっております。お二方につきましては、水上村のPR、または水上村の事業に対しましての様々な御協力をいただいているような状況でございます。

任期につきましては、定めておりません。双方によるということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 観光大使につきましては、一番最初は実愛さんが観光大使ではなかったかなと思っております。実際、今でも何か水上のことはいろいろな場面で何かしゃべっておられるような感じなのですが、聞いた話によりますと、観光協会がなくなったのであなたはもう観光大使じゃありませんと言われましたという話がちょっと聞き伝わってきました。観光大使としてのですね、役割を終えられたというのを本人がですね、まだはっきり聞かれなかったということで、やはりその任期が決まってないということですので、おそらく実愛さんのときも任期は決まっていなかったと思うのですが、もしその必要でなくなればという言葉はちょっと適当じゃありませんが、終わっていただきたいと思うのであれば、ちゃんとこちら側からお疲れ様でございました、ありがとうございましたぐらいの言葉をかけるべきかなと、なにか使い捨てのような気がしてですね、あまりにもちょっと水上に対するイメージがよくないなということを感じました。

それと、今現在、塚原さんと公平君が2名いると思います。その方々にはですね、水上村の観光大使としての名刺等をつくってあげるような計画はありませんか。

○議長（那須良策君） 岩崎参事。

○地方創生推進課参事（岩崎 亮君） 現在のふるさと観光大使の2名の名刺につきましては、任命当初につくってお渡ししております。

実愛さんにつきましては、ふるさと観光大使じゃなくて、親善大使という名目で委任しております。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

すみません、親善大使でしたね。それならそれで構わないのですが、やはり役割を終えていただく際には、もうちょっと丁寧な対応をとってほしいなと思いますので、今一度確認のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（那須良策君） 椎葉参事。

○地方創生推進課参事（椎葉真珠美君） 実愛さんにつきましては、当時観光協会で受け持ってられまして、基本的には観光協会業務を株式会社みずかみの地方創生推進部に引き継いでいる形としておりますので、そちらへ確認の上、実愛さんにつきまして協議をできればと思います。

以上です。

○6番（荒嶽 晋君） よろしく申し上げます。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、4番です。

何点かお願いします。79ページの市房ダム湖周辺整備計画策定委託料、環境整備ということで言われましたけれど、どのようなことをされるのか教えてください。

○議長（那須良策君） 椎葉参事。

○地方創生推進課参事（椎葉真珠美君） お答えします。

現在の第2次市房ダム計画におきましてはですね、主要事業としましては、大きく9つほどありまして、そのほか関連事業としまして大きく4つにわけて明記がされております。次期の計画につきましては、この、今、明記されているものの進捗状況をまずは確認の上ですね、各方面、例えば、市房ダム管理者だったり、振興局の土木部だったり、農林部さんなど、関係機関へ赴きまして協議を行いながら中身を協議させていただければと考えているところです。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 環境整備というのは、その別にそのダム周辺を、という聞き方ですすみません。お願いします。

○議長（那須良策君） 椎葉参事。

○地方創生推進課参事（椎葉真珠美君） すみません、回答になっておらず申し訳ありません。

明記されているのは、例えばですね、県道上椎葉湯前線全線改良整備だったり、汗の原親水公園のほうの公園内の移動円滑化だったりですね、あとは国道388号の道路照明整備をしたり、主要事業のほうが大きく9本ぐらい明記されております。関連事業のほうは、先ほども言いました大きく4本ぐらいございますけれども、村道湯山江代線全線開業整備でしたり、桜の改植及び新植でしたり、ダム湖を活用し

たイベントの開催などの明記がされているところです。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 97ページですね、ふるさと納税返礼品のことですけれども、いつもですね、言われるのが、結局、人気商品はすぐ売れるのですよね。その後の追加の商品というのは、あとは発注は、去年というか、去年はなかったわけですが、今年はどのようなやり方で例えばいくのか。例えば、その業者がもし売り切れてできませんと。次のところにまた移るのか。そこだけでずっと1年間やっていくのか。そこをちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長（那須良策君） 中村主事。

○地方創生推進課主事（中村優奈君） お答えいたします。

毎年ですね、人気商品以外にも別のほかの新規返礼品を開発しております、随時登録を進めているところであります。村内返礼品につきましても、追加を進めております、人気商品はもちろんのこと、ほかの村内返礼品も、今、きくらげであったり、焼酎であったり、少しずつ寄附が集まっている状況にあります。今後もルール改正がありますので、そのルールに則った形でまた新規返礼品の開発と類似商品の開発とセットの商品を出していくことを予定しております。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 自分、ちょっと牛を養っておりますが、牛タンが今ですね、たいがい人気ということを知っておりましたので、できれば地元ですね、今熊本県畜協になっておりますけど、あの辺は結構そういった返礼品も扱うということですので、できればその辺も検討をよろしく願いいたします。

続きまして、163ページの産業振興機構ですね、報償費の中の農産物生産指導員報償費、これ誰が、どのようなことをするのか、ちょっと教えてください。

○議長（那須良策君） 岩崎参事。

○地方創生推進課参事（岩崎 亮君） お答えいたします。

現在ですね、機構の中では、宮崎県の宮崎アグリートの松本さんのほうにですね、来ていただきまして、年間2回ほどお米についての講習をしていただいているので、こちらのほうから歳出させていただいております。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） アグリート、結構有名で、私たちも2回ちょっと視察に行ったのですけれども、毎年この方が来られて何かその農産物の指導で、何かプラスになったとか、そういったことが何かあったら教えてください。

○議長（那須良策君） 岩崎参事。

○地方創生推進課参事（岩崎 亮君） 松本社長におかれましては、指導のほうをしていただきまして、Kome1グランプリ等で生産者さんのほうに指導もしていただきまして、年々ですね、Kome1グランプリへの出品も増えてきている状況でもあります。それを踏まえまして、食味官能試験と、またコンクール等にも出品をさせていただきまして、毎年ですね、お米につきましては、出来、不出来がありますけれども、皆さん、すごく熱心に作物生産に取り組んでいただいている状況ではあると思います。

また、松本社長におかれましては、米の売り先、販路につきましても持っていらっしゃるの、そういったところの御紹介もいただきながら一緒に営業活動等もしていただいている状況でございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、ただいまKome1グランプリということでありましたけれども、私が思うには、今、炊き立ての御飯しか食べていないと思うのですよね。それをおにぎり、冷えてからの、冷めてからのですね、おにぎりだったりとかの試食もあってもいいのかなと、私は思った次第でございます。また、検討をよろしくお願いします。

最後です。181ページの婚活事業のことで、去年は100万円だったのですが、今年は240万円の理由を教えてください。

○議長（那須良策君） 椎葉参事。

○地方創生推進課参事（椎葉真珠美君） はい、回答します。

今年度、令和6年度100万円で実施した内容につきましてはですね、第1弾が2、30代向けのもの、第2弾が3、40代向けのものでした。まだ事業が全部完了したわけではありませんけれども、参加者さんが結果的に年に1回だけ婚活に挑戦するという結果になっております。今度、2年目、3年目と考えていくときにですね、もう少し場数を増やして、こう鍛え上げるというところとちょっとあれなのですけれど、こちらのおせっかいなしでも自力でこうお相手を探していただけるような力をつけてもらいたいなという思いから回数を増やしたり、内容を変更してみたりですね、令和6年度は熊本市に赴いてするわけですが、来年度に関してましては、第3弾のほうでですね、こっちに来てもらおうかという考えのもとに、少し予算を膨らませていただいているところです。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） この頃本当結婚する人がいなくて、婚活事業、大変ありがたいと思います。回数を増やして、本当鍛えあげて、ぜひ1組でもカップルができるようよろしくお願いします。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

何点かお尋ねいたします。まず、97ページの情報発信サービス利用料407万円、新たに、去年なくて計上されていますが、どういったサービス利用料か教えてください。

○議長（那須良策君） 中村主事。

○地方創生推進課主事（中村優奈君） お答えいたします。

新たに追加しておりますが、こちら先ほどの説明ありましたとおり、ふるさと納税寄附者から選んだリストを取りまして、こちらのメール、そちらの方々へメールにて水上村の観光情報であったり、水上村の移住定住情報、こちらを定期的に発信する形で水上村のPRを、水上に御縁をいただいた方に切れ目のないPRを行う予算として計上しております。現在はですね、正規プランではなくってトライアルプランでお試しで利用をしているものになるのですが、今現在、効果が出ている状況ですので、こちらを新規プランとして来年度から改めて利用をしていくということで新規予算で計上しております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、確認ですけど、今まではそのお試しでやっていて、今までもやっていたということですね。今度、新たに正規でそれをつけて、きちんとやっていきたいということですね。

○地方創生推進課主事（中村優奈君） はい。

○3番（小川 恵君） はい、わかりました。

じゃあ次は99ページです。空き家対策事業費で1つお尋ねしたいのですが、この新しい危険空き家等除去推進事業補助金が新しく計上されていますけれども、空き家対策事業費の中に、これはちょっと個人で見に行っただけですが、あさぎり町とかで地域おこし隊の方が、空き家を貸したい方とか、売りたい方とかの何か説明会とか、講習会とか、相談会とか、何かそういうのを定期的にやられている話を聞いて、お話を聞きに行っただけですが、実際見せていただいたりしたもので、そういう事業は特には今年度というか、今までもですけど、ないのですかね。

○議長（那須良策君） 椎葉参事。

○地方創生推進課参事（椎葉真珠美君） 御回答します。

今、予算上計上はしておりません。おっしゃるとおり、担当としてもですね、そのあさぎり町さんの相談会は気になっておりまして、なかなかちょっと日程が合わずに視察に行けてないところなのですけれども、今後ですね、もう少し空き家の所有者さんに寄り添った形が必要と考えておりますので、今後検討させていただければと思います。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい。この空き家の情報をよく活用させていただいています。

最近。貸したい方、売りたい方が何かどうやってこう情報を住民の方にお知らせしたらいいのかなという、何かそのきっかけが何かよくわからないとかっていう話を聞いたりしましたので、その辺をもう少し、空き家がたくさんあると思いますので、ぜひラインとかですね、水上のほうに載せていただいて、活用される方が活用したいところでしたらいいなと思いましたが、一つお願いでした。

それと続きまして、同じく99ページですかね、移住定住推進事業費で岩野地区の坂本邸ということなのですけれども、今現在の進捗状況とかというのがわかれば教えてください。

○議長（那須良策君） 椎葉参事。

○地方創生推進課参事（椎葉真珠美君） はい、お答えします。

今、工事期間に入っております。予定としまして、早ければ5月末に竣工いたします。こちらの考えとしましては、竣工次第、備品や消耗品など取り揃えまして、6月の議会のときにですね、設置条例などお諮りさせてもらえたらと考えているところです。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） エアコン取付委託料とかというのが載っていますが、これはエアコンは、エアコン代も含む、何台ほど。

○議長（那須良策君） 椎葉参事。

○地方創生推進課参事（椎葉真珠美君） エアコンは3部屋に設置を考えております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） 今後ですね、きれいにさせていただいて、お試し住宅をされる方がいらっしゃればいいなと思って、そのまま定住していただけるといいと思いますので、ぜひきれいにさせていただいて、がんばっていただきたいと思います。

すみません、あと1つ最後に、107ページのスポーツ環境整備事業費でスポーツサイエンス施設消耗品費というのがあげられています、去年は備品購入ということで1億円あげられてました。この消耗品費というのは、それに付随する消耗品でしょうか。それとも新たにということでしょうか。

○議長（那須良策君） 地方創生推進課、那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） この消耗品につきましては、食堂関係の食器類だったりそういったものです。あと宿泊施設に関連するゴミ箱だったり、そういったものを購入するような形で消耗品をあげております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、わかりました。まだ一度も見に行ったことがないので、ちょっと村民の方にどうなっているんだというふうな話を聞かれましたので、ぜひ出来上がって見に行けるようでしたら、ぜひ視察というか、行かせていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

サテライトオフィスについてお伺いしたいと思います。村長の施政方針でも多分おっしゃったと思うのですが、サテライトオフィスの活用を推進するために新たな取組をはじめるといことで伺ったような気がします。その関係で多分、サテライトオフィス等進出支援事業の補助金が今回あがってきていると思うのですが、補助金を出す以外にですね、そのサテライトオフィスを活用していただくために新たな取組、当然、営業あたりも必要になってくるのでしょうか、新たな取組として何か考えられることはありますか。

○議長（那須良策君） 那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） はい、お答えいたします。

今年度、湯山におきましては、4月から新たに1つの企業さんが契約を結ぶように決定いたしております。岩野に関しましてもここ2年間動きがありませんでしたので、うちの地方創生推進課の職員の中で企業さん関係ですね、関係のあたるところに今年年明けにですね、どういう利活用をしていいかと、そういったことをいろいろ相談しまして、今現在、3企業さんが視察に来られておまして、実際的な活用についても今打ち合わせをしているところでございます。岩野サテライトにおきましても、今年度中にはもう入っていただくような形で今進めておりますので、そ

こも住民の方々とかですね、そういった商品開発とか、そういったところにも携わっていただけるようなですね、効果的な企業さんが入っていただけるように今調整中ですので、また決まりましたら議会のほうにお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） その湯山も4月から決定していると言われましたが、期間はどれくらいとなるようですか。

○議長（那須良策君） 那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） 湯山のほうはですね、一応1年契約で進めておりますが、もう随時更新していつまで使っていただくような形で考えております。

以上です。

○6番（荒嶽 晋君） はい、了解です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、5番、山崎です。

97ページになります。先ほど来質問をされておりますが、情報発信サービス利用料についてお伺いしたいと思います。ふるさと納税をされた方々にメールで発信ということですが、この効果の測り方というか、その発信したときにどのような効果があったかというのは、その発信上の中に確認ができるような状況になっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 中村主事。

○地方創生推進課主事（中村優奈君） お答えいたします。

メールの記事の中に観光情報のリンクやふるさと納税の寄附の返礼品を数点載せまして、その寄附の返礼品のリンクも貼っております。そちらからリンクがどれくらいクリックされたかの効果測定及びそれから発信した方がどれほど寄附をされたのか、リピーターの効果測定もやっております、こちらで効果を確認しております。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） そのようにですね、おそらくこうお試しプランのときにそういった効果を含めての次の事業、本契約、正規のプランにという流れがあったのかなと思うと、非常に有効な活用をされたなというふうに感じております。いずれにしてもいろんなことをするのに効果というか、どういうふうにフィードバックがあっ

たかというのがかなり次の戦略に重要になってくるのかなと。ちなみにですね、今後、例えば、そこで村内の施設を利用されたり、何かまた来村されたときにどこかで何かを利用するときにメリットを与えるような、そのような次なる展開とか等々は何か考えておられるかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（那須良策君） 中村主事。

○地方創生推進課主事（中村優奈君） お答えいたします。

ただいまの御提案ですが、今のところちょっと具体的な施策は考案中ですけれども、例えばですね、そのメールの中に、こちらのメールを見て来村された方にはこういった特典がありますとか、そういったことをやっていければなど考えております。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 来ていただいた、実際にまた来て消費をされた効果がさらにわかればですね、これこそ13軒ほど旅館、民宿等もありますし、その例えば、お土産を買って帰ったりとか、そういったところにもですね、効果が見えるような形になると、また別なる支援もまた考えられるのかなというふうにちょっと思いました。ぜひ正規プランということで、事業を進めながら結構ですけれども、さらなるこうそういった展開ができればなど思ったものですから、ちょっと提案をさせていただきました。

あと、今回、地域おこし協力隊の方が結構地方創生推進課では卒業されるというか、任期を迎えられる方が多いのかなと思いますが、また、新規でもおそらく募集をかけられるのかなと思いますが、今行われている事業に対して、今後、この事業がちょっと窮屈になるというか、いろんな意味で地域おこし協力隊の数が少ないことによって大変になるような事業等がもし考えられるとすればちょっとお伺いしておきたいと思いますが。

○議長（那須良策君） 那須主幹。

○地方創生推進課主幹（那須裕平君） はい、お答えいたします。

今回、3月で任期を迎えるのが6名になりますが、そのうち、4名は残ってもらえる予定であります。今回、帰られる方々はですね、いろいろ家庭の事情だったり、残りたいけどちょっと残れないという方もおられます。地方創生推進課としての地域おこしの雇い方といいますか、雇用の仕方といいますのは、今後、水上村のビジョンに当てはまっていく方々を募集しておりますので、それが今形になってそこに就職していただくとような形をつくっております。今後もですね、今回はジビエのほうを雇用しますけれども、今回、またジビエのほうも新しい会社さんに今運

営を行ってもらっているところで、そこも伸ばしていこうというところで行っておりますので、どこかが足りないというよりもそこを強化していくような募集の仕方をしておりますので、そういったところでまた水上のほうを盛り上げていこうということを進めております。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。ある程度残られるのであればですね、イベント等々がですね、ちょっとどうなのかなとちょっと心配するところもあったもんですから、ある程度こうイベントをやるけれども人がいないという状況になってしまうと過度に負担がかかるのもあまりよくないかなというふうな懸念もあったので、ある程度ボランティアスタッフ等々もおられるのかなというのが想像はできますので、事業があまり大変になってならないような形の体制を整えつつ、イベントも進めていただければなというふうに思います。

すみません、もう1点、ちょっと私の聞き漏らしがちょっとあると思いますが、165ページですかね、165ページの上段、販路拡大応援補助金というのがございますね。これちょっと説明というか、すみません、私の記憶の違いかもわかりませんが、お伺いしていいですか。

○議長（那須良策君） 岩崎参事。

○地方創生推進課参事（岩崎 亮君） こちらの補助金につきましては、昨年ですかね、補正でつけさせていただきました。内容につきましては、村内の事業者を対象にしておりまして、販路拡大を強化する商品の販売促進に要する経費といったところで、ふるさと納税の返礼品とかそういったものに登録したり、また、その磨き上げとか、ブランディングに対して必要な経費の10分の1を補助するといった内容であげさせていただいております。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、わかりました。すみません、ありがとうございました。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 97ページですけれども、役務費、シティプロモーション広告料4,761万円計上してございますが、この中には青山学院大学陸上部のスポンサー料も含まれているのかお尋ねします。

○議長（那須良策君） 中村主事。

○地方創生推進課主事（中村優奈君） お答えいたします。

こちらのシティブロモーション費用の中に含んでおります。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） 金額のほうは昨年同様の1,250万円でもよかったでしょうか。

○議長（那須良策君） 中村主事。

○地方創生推進課主事（中村優奈君） お答えいたします。

同額です。

以上です。

○議長（那須良策君） 2番、杉野貴文君。

○2番（杉野貴文君） はい、わかりました。

それから、市房ダム湖周辺整備計画書策定につきましては、昨年12月定例会におきまして計画書の見直しに関して一般質問させていただきました。本年1月に急逝をされ、今なお深い悲しみを禁じ得ませんが、故川俣地方創生推進課長から重点事業計画として早い時期での策定を検討したいという答弁をいただいたところございました。本村の生活環境基盤整備の促進を後押しする、より良い計画となりますように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、地方創生推進課関係の審議を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩します。午後1時とします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

続いて、教育課関係の審議を行います。

説明を求めます。

堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） それでは、教育課です。御審議方よろしくお願ひいたします。本年度10月1日採用の黒木主事につきましては、初めての議会となります。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて御説明させていただきます。

それでは、予算書200ページからでございます。令和7年度教育課歳出予算総額2億7,517万5,000円の計上となっております。前年当初予算から1,403万5,000円の増額予算でございますが、学校教育でGIGAスクール構想5年目を迎えるにあたり、児童生徒及び教師用の1人1台のタブレット買い替えを予定していることが主な要因となっております。

学校教育では、6年度で施設一体型の義務教育学校水上村立水上学園が本格的にスタートいたしまして、やがて1年が経とうとしております。関係各位の御協力、御理解でこの1年、義務教育学校水上学園が運営できておりますことに改めて感謝申し上げます。

7年度は、義務教育学校の3本柱でございますICT教育、英語教育、ふるさと水上学をさらに充実するための予算、そのほか必要な予算を学校と協議の上、お願いをしております。

予算項目についてでございますが、旧小学校費の湯山小学校維持管理経費は、地方創生推進課管轄の改修工事が今年度計画されておりますため、令和7年度は教育課で予算をあげております。改修工事の終了後、旧校舎に関しては、地方創生推進課へ移行していく予定でございます。

また、旧岩野小学校の校舎につきましては、維持管理含め、廃校活用担当の産業振興課へ移行した予算編成を取っております。

社会教育関連につきましては、各種社会教育団体に協議した予算計上を取らせていただいております。

その他主な事業を項目ごとに御説明をさせていただきます。

10款1項教育総務費、1目教育委員会費です。教育委員4名分の報酬、費用弁償等の教育委員会に係る計上経費となっております。

202、203ページをお願いいたします。2目事務局費につきましては、教育長と職員1名分の人件費及び教育委員会事務局における経常経費をお願いしております。主なもので、水上学園前期課程新入学児童11名へ贈る体操服などの購入費、就学時健診校医報償費、教育委員会業務運転手などの報償費、その他各種委員会、協議会の報償費及び費用弁償となっております。報償費では、学校教育に関する講演会を令和7年度は計画をしております。教師への指導力向上及び保護者へ家庭力向上につなげることを目的といたしまして、その講師謝礼、旅費等を含みます30万円をお願いしております。

その下、制服支給報償費16万円につきましては、本村と包括連携を締結しておりますプーマジャパンと教育分野の連携事業としまして、水上学園後期課程の生徒へ贈るシャツ代をお願いするものでございます。

その下のソーシャルワーカー報償費です。SWといいますが、生活相談員の総称で、問題や悩みを抱えている人の支援や援助を行う専門家を指します。この専門家であります心理士の報償費を、昨年に引き続き計上させていただいております。学校に入ってくださいまして、子ども、保護者、教育関係者の支援の報償費となっております。

旅費費用弁償では、各種会費の費用弁償となります

204、205ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金では、高等学校等通学費等補助金を今年度も対象者の申請に基づき交付いたします。財源につきましては、子ども育成支援基金を充てて行う予定でございます。

また、これまでの海外ホームステイ等事業は、円安による旅費の高騰の影響等を鑑みまして、国内へ焦点を当て、語学研修補助金と改め、募集を計画をしております。

その下の語学検定料補助金も子どもたちの学力向上につながる支援として、引き続きお願いをしております。

また、新規事業といたしまして、水上っ子みらい応援成金をお願いしております。こちらも昨今の物価高騰などの状況を鑑みまして、子育てのライフステージに応じた事業となっており、7年度は対象者40名の予定でございます。予備人数を含みます680万円をお願いしております。財源としてふるさと応援基金を充てて行う予定でございます。

公用車管理費につきましては、公用車4台分の維持管理経費を計上しております。

206、207ページをお願いいたします。事業の項目としまして新たに追加しました奥球磨みどりの広場管理費をあげさせていただいております。主に芝管理の維持管理となっております。

3目のスクールバス運行費につきましては、職員2名分の人件費と会計年度任用職員3名分、それから、スクールバス4台分の運行に係る維持管理経費を計上しております。

208、209ページをお願いいたします。スクールバス車庫の光熱水費、それから、浄化槽の検査手数料、維持管理委託料の経常経費をお願いをしております。

使用料及び賃借料でスクールバス運行管理システム使用料では、昨年度からスクールバスの運行管理をスムーズに運ぶため、連絡アプリを導入をしております。欠席等で出席できない場合、アプリで知らせることができるもので、学校、教育課でも把握ができて、保護者が電話で学校へ知らせる必要がないこと、また、学校からのお知らせをペーパーで行うことができなくなり、業務改善及び保護者様への負担軽減につながっているところです。こちらも引き続きスクールバス運行管理システ

ム使用料として50万2,000円をお願いしているところです。

4目の教員住宅管理費につきましては、教員住宅1戸の維持管理に伴う修繕料となっております。高瀬の丸山団地住宅のみとなります。

5目の外国青年招致事業費です。村内在住のデビット・ロイ・ユールスタイン氏に英語指導助手としまして勤務していただく予定で、学園の授業と各保育所での英語指導の経費となっております。

6目の学校ICT整備事業費です。引き続き、情報教育による学びを進めていくための情報教育整備事業関連予算でございます。この事業は、いきいき人づくり基金を主に充当させていただいております。委託料では、ネイティブイングリッシュを経験させるため、学校からの要望により外国語遠隔授業も引き続きお願いしております。

210、211ページをお願いいたします。また、ICTの利活用の指導、援助する支援員を派遣する委託料及び校内LAN設備保守委託料は例年の経費となっております。

使用料及び賃借料では、本年度も保護者へ貸し出しするレンタル通信端末借上料とタブレットなどの通信機器リース料をお願いしております。そのほか、昨年度に引き続き、ICT授業支援システム使用料もお願いしております。

備品購入費でございますが、全国で進めてきましたGIGAスクール構想第2期にきており、本村も児童生徒及び教師用タブレット端末の買い替えをしますため、189台分、1,389万6,000円を計上しております。財源につきましては、公立学校整備費補助金583万円及び地方交付税措置が予定をされております。補助金では、家庭学習のための通信補助も引き続きお願いしております。今後も時代に沿った授業の展開ができるよう学校と連携しまして子どもたちの情報教育環境に努めていきたいと思っております。

7目の旧小学校管理費でございます。施設管理に必要な光熱水費、法的点検委託料などの維持管理経費となっております。旧湯山小学校校舎につきましては、地方創生推進課管轄で校舎の改修予定でございますが、現時点では工期が確定しておりませんので、本年度は教育課で計上しております。旧岩野小学校校舎につきましては、産業振興課へ移行した形を取っております。

委託料のほうで下段になりますが、子メーター設置委託料を計上させていただいております。両校とも校舎、体育館、交流センターそれぞれの電気代を算出する必要が出てきておりますため、設置をするための費用となっております。

212、213ページをお願いいたします。備品購入費では、消火器買い替えのための費用となっております。

2項義務教育学校費です。1目学校管理費です。水上学園に要する経常経費と維持管理経費となっております。令和7年度は通常学級9学級と特別支援学級4学級の計13学級となります。全校児童数が139名、前期課程85名、後期課程54名の予定でございます。参考までに今後の児童生徒数の推移を別添資料の⑥事業施策説明書36ページに掲載しておりますので、後もって御覧いただければと思います。人件費につきましては、特別支援教育支援員9名を配置する予定としております。また、用務員につきましては、1名を配置、それに伴う人件費を予算計上しております。人件費以外の主なものとしましては、校医、薬剤師等の報償費及び費用弁償、消耗品、光熱水費などの経常経費を、そのほか学園施設の修繕料、児童生徒の各種保険掛金や各種検査手数料などの役務費を例年どおり計上をお願いしております。

需用費では、光熱水費のほか学校から要望があった消耗品を、また修繕料では、主なもので浄化槽の蓋の経年劣化による修繕をお願いをしております。

214、215ページをお願いいたします。役務費、委託料につきましては、経常経費であります。215ページ下段の水上学園校舎非構造部材耐震化調査業務委託料96万8,000円をお願いしております。こちらは国からも速やかに調査を進めるよう通達がきておりますことから実施するものでございますが、現在の学園の屋内運動場、体育館でございますが、平成27年度に耐震診断を実施しまして吊り天井を外しております。今回は水上学園の校舎内の外壁、窓ガラス、照明器具等の落下物の部材の耐震調査となっております。

216、217ページをお願いいたします。使用料及び賃借料では、主なものでございますが、授業目的公衆送信補償金制度著作権使用料を計上しております。こちらは授業で使用する教材をインターネット上で取り入れる際の経費となっております。そのほか教育ソフトリース料として各学校で使用されている教育リース料をお願いをしております。

備品購入費では、学園から要望がありました必要な備品を計上しておりますが、主なものとして教材用備品では、AED、それから校用備品は、特別教室用にエアドックを5台購入させていただき予定でございます。図書購入費は、学校からの要望予算を計上をしております。

2目の教育振興費につきましては、各行事や部活動の経費となっております。主なものとしまして、下段の体験学習及び修学旅行助成金を本年度もお願いをしております。こちらも物価高騰の影響が否めず、旅費の高騰が続いているところです。今後負担割合の見直しを検討後に保護者の皆様へ御説明をさせていただくことを計画をしております。

続いて、218、219ページをお願いいたします。扶助費につきましては、例年の特別支援学級を含みます対象者に対し支給する経費となっております。

続いて、3項の社会教育費となります。1目社会教育総務費では、教育課職員4名分の人件費となっております。また、会計年度任用職員1名分の人件費に係る経費をお願いしております。

220、221ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金のPTA、桜友会、女性の会、子ども会への活動助成金については、昨年度に引き続き、活動状況をみて各種団体と協議しまして繰越金を反映した予算をお願いしております。なお、湯山地区の子ども会につきましては、これまで各地区子ども会で協議を重ねていただき、令和7年度の4月から湯山地区子ども会1団体として運営していかれることが決まっております。予算事業説明書35ページに明細を載せておりますので、御覧いただければと思います。

2目の社会教育事業費です。こちらは社会教育委員会費となっております。委員に係る経常経費とその事業に係る経費となっております。文化財保護事業費では、文化財保護委員の報酬、それから費用弁償などの経常経費でございます。天然記念物保護監視報償費では、ゴイシツバメシジミ保護監視に要する監視員の方への報償費となっております。

222、223ページをお願いいたします。負担金補助及び交付金では、無形文化財保存会助成金として白水神楽、上楠臼太鼓踊り、川内平家踊りへそれぞれ5万円を助成をしております。

生涯学習推進事業費、はたちの集い式典費、福祉と文化のつどい事業費、視聴覚・図書費につきましては、例年どおりの予算計上をとらせていただいております。人づくり推進事業費の推進委員会補助金につきましては、昨年同様20万円をお願いしております。また、人権教育推進協議会補助金20万円を計上しております。

224、225ページをお願いいたします。地域学校連携協働体制構築事業では、学校、家庭及び地域住民相互の連携、協働を推進するための学校を核とした地域力強化プラン事業でございます。報償費の教育活動報償費は、わんぱくキッズ塾サポーターの報償費となっております。令和7年度も岩野公民館で実施の予定でございますが、サポーターとしまして会計年度任用職員である特別支援員に学校と岩野公民館に勤務をいただき、子どもたちの支援に入っていただく予定でございます。また、この事業における補助金を活用しまして地域と学校を連携するコーディネーターとして活動推進員の報償費、費用弁償も昨年同様お願いをしております。また、委託料としましてオンライン公営塾、SAKURA未来塾の経費をお願いしております。小学3年生から申し込みができるようにしてございまして、学校授業のフォローと塾

に通うことが困難な子どもたちへの学習支援のためお願いするものでございます。

続いて、3目公民館事業費です。公民館館長の委託料、公民館事務に係る経常経費となりますが、中ほどの公民館総合保険料10万円を計上しております。こちらは教育委員会が主催する行事への対応保険となっております。

226、227ページをお願いいたします。公民館活動助成金162万円につきましては、例年どおり1戸当たり2,000円を、4月1日現在の戸数により各公民館へ助成をいたします。

公民館公用車管理費では、マイクロバスなど公用車4台分の燃料費や車検整備などの維持管理経費を計上しております。

続いて、4目の公民館管理費です。岩野公民館を含むつどいの里の光熱水費など維持管理に要する経常経費となっております。

228、229ページをお願いいたします。4項保健体育費、1目の保健体育総務費です。保健体育総務費では、スポーツ推進委員の報酬、費用弁償や研修旅費、各種大会の出場報償費などの経常経費のほか、村内の体育施設についての通常の維持管理経費となっております。各種大会出場報償費は例年並みの予算をお願いをしております。補助金では、村の体育協会や総合型スポーツクラブ水上元気クラブへの助成金でございます。今年度も現時点での繰越金を見込んだ予算をとらせていただいております。

230、231ページをお願いいたします。委託料では、例年どおり、村民体育館等の管理費、義務教育学校夜間照明施設の管理費、古屋敷運動広場の管理費についてもお願いをしております。経常経費となっております。

続いて、5項の学校給食費でございます。1目学校給食総務費は、職員1名分の人件費と給食センターの運営及び設備の維持管理に係る経常経費となっております。

232、233ページをお願いいたします。2目の給食費でございます。給食提供のための経費となっておりますが、給食センターの光熱水費、給食材料費、調理業務委託料などの経費をお願いをしております。材料費につきましては、物価高騰によりまして昨年度よりも増額をさせていただいております。備品購入費のほうでは、移動用のカート等をお願いをしております。

最後に、234、235ページになります。3目の給食車運行費では、給食配送するための車両1台分の維持管理費をお願いをしているところです。

以上、簡単ではございますが、教育課の令和7年度の当初予算についての説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（那須良策君） 説明を終わります。

質疑を行います、質疑ありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、4番です。

いくつかお聞きしたいと思います。217ページの体験学習田借上料、去年は2万円でしたけれども、今年は4万円ということは、田んぼが広がったかですかね、お聞きします。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、その件に関しましては、学園の近くの住民の方にお借りするという相談をさせていただきまして、幸野地区の方でございまして、畑として使用をさせていただく予定でございまして。一応、からいもとかそういうような作物を作りたいという学校の希望でございまして。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 米なんかはもう今まで、例年どおりの田んぼということでよかったでしょうか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい。6年度につきましては、岩野の田んぼをお借りしていたのですが、御都合により7年度は湯山地区の方に田んぼのほうはお借りする予定でございまして。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 湯山となりますと結構遠いと思います。岩野の方がですね、田んぼを返してくれということだったと思うのですが、作られないか、もう作るから返してくれということなのですかね。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） 岩野地区の田んぼにつきましては、田んぼを手放すということで御相談がありまして、こちらからまたあつたところでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい。体験学習なので米の栽培から収穫までの体験をですね、ぜひ今から先もやってもらいたいと思っております。

続きまして、223ページの文化財の件ですが、白水神楽と上楠のちよつと忘れまして、あともう1件、平家やったかですかね。もう1つ江代地区にあった虎踊り等もあったと思うのですが、その虎踊り会は今どうなっておりますか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、確かに4つの団体で数年前までは補助をしておりましたが、現在、虎踊りに関しましては、活動がないというところで団体のほうから今後、会のほうを解散したいという御相談が今のところあっております。その件に関しましては、そういう協議をする場があれば教育委員会のほうから伺うということで、その1団体は今後活動がないというところで聞いております。

以上です。

○議長（那須良策君） 4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） 当時、おそらく虎踊りをつくるために300万円ぐらいの多分予算を組んでいろいろ買ったと思うのですが、それをですね、結局は無駄といたしますか、使わないということでちょっともったいないなと思いますけれども、今からそういった方がですね、江代地区に関しては復活させていただき、そういった踊りをですね、また復活させていただきたいとは思っております。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、ありがとうございます。各団体等もやはり担い手不足ということを知っておりますので、今後、そちらの団体と話をさせていただきたいと思っております。

○4番（杉野久志君） 以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） スクールバスの運転手が1名増となる予定だと聞いていますが、もう決定しましたか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、決定しております。

以上です。

○議長（那須良策君） 7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） でしたら、もう5人体制でずっと帰りは5台とか一気に動くようになるのですか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） 一度に5人が出るということはないのですが、バスが4台ですので、4台で回ることにはなるのですが、現在、正職員が1名ということで時間の勤務自体もちょっと御無理をいただいているところがございますので、5人体制で今後は運行のほうはやってまいりますので、運転手さんの皆様にもちょっと御迷惑をおかけしないかなというところになっております。

以上です。

○議長（那須良策君） 7番、米本宗徳君。

○7番（米本宗徳君） はい。学園のグラウンドの遊具ですね、ジャングルジムに滑り台がついた遊具、あれがですね、ちょっと太陽の向きの関係で、滑り台が光って野球場からものすごく眩しい時期があります。日中ですので、野球だけじゃなく、体育の授業も多分眩しいのではないかなど。だから、あの向きを変えてもらうようお願いしたいのですが、そういうことは修繕費とかでできますか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、ありがとうございます。今初めてお聞きした内容でございます。前期課程の子どもたちがおりますので、遊具に関しては、子どもたちの体幹をつけるために必要なものということで学校教育では必須となっておりますので、迷惑をかけているようでしたら確認をしましてどうにか対応できたらと思います。

以上です。

○7番（米本宗徳君） 以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、3番、小川です。

2点ほどお伺いしたいと思います。203ページの学校教育に関する講演会のことで先ほどお話をしましたが、これはいつ頃、また、対象は言われましたかね、保護者とか、こういった内容で、感じでされるのか、もう1回、すみません、お願いします。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） こちらに関しては、講師の方との協議になると思いますけれども、一応秋ごろを予定をさせていただきたいと思います。対象につきましては、教師、それから保護者のほうを考えております。内容としましては、もちろん学校の教師に対する教育指導の向上、それから、家庭に関しましては、学力及び家庭力の強化を期待しての講演会を考えております。講師に関しましては、そちらのほうに多く講演をしていただいている方を選びたいと思っております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、ありがとうございます。

続きまして、209ページのスクールバス運行管理システム使用料で昨年度から連絡アプリということで計上されておりますけれども、こちらで何か保護者からの

トラブルとか、何か苦情とか、うまく活用できなかったとか、何かそういう点は今現在はありませんか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、私どもには今のところ苦情ということは入っておりません。逆に夜でも入力ができるということで、欠席等の連絡がこれまで電話でしてたのが非常に助かるというお話は聞いております。

以上です。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、保護者の方からもそのようにうまく活用されているということであれば、今後ともですね、使っていただけたらと思っております。

1点だけ、ある保護者からお尋ねがあったのですけれども、そのバスの中での乗車の仕方というか、生徒のそういう指導はされているのでしょうか、というのは、ちょっと何か危険なことがあったという話をちょっと聞いたもので、その点はどうなっていますでしょうか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、スクールバスの乗り方、乗車につきましては、年度当初にお配りするのですけれども、約束事ということで作っております。そういうお話があるのであれば、今一度、またバスの乗り方については周知をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（那須良策君） 3番、小川恵君。

○3番（小川 恵君） はい、対応をよろしく願いいたします。やっぱり危険があったら困りますので、急ブレーキとかですね、あると思いますので、ぜひその点はよろしく願いします。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） はい、5番、山崎です。

221ページになります。ちょっとお伺いしたいと思いますが、子ども会の育成の活動助成金のところで湯山地区が合同で1団体となったという御説明をいただきました。これ助成金のやつですが、ちょうど説明資料を見てみると、実際、前年度が岩野が7団体、湯山が4団体ということで子ども会はなっております。それが今度は、岩野は変わらず7団体、湯山が1団体ということで、団体に関しての単価割というか、基礎的な1団体に対して2万円ということで算出がされることになっておると思います。平等割のところですね。そのあと人数割に単価を掛けるというこ

との合計額が助成金となると思いますが、ここで4団体が1団体になったことによって、3団体分、6万円ほどがショートするような形にはなると思うのですね。団体とは協議をされているとは思いますが、このあたりの子ども会の活動助成金が1つになったことによって6万円もショートするということに対しては、何か保護者から御意見等あったか、この説明もしてあるのか。ちょっとそれも併せてお願いします。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） こちらに関しましては、昨年度からずっと湯山地区のほうで協議があっておりまして、その際も私もずっと入っておりました。会費につきましては、地区からもいただく経費、それから村からいただく経費、それから個人負担を取る経費を加味しまして、2万円でいけるといところで了解を得ております。また、その都度、3月4日の日にも協議があっておりますので、現在のところはそれで了承をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） 今まで4団体でそれぞれでやられていたことが1つになるという効率化は当然出てくるので、予算的にはその辺りは少しく軽く済むのかなというような形はしますが、若干、金額も大きいので、おそらく子どもの数はですね、そんなに多くは変わってないと思いますので、ただ、そういうことでやるということであればですね、問題ないのですが、いろんな形で活動が広範囲になってくると思いますので、その辺りを少し注視していただいて、今後あまり窮屈にならないような形での子ども会活動ができるようお願いしたいと思います。

あともう1点お願いします。233ページ、下段です。給食センター管理費です。給食の試食は大変ありがとうございました。大変美味しい給食をいただくことができました。ここで、そのときも少し質問させていただいたのですが、給食材料費、多少児童生徒の数が少なくなっているというのがありますが、前年度と全く同じ予算ということで、この辺りが物価高騰、もしくはその辺り等々で窮屈にならないかなというのをちょっと懸念しております。栄養士の先生もちょっとその辺りを、今年このままだったらどうかなというようにお話もありましたので、この辺り、もしそうなったときに補正とか、そのような対応を考えていくような感じでの計上ということよろしいでしょうか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） 給食の試食会はありがとうございました。7年度につきましては若干上げさせてはいただいているのですけれども、いかにせん米の値段が

上がってきているということで、学校給食会のほうからも先日連絡があっております。様子を見ながらまた補正で対応できるようにできたらとは思っております。今の段階では努力で今年度は賄うということで聞いております。ありがとうございます。

○議長（那須良策君） 5番、山崎隆浩君。

○5番（山崎隆浩君） お米もですね、水上村産のお米を利用いただいているということでですね、カロリーベースは賄われているということですので、そこ辺りを損なわないような形で連絡を密にとっていただいて、物価高騰対策にも対応していただけるようによろしくお願いいたしますと思います。

大丈夫です。以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） はい、6番、荒嶽です。

総合的な話でお伺いしたいと思います。水上学園についてです。先ほど課長のほうからもやがて1年が経過しますという話でした。昨年前期、後期一体型になった際ですね、子どもたちの戸惑いとか、そういう何ですか、昔で言えば小学生から中学生まで一緒になったところでの子どもたちの態度とか、行動とか、小学校単独のときの動きとは違ったり、また、中学生にとっても小学生が来たことで、またいろいろな立場が変わったりしたことがあると思います。最初から、4月からですね、現在までの子どもたちの様子というのはやっぱり変化が出たのでしょうか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） はい、ありがとうございます。やがて1年が経とうとしておりますが、学校のほうでもアンケート調査を取っていただいております。そのアンケート調査も私たちが共有させていただいております。子どもたちに関しましては、最初戸惑いはあったものの、一緒に遊べてうれしいという御意見もいただいております。その一つの御意見としまして、上級生に1年生のほうが昼休みにずっと引っ付いてくるということがちょっと困っているという話も入ってきております。校長室のほうに休み時間になると小学1年生が校長室に入ってきて離れないというふうに校長からも聞いております。学校の先生の御意見としますと、やはり戸惑いがある、小中学校の壁を取っ払わないといけないということで、意識改革が必要ですということは、当所言われていたのですけれども、おおむね7割以上の先生方が一緒になってよかったかなという感想、アンケートをいただいております。保護者のほうのアンケートも取っておられますけれども、保護者のほうから見ると、まだなかなか手厳しいお話も、御意見もありますが、まだ1年経ってこれからでご

ございますので、努力をしていくしかないかなと思っております。8つの自治体視察を見てきたのですけれども、おおむね落ち着くまでやはり4、5年はかかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（那須良策君） 6番、荒嶽晋君。

○6番（荒嶽 晋君） 先ほど山崎議員のほうから給食試食会の話がありましたが、給食の残菜、1年生が4月入学当時が残菜が多かったという話がありまして、運動会後に急激に変化したという話を昨日伺いました。やはりそういうところで食べられるというのがやはり心の安定の少しあれになったのかなと思って、それ以降からやはり慣れが始まってきたのかなと私はちょっと思ったところでした。

加えてですね、先ほど給食費の物価高騰の話がありました。米は水産産物を使っておられるということです。もしですね、まだまだ値上がりして高いようでしたら、来年からはぜひとも農家から直接仕入れる方法を考えてください。私たちがですね、今現在、これは1つの例としてですが、玄米30キロ1万1,000円でお譲りしています。これを精米すると26キロほどになります。5キロとか10キロとかに計算し直してみてください。買うより断然安くなると思います。そういうところもちょっとせつかく地元が、保護者の中にもですね、農家の方もおられると思いますので、そういう方にも相談するのも一つの手かなと思います。一つの手ですからね。あくまでも学校給食会のほうでしなければならぬというのであれば無理強いはいませんが、そういう方法もあるというのを1つ頭に入れていってください。

以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

4番、杉野久志君。

○4番（杉野久志君） はい、4番です。

いつも並みの修学旅行あがっております。今年、大阪、関西万博ということがありますけれども、行く予定はないのでしょうか。

○議長（那須良策君） 堤田教育課長。

○教育課長（堤田江美子君） 修学旅行に関しましては、関西方面に確かに行くのですが、ルートに万博はちょっと入っていなかったと記憶にございます。

以上です。

○4番（杉野久志君） 以上です。

○議長（那須良策君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで、教育課関係の審議を終わります。

ここで暫時休憩します。再開を午後2時とします。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後2時00分

-----○-----

○議長（那須良策君） 休憩中の会議を再開します。

各課ごとの審議が終了しました。

総括して質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第32号 令和7年度水上村一般会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第33号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第34号 令和7年度水上村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算につい

て、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第35号 令和7年度水上村介護保険特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第36号 令和7年度水上村後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第37号 令和7年度水上村簡易水道事業会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第38号 令和7年度水上村下水道事業会計予算について、討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

本件を採決することに、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本件を可決することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（那須良策君） 全員賛成でございます。よって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議員派遣の件について

○議長（那須良策君） 日程第8 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第129条の規定により、配付資料⑩のとおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、配付のとおり決定いたしました。

もう一つお諮りします。

議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じた場合の措置は議長に一任し、議会の議決事項として行うことにしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

議員派遣の中止または派遣内容の一部に変更が生じたときの措置は議長に一任し、議会の議決事項として行うことに決定いたしました。

-----○-----

日程第9 継続審査申出書について

○議長（那須良策君） 日程第9 継続審査申出書についてを議題といたします。

配付資料⑩のとおり、各委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

申出のとおり継続調査としたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各委員会から提出されておりました閉会中の継続調査申出については、申出のとおり継続調査することに決定いたしました。各委員会におかれましては、閉会中といえども調査いただきますようお願いいたします。

お諮りします。

水上村議会委員会条例に基づく各常任委員会の所管事項について審議事件が生じたときは、各常任委員会に付託することとしたいと思いますが、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

各常任委員会におかれましては、審議事件が生じたときは閉会中といえども審議をお願いいたします。

お諮りします。

本定例会に付託された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います、異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○議長（那須良策君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

令和7年第1回水上村議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午後2時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水上村議会議長

署名議員

署名議員

水上村議会会議録
令和7年第1回定例会

令和7年3月発行

発行人 水上村議会議長 那須良策

編集人 水上村議会事務局長 加藤康

作成 株式会社 アクセス

電話(096)372-1010

~~~~~  
水上村議会事務局

〒868-0701 球磨郡水上村岩野90番地

電話(0966)44-0319